

向つて左の開戸

小岳明神

向つて右側面

天明三癸卯三月二十一日建立

小川半助俊顯

東後の墓石

右側面 弘治三丁巳年十月十六日戦死

前面 江副新八郎信英の魂

左側面 建立江副松之新保忠
江副伊織榮紹

後方の山面石の墓石

小川筑後守

水町右馬助

中元寺新左衛門

西肥古蹟詠に云、

松瀬山頭快戦辰。 神家鋭卒眼無人。 黒衣脚賸田横士。 一死同埋兵馬塵。

むら雲の消し嵐の跡とへば苔むす石に名をのこしけり。

因に記す、金敷峠は觀世峠の西方にあり、現今梅津山と相接す。松瀬山の詩を賦する者、或は梅野山の謬ならん。

蜷打古戰場 金立村

天授年中菊池氏の古戰場にして、深堀文書に千布蜷打と續記しあれば多分金立村の附近なるべし。

九州治亂史に云。

兎角する間に其年も暮れ天授は三年となりぬ。隈府の征西府に於ては先年今川了俊か水島の陣を撤去してより銳意肥後の統治に努め進んで筑後を従へ二月菊池武朝肥前に至りて了俊を攻む。探題了俊之を聞き金立山の南麓千布蜷打に陣して之を待つ。武朝年漸く長じ一舉に今川氏を討ぼさんものと將士を勵まして戦ひけれども了俊には大内氏の應援あり、遂に菊池氏の敗となる。武朝敗兵を纏めて隈府に退けり。此の蜷打の會戦たるやさして大戦と云ふにはあらざれども今川了俊は之より形勢を挽回せり。

蟻打の戦を記するもの各其記事の内容を異にす。姑く諸説を録して参考に供せん。
大日本史云。

菊池武朝天授中奉將軍宮進陣肥前府三年大内義弘率豊前豊後兵來攻武朝逆擊大戰于蟻打我師
敗績植田宮遭害菊池武義武安等死之
事蹟通考云。

天授三年秋八月十二日大内義弘率二豊之兵軍筑前蟻打菊池武朝發兵伐之云々
菊池武朝申狀云。

其剋武朝奉屬將軍宮令在陣肥前國府運諸方計策之處今川仲秋相率松浦以下之凶徒打出博多之
間指遣肥後國守護代武國致大綱合戰追散仲秋畢又大内義弘豊前豊後兩國凶徒相共罷出之間於
蟻打陣致各戰武光舍弟武義入道自關并武安討死畢然而後了俊一類大友少貳大内兄弟數千騎寄
肥後國之間於詫磨原天授四年九月武朝十六歲之時云々
葉室親善申狀云。

去文中今川貞世仲秋大内大友豊前豊後勢を率の發向せしむるの間蟻打陣に於て遂に合戦
し勝利を得云々。

蟻打の地名之を金立・春日・久保泉各村の小字名田字名に發見せず、又蟻打の轉訛とも思はるゝ
地名すらなし。高木瀬・兵庫の兩村に亘り、上淵・下淵・東淵・西淵と稱する數部落あり。或は蟻
打の變轉せしものにあらざるか。但し金立村大字千布と大字淵とは相隣接し且つ高木瀬村上淵
内には荒人神と稱する祠あり、昔名將此地にて陣歿し之を弔ふ者なし。其鬼久しく里民を害す。
後年上人相謀りて石祠を建て荒人神として之を祭れりと言傳ふ。石祠今尙ほ存す。或は此地に
はあらざるか。

八ツ溝古戰場

久保泉村八ツ溝

永祿九年春、神代長良・納富但馬守の古戰場なり。今神代家記に載する處の大要を抄録せん。
神代長良は去年納富信景に欺かれ、千布青土城にて見苦しき敗北を取りしを遺恨とし、如何
にもして其仇を報ぜばやと考へ居たり。恰も好し信景の采地は和泉村尾崎村に在りて其の地
の百姓は悉く川久保水道より水を引きて耕作するを見、家臣古川新四郎に命じて件の水道を
堰留せしめ別に水道を穿ちて水を流し信景が領内には一滴も流さず。但馬守大に憤り嫡子治
部大輔家繁をして長良を打たんとて川久保の下徳永に陣を取らしむ。神代方に於ては兼て用
意したることなれば納富勢を川久保までおびきよせ、伏兵を設けて之を包圍す。治部大輔力

戦すると雖も遂に叶はずして大敗し此地に戦歿す。此の一戦に於て長良の領地は南方巨勢に至れり。

川久保宿西部南原に首塚と稱するものあり。此の戦に於ける佐嘉方の戦死者を埋葬したる處なりといひ、其の附近四本松と稱するは亦治部大輔の死骸を埋めたる處なりと傳へたり。

今山古戰場

川上村今山大願寺一帯の地

永祿十二年春、豊後の大友宗麟佐嘉を侵さんと欲し、兵六萬を率ゐて筑後の高良山に陣し、戸次鑑連・臼杵鑑速・吉弘鑑理等をして兵三萬を以て先づ往かしむ。肥前の人々に屬するもの多し。筑後國蘆塚の城主堤備前守、同國具津の土龜山一竿等交々來りて降を勸む。隆信聞かず。豊兵神代長良を嚮導とし火を放ち、吉弘は水上村に、戸次は春日村に、臼杵は阿禰村に、城は川上村に陣し遙に佐嘉を圍む。四日・神代・戸次・吉弘、三溝村を侵す。我兵之を防ぐ。戸次頻りに銃を放ちて來迫る。我兵負傷多し。戸次は陣を蝸久村に、吉弘は陣を長瀬村に進む。我が將鍋島直茂多布施村に出で、八戸宗陽・神代長良、及び豊兵と戦ふ。八戸等敗る。直茂之を逐うて植木村に到る。隆信また多布施村にいたりて戦を挑む。從士百武志摩・合滿民部敵を破る。臼杵亦豊筑の兵を以て阿禰村・境原村より佐嘉に向ふ。蒲地・江上・小田・重松・筑紫・馬場・姉川・本告・横

岳・山田・宗・箱川・江口・綾部等豊兵と共に我東方を侵す。時に豊兵に和を唱ふる者あり。肥後の國人城親久双方に入りて和議調ひ、隆信家臣納富但馬守・秀島四郎左衛門等を出して質とす。豊軍も亦毛利氏の兵我を援ふと聞き倉皇として兵を還す。

元龜元年三月、大友宗麟、我質秀島四郎左衛門等竊に肥前に逃歸り隆信約にたがふを憤り又高良山に出陣し佐嘉を侵さんとす。戸次は阿禰村・境原村に、臼杵吉弘は春日村・川上村に陣す。志賀田原一萬田筑後より水軍を以て寺井早津江を攻む。大友親秀兵八千を率ゐ神代を嚮導とし川上村に至る。有馬義純兵數萬を以て豊に屬し、砥川村・丹坂牛尾村・佐留志村等に屯す。江上・高木・横岳・犬塚・馬場・筑紫・綾部・藤崎・本告・姉川等皆大友に屬し千布村・金立村に陣す。多久大村・西郷・平井・嬉野・辻・長田等また兵一萬を以て豊に屬し牛津江に沿うて陣す。我兵之を防ぎ諸將を部署し東は鍋島信房・同直茂・小川信友等之を守り、南海岸は龍造寺長信之を守り、西砥川村・丹坂牛尾村は龍造寺信周・龍造寺鑑兼之を守り、北川上村は龍造寺家就・納富信景・廣橋信了等之を守る。四月信友を先陣とし、信景を二陣とし、隆信自ら三陣に將とし、中田村・千住村の敵を伐つ。蒲地・田尻・酒見・城島等高尾村を侵かす、我兵之を防ぐ。七月、筑後の水軍また寺井を攻む。與賀・川副の土兵鯨江村無量寺の僧及び北村清兵衛等を將として之を防ぐ。鹿江・石井・

南里等また之を防ぐ、水軍潮に従ひ引退く。直茂また豊筑の兵と橋津村に戦ひ斬獲頗る多し、我兵の負傷亦少からず。八月隆信、戸次が陣を伐つ、直茂等大に戦うて敵を破る。隆信また豊兵を巨勢村に破り、若富村・犬童村に至る、斬獲算なし。戸次・白杵・吉弘、阿禰村に退き。遂に茶臼山、火隈に逃る。神代・八戸・中佐嘉より來り高尾村を攻む。直茂之を撃ち斬獲亦多し。親秀漸く進んで今山村に陣す、豊筑の兵三萬之に従ひ、春日村・川上村・眞手村・今山村等に陣し、其先陣於保原にいたる、十九日夜直茂・親秀が今山の陣を襲ふ。初め直茂の城を出るや土の屬するもの十七騎、成松・信勝先陣たり。隆信亦繼いで出づ、從兵千餘人、納富・信景・田中一游軒先鋒たり。直茂今山の西を歴て、藤折・森川の間に向ふ。新莊村・江頭村の土兵來屬す。已にして兵の我軍に來屬する者益多く、遂に千人に至る、皆徒歩疾走して直に親秀が陣に至り、吶喊之を衝く。陣大に亂る、我兵斬獲甚多し。夜已に明く直茂北るを逐うて山に入る。信勝早く親秀が走路を計り、叢中に伏して之を待つ。至れば則ち之を斬る。初め直茂・隆信と約すらく我が吶喊を聞かば旗下亦起て聲を合せよと。今山の銃聲及び吶喊の起るや、信景・一游軒、聲を合せて齊しく馳せ豊軍を撃つ。小城の士、鴨打・持永・宮崎・古賀・陣内・平林・野田・大塚・彌頭司・別當坊等、數千人、又深川村・江熊野村より馳せて我兵に會す。豊軍大に敗れ先を争うて逃走す。我兵追撃

す。敵の死するもの千餘人、谷に陥り崖に投する者亦多く、伏屍野に滿つ。則ち納富但馬聚めて之を埋め、於保村及び今山に首塚を築く。我兵死する者僅に百餘人なり。九月隆信また豊兵を若宮村に破り、追うて神崎村に至る。此に於て豊兵我地に隻騎を留めず。(佐賀縣誌による)此の戦に於ける敵味方の主なる戦死者は直茂公三徳譜に載せたり左に録す。

敵討死の者

- 森 大膳亮 豊後士
- 田原大隅守 全國
- 林式部少輔 全國
- 林中務少輔 全國
- 三城尾張守 全國
- 三城 源介 全國
- 吉弘内藏助 全國
- 豊饒彈正少弼 筑後士
- 副島式部少輔 太刀下
- 納富但馬守與力 太刀下
- 辻 左馬允 太刀下
- 鴨打陸奥守家人
- 菰原 大膳 組討
- 備後浪人氣衝者也
- 荒木 勘助 太刀下
- 北島河内守 太刀下

同生捕の者

城 越前守 肥後士

成松刑部大輔家人
成松大膳亮

柄長左馬允 生捕

隈部式部大輔 全國

菅五條殿 筑後士 先祖筑州矢野山
へ流人公家也

同國侍討死の者

古川眞清入道 神代家人軍奉行

三瀬内藏助 全家人

持永治部丞 館下

杜左馬大輔 全家人

名尾平右衛門 全家人

河波三郎右衛門 全家人

味方討死の者

鹿江右京亮 石井又次郎 納富孫九郎 中島三郎四郎 田中兵部左衛門 大塚伊豆守

古館織部允

大友親秀の本陣は今山八幡原と稱す。江熊野の北部にあり。今尙ほ荒蕪の草野茫茫たり。親秀

が此地本陣を移せしは夜襲の前日十八日なるべし。或書に云。

八月十八日。納富但馬守信景廣橋一祐軒入道信了黒土原保に押寄しが其利を得ずして引退く。

于時伊東兵部少輔家秀入替て相戦ひ軍勝利を得たり。今日大友八郎今山へ陣替す。

親秀戦死の場所は按ずるに大願寺村西方溜池の西北赤坂東裾の邊なるべし。或書に云、

大將は近習共に引立られ今山の後を越へ夜明けて川上へ出でんとす。此時相從者杉原刑部右衛門西嶋内近之頭早見夜又五郎等以下僅十八人なり。月陰曇り薄暗き赤坂邊をたどる所成松遠江守信勝は手勢五十人の内勇臣成松大膳柄長左馬之允等の武勇拔群の七人を引連れ赤坂鬼塚の後なる小松の陰にかくれて之を待居たり。夫と見るより躍出で大音に呼びけるは龍造寺譜代の勇臣成松遠江守信勝と云ふ者なり、大友八郎殿と見たるはひが目か、信勝不肖なりと雖も一度鍵を致さんと眞一文字に突懸る。大將親秀今は何とか致すべき。我未汝をば知らざれども初めて見參よ、我手に懸り此世の暇と取らせんと、互に曳々聲を擧げて一生懸命秘術を盡して戦ひける。而して八郎は大長刀成松は鍵を持つ。成松力を込めて八郎が腹をぐさりと突込む。鍵先を八郎は手繰寄せ刀を抜いて切懸る。成富が從者後より御檀那御手元擦けてと云ふより手早く成松は鎗の手元をこち上げたり。さすがの八郎何條以てたまるべき、後へど

つかと崩れけり。成松終に首をぞ討取りける。
親秀の墓、當時は戦死の現場赤坂山の東麓に埋りたる由なれども、其鬼往々里民をなやましければ、後之を赤坂山の頂上に移す。一片の斷碑、佐嘉城に背て北面せり。土人傳へ云ふ南面せしむれば何時の間にか復た北面すと。

大友親秀墓

森 周 藏

昔時何處闘精兵。曠野蕭條暮鳥鳴。傳説英雄千載恨。殘碑斷不向榮城。

今山懷古

八 並 睡 翁

野渺々兮草茫茫。終風且噎殺氣揚。山猿晝泣狐夜哭。不問知是古戰場。昔當室府綱弛日。英雄四起各爭力。後豐太守名宗麟。縱橫振鋒稍蠶食。四海草木望風靡。九國既已吞七國。嗚呼偉哉我先日峰君。譬如孤鶴在鷄群。偏安尺地獨樹旗。縱死敢爲降將軍。友氏中有八郎在。豪強凌人貪且狠。戰攻乘勝氣益揚。旌旗十萬來軍茲。自期孤城唾手取。軍中置酒慰兵士。榮城當日累卵危。欲保難保逃何之。進退維谷實無策。一家存亡迫此時。不入虎穴焉得虎。不如乘暗即出師。謀定猶恐士心惑。乃假神語決群疑。君臣纔是十六騎。夜出城門赴北地。鞭聲蕭々道路靜。將兵稍自東西至。衆皆同心一當千。含枚潛窺敵營內。營內盡醉舞且歌。豈料神兵擁

大牙。英鋒一出誰能支。捨甲曳兵雀避羅。馳突追北殺獲夥。大將亦意斃山阿。當時何者爲建碣。今日誰復吊姦俠。永有魂魄怨榮城。碣石不敢向南立。君不聞戰唯在和不在衆。特衆取敗君自用。何不自省却怨人。遺羞千古何其恣。

川上古戰場

川上村川上松梅村都渡城一帶

此地川上川の岸に沿ひ山地平野の別るゝ處、佐嘉山内雙方の要衝に當るを以て古來兵馬馳驅の巷となりしこと數を知らず。應永十一年九州探題澁川滿頼千葉氏の兵と交戦し、千葉氏大敗、其將中村遠江守・巖部伊豆守・垂井因幡守、及び今川の諸將此處に死す。其後龍造寺・神代兩家互に相角逐するや、干戈相尋ぐこと多年、川上村の地屢混戦の場となる。天文十四年正月龍造寺家純以下、馬場・神代二氏の兵に慘死し、永祿四年九月龍造寺隆信、神代・八戸の軍を此に壓殺す。

此地の傳説に云はく、陰曇の日夕刻惣座渡を渡る者往々荒風に遭ふことありと。蓋し頼周の鬼禍をいふならん。

西肥古蹟詠云。

河上帳營據上游。一時猛將競雄秋。如何累葉葉家卒。屍積丘山落水流。

古りし世の騒ぎにも似ず櫻さくこの河上に人ぞひれくる

大友侵入遺蹟

川上村大願寺

五社大明神の祭神は仲哀天皇・應神天皇・神功皇后・姫大神・春日大神。由緒勸請年紀不詳。口碑に傳ふ、北條時頼行脚僧となり諸國を巡視するに當り此地に來りて偶々病む。祈願疾癒ゆ。歸て之を建築し、美盡し善盡せるも、大友の兵燹に罹りて烏有に歸し、今の社殿は爾後再建せるものなりと。其附近に古礎石の存するあり、巨大驚くべき當時建築の宏大なりしこと想見するに足る。

九州軍記云。

八郎は二三日川久保に在つて敵の狀勢を伺はせ其後都渡城に忍來り塚原・春日・川上・大願寺・今山の所々山野充滿せり。川上淀姫大社を始め五社の大宮今山男女大社及び光明寺近邊の神社佛閣皆悉く焼拂ひ陣場を廣め立續さける云々。

八、口碑傳説

風土記に曰く。

昔樟樹の甚高くして榮えたるあり、朝日の影杵島郡蒲川山を蔽ひ暮日の影養父郡草横山を蔽ふ。日本武尊巡行の時之を覽て曰此地は榮えの國と謂べしと、是に因て榮の郡と曰ふ、後改めて佐嘉郡と號す。或説に曰、佐嘉郡川上川の上に荒き神あり、往來の人半は生き半は殺さる。大荒田と云者あり、其由を占ふに、大山田女狹・山田女といふ二人の女あり、云へる事あり、曰く、下田村の土を取て人の形馬の形を作り此神を祭らば必ず和まんと、大荒田即ち其言ふ所に從て之を祭れば神其祭を受て遂に和めり。此に於て大荒田曰く、此女は實に賢女なり賢女を以て國名と爲さんと、是に因て賢女郡と曰ふ。今佐嘉郡と謂ふは訛れるなり。と、昔は多く佐嘉と書く、今は全く佐賀と書く事となれり。

浮孟に於ける金立權現

新北村大字寺井津宇棚

異本肥前古蹟集抄録に曰く。

「寺井津は金立大權現御來朝の時、神上らせ給ひし海路なり。坂本の社より垢離かき海路あり。是權現來現の靈地なれば國中の貴賤市をなし、神水潮をとり佛前に奉り家々に持歸り、六根清淨の祓とて之を振れば、家内の祈禱となり諸願必ず満足す。」

傳説云。今を距る二千百三十三年の昔、孝靈天皇の二十二年、秦の始皇方士徐福をして東海に

入り不老不死の薬を求めしむ、徐福は、童男童女七百人を率ゐて海を航し寺井の邊より上陸せしと、金立神社の裏手河岸は汐井場(祓の水を汲む場)にして金立権現御上陸の場なりといふ。此處に片葉蘆の茂れるあり、其葉は一方にのみ出づ。是れ権現御上陸の際おしわけ玉ひしによると言ひ傳ふ。金立権現御臨幸(雨乞)の折は各地より集ひ來りたる人々手にく此の片葉蘆をとりて歸り祓の爲めにす。又此の處に足痕石あり、権現の足痕なりといふ。尙面白き口碑こそあれ、除福は安着を祝ひて酒杯を海上に浮べしが、其酒こぼれて、不思議にも鳥をなせり、之今の浮盃津なりと云ふ。別に傳ふ、除福、薬を求めんとせしも其あるところを知らざれば神佛に祈願して曰く「この杯の流れ寄るところ必ず薬あらん。」とて海上に杯を浮べしが此の島に着きたりとぞ。かゝる靈地なれば大潮・大水起り當里の村は水下に没すと雖も、當津のみは浮き盃となりて浮び得るといひ傳へ、當津の人の誇るところにして祇園祭の提灯の繪、消防夫のしるし等に浮き盃の繪を用ひたり。今も尙當津に大盃あり、権現の乗り玉ひし盃なりといふ。別に権現が盃に乗りて渡海せらるゝを畫ける巻物、一軸ありしが二十年の浮盃の大火に焼け失せたりといふ。

聖人塚 せうじんづか 新北村浮盃津

浮盃津に聖人塚と稱する一個の塚跡あり。今は目標となれる一老松によりて僅に之を知るを得べし。

由來記に曰く

此塚一名勝茂塚とも云ひ、天正十四年十一月十八日出羽國木食勝茂上人普陀落世界へ渡らんとて水定ありし所に塚を築き、印の松を植ゑ後に阿運上人と申し奉るなり。云々。

千歳川の「エツ」

倭本草に云ふ、

エツは筑後の柳川肥前の寺江の海にあり。海上り河に登る河海の間にある。大口魚に似て身せばくらすし。長さ六七寸以上一二尺に至る。色は銀の如く或は淡黒にして目口相近く鱗小なり。水上にうかびおよぐ。肉中に細骨多くして毛の如し。骨柔なり。鱈、さしみ、かまぼこ炙として食す。味かろくして脆美なり。多く食ふべし。夏多くあみにかゝれば動かさず死にやすし。早く臭(クサ)る。今其形状を詳にきくに鱗魚によくあへり。

口碑に傳ふ。昔弘法大師三瀨郡鐘ヶ江の渡を渡らんとし給ひしに、渡錢の持ち合せなかりき。渡守は渡錢なければとて拒みて渡さんともせず。大師遂に「我は空海なり、我が願をいれなば

其身必ず果報あらん。」といひ玉ひしが、渡守は信ぜざりき。大師すなはち傍に生きたりし蘆の葉をとり、「錢の代りに之れを河に流さん、必ず魚となるべし」とて投じ給ふに果して數回水面を泳ぎ廻りて沈みたり。渡守驚きて大師を渡したりと。今も此川に住む。

目達原復讐の發端地

嘉瀬村大字中原

訣別松の西方にて四面社馬場附近の街道に目達原復讐の發端地として傳へらるゝ所あり。多久邑百姓與四兵衛といふ者佐賀に出て、日暮れて歸途に就き扇町繩手にて藩士蒲原右膳に往當り、右膳に殺さる。其子吉之助脱走して武雄に行き、熊本の劍客宮本武藏と同宿して門弟となり、熊本に於て擊劍を學ぶこと五ヶ年、其蘊奥を極む。武藏伴ひ來りて佐賀藩廳に出頭し、復讐せんことを願ひ、文祿元年八月目達原に於て其讐たる右膳を斬殺しぬ。この地は即ち今尙ほ其復讐の發端地として語り傳へらるゝ所なり。

矢櫃の森

久保田村大字徳萬

六條天皇の安元中領主窪田因幡守藤原利常事により讒を蒙り筑前國香椎に蟄居す。利常一日も早く其冤の解けんことを祈り、其所願成就の上は窪田に歸り香椎社を建立し、永く之を祭祀せんことを誓ふ。幾くもなく罪を赦され、窪田に歸りしに或夜現時の神社の西南に當れる森に香

椎より白羽の矢飛び來りしを夢み翌朝之を見るに果して其矢あり。故に之を取り石櫃に納めぬ。爾來此森を矢櫃の森と云ふ。始め此に香椎社を建立せしも火災のため再建の時現時の位置に遷したりと傳へらる。今は其森殆んど開拓せられて田畑となり僅に數坪の森を残すのみ。

蠣久府

鍋島村大字蠣久字蠣久

太宰少貳及び九州探題府治の跡即ち古佐嘉なりと傳ふ。蓋し上古海に瀕し地に蠣蛤多し。景行天皇の皇子日本武尊小舟に駕し着岸の地にして當時蠣殻多し。皇子曰く、蠣踏み去ると。邦讀蠣久に近し。今蠣久に作る。是れ地の名を得る所以なり。

往昔同地以南の諸邑は一帶の海にして陸地未だ成らず。後漸く陸となり村邑を成す。南面一望皆沖にして沖の宮といふあり、沖田と名く。江頭・江里・江口等の名稱亦た之に基けり。其他納徳・帆立・船比良といへる地名あり。昔唐人納徳破船の跡にて今尙ほ淤泥幾尋なるを知らず。帆立といふ處は數十年前迄は帆柱の上端水に陥て見ゆるものありたりといふ。

西肥古蹟詠曰

兵馬當年震鎮西。

兒童亦說舊探題。

方逢郡國歸封建。

百世右文輝壁奎。

馬車市をなせしといふ門のあとの林にむら鳥ぞなく。

龍樹菩薩

鍋島村大字彌久神社境内

肥陽古跡記に曰く、

佐嘉郡彌久里肥前國府中也往古入江而船泊也或時海人水底長一丈餘佛像を見る即其佛像を網に掛て引上ぐ久しく海底にありと見えて佛體に彌から付けり故に處の名を彌久と名付く此像は即釋尊十四代の祖師龍樹井の尊像なり此像を安置する處の東に菅公靈を祭る。

と、其佛像につき舊記の傳ふる所によれば、一千數百年前の往事、一日南風天に震ひ波濤天に激し氣運甚怪し。遠く海上を望むに物あり、潮に隨ひ漸く江濱に近く、引揚るに大六佛像なり、見るもの此割木凡木にあらず其作も亦凡作にあらずと、是を以て一堂を構へて之を安置す、然れども其何佛なるを知るものなく、又た何處より漂ひ來りしかを審にするものなし。往來のもの唯だ默拜するに止るのみ。其漂ひ着きし處今岸川の丈六是なり。其後數百年を經、僧空海入唐し歸朝の後始めて此佛像たる眞言の第三祖龍樹菩薩の遺像にして赤梅檀を以て刻めるものなること判明するや、地方のもの擧て之に歸依し、資を捨て身を擲ち堂宇造營の事あり。三重の樓門・鐘樓・廻廊等其莊嚴殆んど言ふべからず。號して妙雲山と稱す。後數百年を經て三日三夜に互れる大災に罹り一字も残らず盡く灰燼に歸す。世に彌久の三日焼けと云ふは是なり。次て

再興の議ありと雖ども成らず、空しく荒原となりて今日に至れりとぞ。

木起地藏

高木瀬村川原

國分寺總門の跡なりと傳ふ。土人の言に曰く、昔此地に樟の大神木あり。文政十一年八月大風吹起りて此樹根倒し將に地藏の堂宇に落懸らんとす。依りて庄屋蒲原忠右衛門村民と協議し明旦を期し小川村の樵夫某に囑し之を伐採せんとす。其夜丑刻此の方向に當りて曳々聲あり里民之を恠む。翌くれば樟樹元の如く起立てり依りて稱して木起地藏と云ふと。當時は參詣老弱男女頗る多く時に代官所より制止したることさへありとぞ。今猶ほ參詣の人ありしが近年平尾天満宮に合祀せられて其遺跡漸く湮滅せんとせり。

高木土器の由來

高木瀬村川原屋敷

上高木に屬し多布施川に沿へる一小部落なり。口碑に曰く、昔此地は土器屋敷といひて此處にて土器を製造せり。豊太閤名護屋陣の御用土器及び屋根瓦等も悉く此地の産なり。今猶ほ地下少しく之を掘れば土器及び瓦の破片多しと。

肥前古跡記にも左の如き所載あり。

此里に家永彦三郎、眞崎某とて土器作あり。是も昔より八幡に奉る土器作る者なり。太閤秀

吉公名護屋御陣の時、土器を作つて奉るに即日本第一と云ふ御朱印下給ふより、一門はびこりて今も彼家永秀三郎が子孫有つて朱印を持傳へたりと。云々。

或人曰く。家永秀三郎が土器製造の元占なりしことは相違なけれども、實際其製造に當りしは國分村なる平松源右衛門と稱する者なりと。猶ほ平松家々譜にも左の如き文字あり。

源右衛門保溫譜

文祿年中豊臣太閤殿下朝鮮御征伐之時、殿下自肥前唐津名護屋城御出馬御陣被居候由、其節上道筋御通路被成上佐嘉尼寺宿に御休成る。龍造寺御後室慶開院様爲御馳走、土器に握飯を盛り御献上被成候、處殿下にも御手自被召上家柄握飯能杯御賞美被遊、握飯の御饗殊の外宜有りたる由、其時土器師彦三郎長右衛門に手傳、右土器燒立差上候由其節土取床等持抱の畠地より差出候由にて土元と唱へ毎歳年始直禮土器壹組宛今に土器請元迄進入致來候。世に高木土器と申傳へ候由、右工職の御朱印をも被下たる由など申傳候得共其節事實不詳。尤も右御朱印在家に召置候事甚だ恐多こととて天満宮寶殿へ奉納いたし置候處延享年中社殿燒失之節俱相燒候由。或は四國修行者忍取柳川へか持行賣拂候とも區々申傳候。

今猶ほ春日村國分に土取床の跡あり。又源右衛門譜中にも當所は高木氏の領内なる故高木土器

の名稱ありなど辯じあれば、高木土器の製造場は川原屋敷國分等數箇所ありしなるべし。現今は高木土器名實共に廢絶して殆んど知る人なし。

高木瓜 高木瀬村

今の大字高木大字東高木の地は昔より前栽物の栽培盛にして高木胡瓜、高木茄子の名夙に世に著はる。

太宰管内志に云。

又此所に古河とて瓜の名物あり。眞瓜・姬瓜・白瓜・胡瓜・大瓜・小瓜・冬瓜や角々豆の花におく露の光源氏の忍地夫れにはあらで破家いぶせき賤がふせやの軒場にさがり、垣根にぶらめく夕顔の花の盛冷き飛蟲蜻蛉つなひてやもと云へば童子供寄集りてかななく男とんぼう高上り蟲喰地へつけ蜻蛉茄子畠の畝くるりころりと廻りころめく姫瓜。だいてねんよら／＼こねんやう。乳飲め／＼ねねがもりはとちいた。河へむつきあらひに、跡追するなるれ／＼。物くれうぶら／＼。蓼磨魚和てくはしよ愛らし坊や可愛坊や。あれ見よ子供西から日の出る東から鬼の出る荒畏や。

古河と稱するは地名ならん。今も東高木の東北部に古河と稱する地區あり。然れども茲に所謂

古河は此邊一帶の地を差したるものなるべし。

尼寺 春日村尼寺

維新後まで一小宇を存したれども、明治廿六年大風のために倒壊湮滅せりといふ。續紀十四卷に云。

天平十三年三月云々毎國云々尼寺水田十町云々一十二尼其寺名爲法華滅罪之寺。今本類聚三代格に云。

一國分尼寺先度之尼十人後度之尼十人合廿人布施供養同爲一法准先十尼之中一人死關即依先勅早滿彼數仍國司國師共簡定申官待報符行舊復後十尼者不豫此例云々。太宰管内志に云。

元祿圖云。佐嘉郡上佐嘉郷尼寺村あり。是正しく古尼寺の有りし處と聞ゆ。云々。

今は翁薈たる竹林中に大昌尼寺、即法華滅罪寺の址あり。碧竹涓々、雜草離々、其間礎石の點々たるを見る。其西南隅に瓢箪形の小窪地あり。土人の言に依れば昔は淨水滿々たる一個の池水にして、滅罪寺の尼僧が此處に己等の法衣及び護國寺男僧の法衣をも洗濯したりしといふ。同寺倒壊の際には其洗濯代を記載せる帳を發簿見せりとぞ。

城崎 春日村

春日村東部の一部落尼寺宿の東方にあり。

和名抄に云ふ。

佐嘉郡城崎 木佐

肥前風土記にいふ、佐嘉郡郷六所の一に屬し、古より其名顯れたれども其所在多く人に知られずと。

風土記纂註に云ふ。

城崎今はじやうざさと讀むべし。春日村にあり。

此地の傳説に云ふ、昔鎮西八郎爲朝の九州に下向するや、巡りて此地に来る。偶日暮時に國分寺の門前に一小屋あるを認め、之に就いて宿を乞ふ。此の家女主と幼兒と二人暮しなり。屋宇陋矮、衣服襤褸、されと姿容端正、面貌清秀、自ら常人と趣を異にせり。爲朝よりて其素性等を問ふ。婦曰く我等は元此地の地頭國分某の婦なり。夫は數年前既に此兒を残して早世せり。兒の叔父之を機とし、黨與を語らひて終に某地を掠奪し、我等母子を追へり。故に境遇此の如しと。言未だ了らず、既に漣然たり。爲朝之を憐み、其後此兒を輔けて叔父某を滅し、其領地

を恢復せり。兒は成長して亡父の跡を繼ぐ、國分尊光即是れなり。後、尊光城を構へて之に居る。今の城徳寺は其址なり。尊光、後年更に春日村に一寺を建立し尊光寺と稱す。これ聽て高城寺の前身なりといふ。尊光寺今は廢寺となりて其址明かならず。按ずるに春日前隈山の麓なるべし。

妙樂寺村の由來

久保泉村

肥陽古跡記云

佐嘉郡川久保大日、金立山繁昌之時樂寺千坊后寺千坊本坊合三千坊あり。彼妙樂寺之本尊也、云々。同所に后寺と云處あり。延喜天皇御后此川久保生所縁有に依て觀世音の尊像を建立し給ふ。后寺一千坊之跡是也。今聊其跡有れども參詣する人なし。

村名の起因蓋し之に基くなるべし。其後堀河天皇の御宇山潮出で、寺院悉く流失し、現今は唯だ此の地名に古昔を偲ぶのみ。而して妙樂寺の本尊大日如來の尊像は今猶ほ川久保妙福寺に奉祀せり。

山田

川上村

川上川の畔、川上宿の南に接す。東山田・西山田の二部落に分る。

和名抄云。

佐嘉郡山田郷也萬多

増田于信曰。

山田の地名は安閑天皇の皇后春日山田皇女の女代田に基因するならん。(日本紀參考)

肥前風土記云。

佐嘉郡西有川曰名佐嘉川云々山川上有荒神往來人半生半殺於茲縣主等祖大荒田占問于時有土蜘蛛大山田女狹山田女二女子云取下田村土作人形馬形祭祀此神必有應和大荒田即隨其辭祭此神神歌此祭遂應和之於茲大荒田云此婦如是實賢女故以賢女欲爲國名因曰賢女郡謂今佐嘉郡訛也

貞幹翁曰く、大山田女は姉、狹山田女は妹なり、山田村に注める姉妹の女を云ふなりと。太宰管内志にも土蜘蛛、大山田女、狹山田女とあるも此山田に住めりし人なるべしとあり。延喜式云。

佐嘉郡山田驛

或書に「山田驛も此村に在りと聞こゆれども何れより何にかよひし道なりと云ふことは未だ確

かにも考へずなん」とあり。

元祿圖云。

佐嘉郡東山田西山田

西國諸家盛衰記云。

大友八郎は肥前國春日河上真手山田大願寺東西三里が間は寸地を残さず陣を取る云々

國史類に山田の文字を散見すること屢なり。此地が天文・永祿・元龜の頃、時々戰場兵馬の巷に充てられしことは疑なき事實ならん。

川上の起原 川上村川上

肥前風土記云。

山之川上有荒神往來之人半生半殺云々又此川上有石神名曰世田姫云々

糸山貞軒翁著風土記纂註に依れば、石神は淀姫社の西方山上にありとなせり。現地詳かならず。

或は松梅村下田にありと云ふ者あり。川上なる地名の起原に就ては俗説多し。然れども何れも無稽に失し、信ずるに足らず。風土記に云ふ所、其意蓋し川の上流と云ふにあらんも川上の稱は之に起因するか。

名護屋 川上村平野

川上川に沿ひ小城神崎の通路に當る。昔豊太閤名護屋出陣の折往復此地にて休憩せり。依りて

此名ありといふ(魚小屋の轉化なりと云ふ)。明治二十二年市町村實施の節は此の名稱を以て川

上村の全部に冠せんとせし事ありとぞ。

某家の記録に云ふ。

文祿年中豊太閤殿下朝鮮御征伐之時殿下御自身肥前唐津名護屋城御出馬御陣被成候其節上道

筋御通路上佐嘉尼寺宿御休被遊云々

此の地、古樟蒼鬱、竹林繁延し、川に長橋を架し、岸に茅舎散點す。南に石間の松林を眺むべ

く、北は梅野川上の勝區を望むべし。天山の峻嶺亦嵯峨として其間に聳ゆ。行人杖を止めて樹

下に佇立するもの渺からず。

池 上 川上村

川上村の南部鍋島村に隣接する一部落なり。

宇佐大鏡云。

肥前國光納領奈良村平方村池上村澤村原村新子村山田

奈良田は今の檜田ならん。池上の西方に接し、川上村に屬する一部落なり。平方村以下今は詳ならず。

下田 松梅村

今は川上川の東岸に沿へる一部落なり。

肥前風土記云。

山之川上有荒神往來之人半生半殺於茲縣主等祖大荒田占問于時有土蜘蛛大山田女狹山田女二女子云取下田村之土作人形馬形祭祀此神必在應和大荒田即隨其辭祭此神神歎此祭遂應和之此地に佐嘉の先哲石田一鼎の墳墓あり。

都渡城 松梅村

松梅村の南端にあり。都人來と云ふ。今は都渡城に作る、神功皇后の九年夏四月將に韓國に事有らんとし、西巡此地を経て漢津に至り給へりといふ。都人來の村名、及び川上村の官人橋の名蓋し之に基けりとぞ。

西肥古跡詠に云。

神皇鸞駕遠西征。傳道士人額手迎。臨浮玉川何處所。荒村猶幸係都名。

流れての世々にぞ忍ぶ姫神のこの川上に釣りし昔を。

八並睡翁詩に云。

溪間百尺玉紅腰。恰是嵐山渡月橋。且有遊人學都樣。紅裙飄處履聲嬌。

此地また永祿四年九月十三日龍造寺神代兩家の古戰場として名高し。(川上古戰場參照)

折敷野 松梅村折敷野

往昔後鳥羽帝蒙塵して隱岐に在し給ひし時、海潮の響にいと御悲傷を加へ困じ給ひて遷居を謀り、神埼郡鳥羽院村に微行せさせ給ふ。其砌此地に御休憩あり、敷物の用意も備はらざりに依り柴を折りて敷かせ給へりといふ。折敷野の名蓋し之に起因せりとぞ。

三反田 松梅村

松瀬・梅野及び内野の翠巒此地を繞圍し、川上の碧水また此間を流れて南に注ぐ。仰いで樹籟の颯々たるを聽き、俯して河瀬の滔々たるを耳にす。昔柴山先生此地に住し小桃源の名を命ぜりと云ふ。此地又昔の宿驛の跡たり。

宿子三反田

福田 東洛

盡日經過水石間。好奇心甚不堪艱。二更纔定卸裝處。先問詩人千紫山。

花柳一園傍水濱。

從來清福屬詩人。

小桃源裏日將午。

嫩絲蘭紅粧點春。

井手原 松梅村

川上川に沿へる村落にして小城郡南山村内野と相對し舟渡場あり。河幅廣く水流緩にして四方の峯巒倒さに姿を寫し頗る風光に富めり。岸頭に辨財天の祠あり意土俗之を潮浸の辨財天と稱し昔は潮汐此地まで及びたりと言ひ傳ふ。

第三節 古社寺

一、古寺社

大堂神社

東川副村字大堂

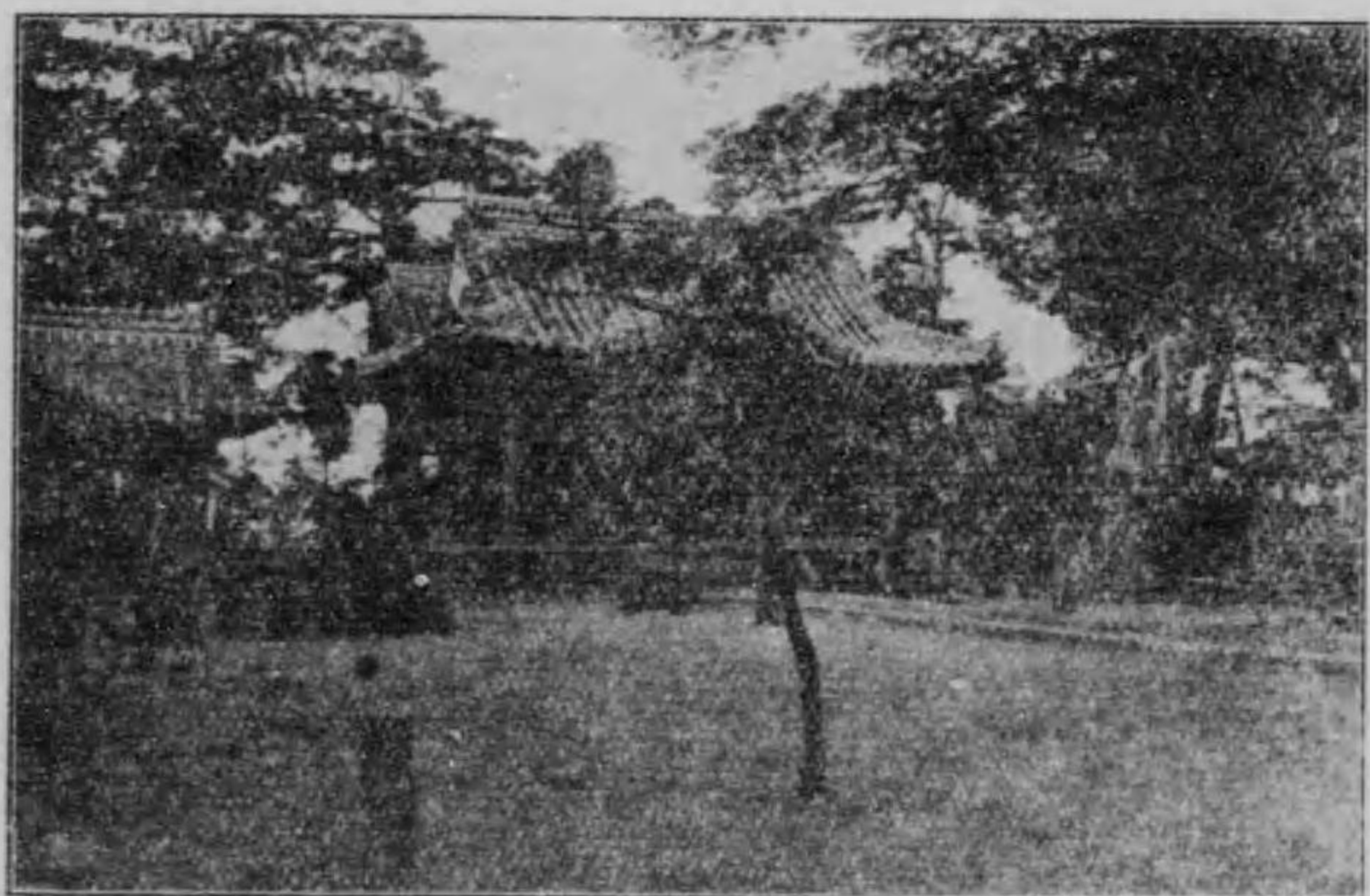
大堂神社(六所大明神)は事代主神・大山祇神豐玉姬神を祭り、川副の官領諸富修理大輔の勸請に係る。
肥陽古跡記云。



大堂神社 (東川副村)

佐嘉郡 川副東郷ノ内 大堂六所大明神平親王將門の神靈也。後宇多の院の御世、蒙古の賊吾朝に責來。其頃小田祐者夢に大堂大明神出現して白羽の鎗矢を下し給ひ、汝此矢を以て蒙古を退治すべしと宣と見て夢覺ぬ。其事を太宰少貳政資に語る。政資又同夢想を得たりとて彼社に詣るに白羽の鎗矢あり。此趣を奏聞するに即異賊退治の宣旨を下し給ふ。云云。

天皇の勅願として弘安二年大堂村社頭在に社堂を建立遷宮ありたり。蒙古の敵艦西海に覆滅するや、天皇の叡威あり。永仁中六所宮を新に造營せられ、後正月に至り祭典の爲め祭田五十町餘勅許せられぬ。爾後小田氏の尊崇極めて厚かりき。明治四年二月十五日村社に列せらる。



(新 北 神 社) (新 北 村)

實物には小田政資及び祐光の書翰あり。

新北神社

新北村三重

新北神社は素盞鳴尊を祭る。川副三郷の崇廟神として用明天皇の御代建立せられたるものにして、本年まで凡そ一千三百三十年を経たり。但出雲大社より御遷座に付、新に北より分齋し奉る謂れを以て、新北大明神と號し奉るといふ。嵯峨天皇の御代、勅使三條大納言安基卿を以て御再建遊ばされ、康民の尊崇は勿論、佐賀藩主祖先以來崇敬の社なり。相殿の神、玉依姫命は、當國一の宮淀姫神なるを以て、萬治三年佐賀藩主光茂の勸請にかゝれり。明治四年十二月二十九日郷社に列せられ、同四十三年三月十三日指定神社となる。

本社に一古木あり。

肥前古跡記云。

御社殿の東に大木あり。中比葉落ちかれて青葉一つもなくなりしに寺僧これを歎き大般若經を囃讀して神木蘇生のことを祈りければ、綠出でもとの如くなり、何木といふことを知る人なし。或時大風吹いて西にさしたる枝所れけるに、靈香社外に薫してければ、神主怪んで御圖をとり信心の人に切てあたへしを、長崎へ遣し數珠にひかせけるに、誦數挽驚き是は赤栴檀なりとて禮拜す。其後此の木を都に上せ侍るに、京の者共白檀のよしをぞ申けり。或曰栴の類なり此の木の葉を取て白檀の葉にくらぶるに葉大きに變れり。或人醫書を委しく勘けるに赤栴檀に極りけり。殊に神のをしみ給ふゆゑ、左右なく枝を折ることなし。若し放逸の輩、疑をなして取れば忽ち神罰を蒙るといふ。希代の靈木也。」

此の靈木、昔は藩廳より柵を立て、之を保護す。今も尙繁茂す。藩主綱茂公此樹のことを聞き之れを見んことを求めらる。依て一枝を上ると。(糸山貞幹翁雜記による)

志賀神社

中川副村早津江津

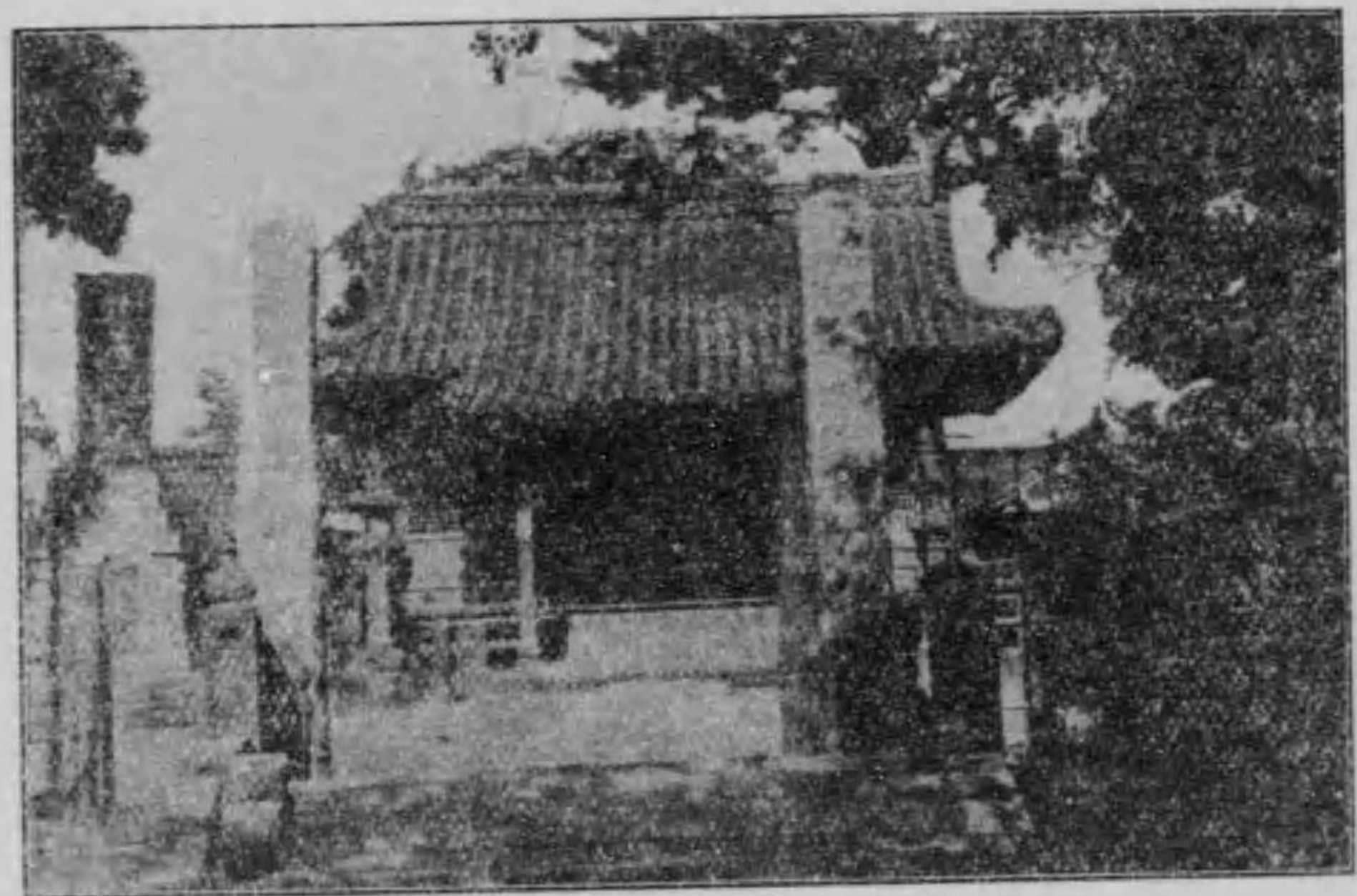
志賀神社は底筒雄・中筒雄・表筒雄の三神を祭る。清和天皇の御代貞觀寛元年九月二十五日の勸

請にして、(筑前國那珂郡志賀島神社の分體ならんといふ)庶民の信仰は勿論、龍造寺隆信以來鍋島家歴代の尊崇厚く、明暦四年藩主光茂社殿再建の事あり。八郎爲朝寄進の鯨口壹個、隆信信仰の軍旗等今猶存せり。鎮座以來光茂に至るまで神領地及び神船の寄進ありき。明治五年二月二十三日郷社に列せられ、同四十一年八月十二日無格社十六社を合祀し、社殿を修繕し、神饌所及び繪馬堂を建築し、境内を擴張する等神社の尊嚴を維持せり。

早津江津は和銅年間の開津にして、北方を鹿の小路と稱せしは志賀神社の名に因みたるものならん。維新の際一大區に一郷社を建るべき布告ありて、當社は十三番大區(今の中川副・大詫間・南川副・西川副の内西古賀・小々森)の郷社なりしが、現今にては中川副村の村社の如き有様となれり。

海童神社 南川副村大井道

海童神社は表津綿津見神・中津綿津見神・底津綿津見神の三神を祭る。天文二十二年龍造寺山城守隆信筑後國三潞郡一木村に蟄居し、同二十三年七月二十五日歸城の際海邊を巡見しに、往來の船殆んど絶えたるに漸く一艘の漁船を見當り、之を招き當村漁民園田次郎助の手船へ乗り込み、海上恙なく當村鹿江崎と云ふ所へ上陸せられ、土民よく保護を加へけるに、大に悦ばれ



海童神社 (南川副村)

土地の情況を巡視せるとき、土民共より元來此邊は海上風波烈敷、屢々堤防破壊し動もすれば田地白濁となり、當村は勿論近傍の村々まで水害を蒙ること少なからずとのことを聽き、大に之を憫まれ、代官成富甲斐守大藏信種に申付け、潮土居堅固、郷村の水難轉除の爲め建立せられたりといふ。明治 年郷社に列せらる。

本莊神社 本庄村

欽明天皇の二十二年小寺左衛門太夫の建立にかり、豊王姫を祭る。歲月の久しき其變遷一方ならず。後藩主鍋島家の再建新廟する所となる。明治四年十二月郷社に列せらる。與賀郷産土神社にして、社殿宏壯境内亦廣く、大樹蔭蒼かり。其門及び之に彫刻せる有名なる二疋の猿は詫田

萬乗の作なり。

八幡神社

嘉瀬村大字中原字徳善

本社は佐嘉郡嘉瀬莊宇廟鎮守八幡宮と稱し、正殿に應神天皇、相殿に仲哀天皇及び神功皇后を祭る。後冷泉天皇の御宇康平六年宇佐宮を勸請せしに、嘉瀬莊の地頭徳善太郎平益信當地に居館せし時、建久六年相州鶴ヶ岡別宮として合祀し厚く崇敬せり。

別録に依れば宇佐宮勸請は高倉天皇御宇安元乙未の年とあり。而して建久六乙卯年祭殿再建の事を記す。

鍋島清久放生會神事を起し、嘉瀬郷御藏米上の祭祀料として米五石を寄進す。直茂の時に至り一時衰へたりし放生會を再興し、御供米として米七斗六升六合銀十五匁を寄進せり。明治六年十月村社に列せらる。

香椎神社

久保田村大字徳萬字徳萬

神功皇后・應神天皇及び住吉神を祭る。六條天皇安元三年丁酉二月領主窪田因幡守藤原利常の勸請なり。一の鳥居は慶長十一年丙午十二月龍造寺政家の建設にして、門は寛永十二年乙亥卯月の再造なり。何れも三百年内外の年月を経たり。同社創立後七百三十七年間に火災に罹ること

四回、累代の寶物記録等皆烏有に歸せり。其の後神殿を造營し、明治四年十二月郷社に列せらる。

新庄神社

鍋島村

應神天皇・仲哀天皇・神功皇后・比賣大神・春日大神の五社を祭る、養和元年の勸請なりと傳ふ。天正の頃龍造寺隆胤深く信仰して社殿の造營を行ふ。其後藩主鍋島家よりの信仰厚く、社領一町餘寄進せられぬ。毎年正月十八日例祭藩主の名代社參の上神事能の催ありしも、明治三年迄にて廢す。同六年十月佐賀縣十五番大區郷社に列せらる。

同社略由來の一節に曰く。

抑肥之前州佐賀之郡新庄郷宗廟五社八幡宮之



香 椎 社 (村 田 保 久)



新庄神社 (村島)

儀往昔最明寺平時頼公鎮西御巡國の砌り不慮の難病被爲籠御深願候處漸々御醫療相立御本服の上爲御願成就の一字御造營爲有之御神社之由に御座候社領等御寄附に相成社人等は御家人の内より被相附置候由申傳に御座候其後龍造寺氏御代より御國家安全民屋豐饒御祈願之御宮にて御座候處弘治・永祿之頃豊後國大友入道宗麟軍勢右社悉とく燒拂候由其後御再建相成候儀にて相見棟札に書記屹度有之寶殿の内奉納相成居元龜元稔大友八郎親秀今山陣張の節日峯様被遊御社參厚く被爲籠御祈願之末東新庄村勝樂寺に入らせられ御旗竿御用意の上當社の釣鐘御陣鐘に被遊直様大友陣へ御進被遊御夜討御勝利を被爲得候以後者猶又御

信仰不淺然る處文祿元年太閣様朝鮮御征伐の砌日峰様被爲蒙仰候節前文山今山御軍御吉例を以て御渡海被遊御社參御祈願製爲仰籠是又直様朝鮮へ御出陣同三年一先御歸陣其後慶長二年又々御渡海に付御深願被爲掛全御軍功相立同三年十二月御歸陣被遊翌正月十八日爲御願成就籠御社參於神前美麗能興行被相行御滯座にて被遊

蠣久神社

鍋島村大字蠣久

菅原道眞を祭る。舊記につき案ずるに、蠣久の地上古太宰少貳及び九州探題府治の跡にして三千餘戸を以て成る都會なりき。後冷泉天皇の御宇天喜二年甲午九月勅願により國家の鎮として筑前宰府に就き聖廟の請あり而して創立しぬ(九州に於て聖廟の請ありしものは筑前宰府及肥州蠣久筑後の水田の三社あるのみ)故に當時は十七ヶ所の末社を有し神領二百餘町に及び、恒例の行事不斷の連歌は國家安全の勤たり。是を以て初夏の會庭に卷頭の發句は太守自ら詠ずるを以て例とす。同社に祭れる神像は水鑑の一軸にして道眞生存中池水に影を映じて自筆に寫せしものなりと傳ふ。又一軸あり其市長六尺に餘りて道眞一世一代の様を繪にせるもの、其表書に享祿四年小春肥の領主龍造寺民部大輔藤原胤久とあり、希代の名筆なりと稱せらる。天文永録の間火災に罹り、古來の寶物を始めとし論旨御教書等に至る迄一時に燒失せりと云へども、唯だ水鑑の尊像及び六尺の縁起のみは依然傳へ來

りて今猶ほ存す。然るに火災後再興に堪へず僅に柴を覆ひ葉を重ねて寶宮と稱すること年あり。元喜年中龍造寺隆信其子鎮賢之を再興す。後佐賀城下の創業と共に同地の町民殆んど佐賀城下に移り、随つて同社の祭禮亦た漸く衰ふ。鍋島直茂神佛に厚く、盛年の頃數歳社頭にて越年せられしことあり。同光茂も當社に於て渴仰の賽少からざりき。明治四年村社に列せらる。肥陽古跡記中蠟久天神につきて曰く。

前略 此像を安置する處の東に菅公靈を祭る毎年九月九日御神殿にして御祭禮あり浮立と云拍子をなして神慮をなぐさめ奉る事あり其間に曰一張の弓の勢は東西南北の敵を輒く亡し千秋萬歳不替御代を久き角謠收拍子あり、ヤアホウハア、テツコ／＼トヒヨリヤ、テンクワツ／＼、リュウハ／＼、ヒョウラ、トラ、テンツ、テン、トットヒヤ、アリト、打納めたる御代そ久しき。

巨勢神社

巨勢村牛島

巨勢神社は巨勢大連・菅原道真・淀姫命・乙姫命の四柱の神を祭る。

舊藩主各神社調卷末記載に依れば、

鎮西肥前州巨勢庄鎮守宗廟巨勢老松大明神、本地大聖不動明王なり。抑鎮守の由來を尋ね奉



巨勢神社 (巨勢村)

るに、源頼朝公諸國の地頭職を兼ね給ひし後、後鳥羽院の御宇建久五年^{寅甲}武藏國七黨の内兒玉黨の宗子にて參河守俊治筑紫肥陽の地を領し、此地に下向あり。(中略)故國の氏神老松大明神を瓦町に勸請し、五百餘町の宗廟と仰ぎ、並せて淀姫大明神・乙宮の二社を崇め、二社の本地觀世音菩薩・毘沙門天の二尊を一堂に安置し奉られける。(中略)其後花園天皇の御宇延慶年中立川阿波守・同舍弟伊豆守・嫡男讚岐守・次男若狭守・鎌倉今泉村より當國に下向あり、云々。

とあり。異説に曰く、

當社の宗廟と申し奉るは、大化元年異國より大軍九州へ寄せ來り候節、巨勢大連朝臣討鎮

として蒙勅命、此地に下向ありて不日に討鎮に及び、長く此地に留り、神と跡を垂れ給ふ。唯今の寶殿は即ち朝臣垂跡の所に付、白雉年中巨勢大明神當庄の宗廟と奉仰、又此地を巨勢の里となす。其後參河守俊治と言ひし人肥陽の地を領し、此地に下向ありて其の生國武藏國の氏神老松大明神と、當國一ノ宮・淀姫社・乙宮の三社を宗廟巨勢大明神の寶殿に新に勸請して四社の明神と尊崇し千餘町の宗廟と奉仰せり。

又曰く、

當庄に宗廟神崇に成りし事は白雉年間より凡五百四十餘年後に、參河守俊治といひし人肥陽の地を領し、建久五年此地に下向あつて牟田と云ふ里に居城を築き、住居して故國武藏の氏神老松大明神を瓦町に崇廟本社に勸請し、並に淀姫社・天満宮・乙宮の三社を一殿に崇めらる。故に四社の明神と奉申。又古郷巨勢野になぞらへて此地を初めて巨勢と號す。(中略) 右俊治の家は凡百十餘年を経て其家絶えけるにや、後に相州鎌倉今泉より立川阿波守といひし人、一族四人延慶年中此地に下向ありて、館を築き今泉と號せられ、瓦町の四社は巨勢の崇廟たるに依り、今泉(巨勢川西岸一帯の總稱)の中四本松一ノ角に遷されたり云々。(宮司圓滿院傳來由緒記)

創建の由來及び祭神に就きては、前述の如く所説一定せずと雖も、當社が巨勢郷唯一鎮守神たりしこと、參河守の一族立川氏の與黨に尊崇せられしこと、及び當社が中世瓦町より此地に移轉せしこと等は否定し難き事實ならん。されば古來人の尊崇すること篤く靈驗亦顯著なりし由往々舊記に散見する處なり。

肥陽古跡記に曰く、

佐嘉郡巨勢郷老松大明神、本地十一面觀世音菩薩後鳥羽院勅願にして、筑前太宰府天満宮の末社なり。(云々)靈驗殊に新にして、大友軍勢此國に寄來りて、境原に陣を取り味方の變を窺ふ。此時前太守直茂公此社に御參詣有て大平勝利の御祈願ありしに、夜半に明神眞里に甲冑を帶し數多の眷屬を具足し、鬨聲をあげ敵兵を追散し立處に勝利を得給ふ。是奇代の事なりとて彌此明神を崇敬し給へり。

内庫所所藏の記録にも、

巨勢庄老松大明神。前略靈驗殊に新にして利生日夜に盛なり。一度歩を運ぶ輩は、悉く世の願望満足す。實にや十歳を相生の松の綠春來れば、今一入の色を経て盛なる君の御代なればなり。

などあり。されば龍造寺、鍋島兩家の尊信特に篤く、社殿の造營、寄附品等のこと社記棟木銘等に記載せられしもの夥しく、當時は巍然たる樓門、莊麗なる殿堂、老松の影と相映じて、神威莊嚴、貴賤老幼の別なく日夕參拜したりといふ。

昔は社殿南面したりしも、元和年間鍋島勝茂當社造營の際詫言に依りて現今の如く東西向に造られたりといふ。爾來時移り物變りて社殿亦幾度か改造せられ、僅かに現状を維持するに至れり。

現今は郷社に列せられ、明治四十四年村内の無格社をここに合祀せり。今猶ほ寶物として刀劍の類を藏すといふ。

石華表銘曰

老松假蓋寶祠有值石柱礎阿華表崇德苟有明信感通不測國家安寧民登壽域

西中野天満宮 兵庫村西中野

祭神は菅原道真。醍醐帝の正暦四年に創建せられたりといふ。永祿元龜の頃に至り、豊後の大軍佐嘉を侵すや、龍造寺隆信・鍋島直茂等當社に祈願して勝利を得たれば其の奉養として石祠を改めて社殿を造營せり。

或記に曰く、

永祿年中巨勢郷村々所々に豊後勢入込み、或は陣を布き或は民家に放火し、騷擾一方ならざる由聞えければ、龍造寺山城守隆信公、鍋島直茂公、右御討伐のため御發向、暫く當社の境内に御滯陣ありけるが、其砌當社が天満宮なる由聞召されて隆信公御自身柴の葉にて御出馬の方角上中下の御圖御取被遊て、中通り巨勢川清光の渡より東へ御越し被遊けるに、御神慮に違はず敵不殘御討取御退治あり。云々。

直茂公三德譜に、

同月十九日の朝直茂公敵陣御巡見のため中野村へ御馬を被出けるに、士民百姓等が共々申合ひけるは明日の二十日には寄手一同に城乗と聞ゆ。豊後衆は三歳牛の毛の数なれば城中の衆矢長に防ぐとも可叶に非ず。されば城中に歴々功者もをはするに何とて夜打を召さずや。斯様の時分は夜討と云事昔よりある事なりと云ふ。公是を被聞召尤の儀を申すものかな。是程の事を思付かざる我々にも非ず。然共今迄不思議寄土民に斯心を付けられんこと、偏に八幡菩薩の御告よ。云々。

とあるも當社の靈驗をいへるものなるべく、されば其後此社が藩侯の崇敬篤かりしこといふま

でもなく、中頃は嘉崇廟として社殿造營・祭典料・御供米等、一切の社費悉く藩主の寄進に係りたれども、維新後此事やみて昔の如く盛ならず。寶物には火王水王の鑄像・十二日足の御紋類・天満宮御繪像・鏡身等（藩主の寄附）今猶ほ之を藏すといふ。明治六年十月村社に列せられ、兵庫村西部の無格社を分祀す。

高木八幡社 高木瀬村東高木

肥前古跡記云。

佐嘉郡高木八幡社は本地阿彌陀如來。久安年中源氏一族高木越前守貞永朝敵追討の爲此地に來つて晝寢しけるに、夢中に八幡大菩薩告げて曰く、汝朝日を旗の紋とし城を構へて八幡神を祭らば運命朝日の昇る如くならんこと疑なしと。貞永夢醒て靈驗に任せ日の形を畫いて高木里に押立城郭を構へ、其中に八幡の社を建立して鎮護の神とし運命を開けり。鎮西八郎爲朝九州下向の時此所に陣を取て其軍勝利を得たり。時殆かも五月神前の池に蛙數多集りて鳴く。爲朝其聲を聞いてあなかしましと大音を上げて怒る。是より池の蛙鳴くことなし、依て爲朝池と云ふ。又此處に幡木御塔とて舊跡あり。云々。

爲朝池。幡木御塔の跡今猶ほ存す。又蚊の喰はぬといふ地區もあり。本社は創立の年月頗る古

く、加之中世當國に威勢を振ひし高木氏の禮拜所なれば昔時は頗る盛大なりしならんも、社記古文書等今は全く焼失して當時を偲ぶよすがなし。社前に一基の華表あり、銘に據りて藩主鍋島光茂公の寄進に成れることを知るべし。今猶ほ光茂公寄進の御劔一振を保存すといふ。明治二年迄上佐嘉下郷中の惣廟たりしが同六年十月村社に列せらる。

甘南備神社

春日村春日

甘南備山の南麓にあり。祭神は天兒屋根命なり、創建の年月詳かならず。

春日山高城寺記云。

當山は春日大明神垂跡の靈區にして開闢以前より鎮座し給ふ。依て山號を春日山と稱す。甘南備といふは、其後當國の國司甘南備真人淨野といふ人寧樂京より此地に下向し、初めて城を築き住したるによるなり。

三代實錄云。

貞觀十二年正月十一日授肥前國正六位上甘南備神從五位下

といふは即是なり。時に博多津に新羅賊船出沒して西海の警戒急なりければ同年二月十五日特に勅使從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄を遣して幣帛告文を捧げ給へり。當時如何に國家崇

敬の厚かりしかを察すべし。其告文に云。

天皇が詔旨と甘南備神の廣前に申したまへと申さく、去歳の六月より太宰府度々申すらく新羅の賊船二艘筑前の國の那珂の郡の荒津に來りて豊前の國の貢船の絹綿を掠め奪ひて退けたり。又廳の樓の兵庫等の上に大島の惟有るに依りてトひ求むるに隣國の兵革の事あるべしとトへ言上たり。件の事も思ほしあつかひ憂へ歎きおはします間に又言上すらく、新羅の賊寇兵を調へ船を裝りて我朝の地を掠め侵しにこむとすと皇神の詔宣せり。又位に叙られむと願ふと言上たり。此に依りて從五位下の御位記に禮代幣帛を副捧げしめて奉出給ふ。今も國家をねもころに助守りまして此の如きの災難とあるべきことをばしからざるに警しめ悟しよし鎮めまして彌高彌廣に榮飭崇奉らむと申給ふと宣り給ふ。天皇が詔旨を申す。

(原文萬葉假名の文)

大日本史云。

甘南備神社今佐嘉郡在春日村甘南備案下貞觀十二年先是神慮人告新羅警至是自正六位上加從五位下遣大中臣國雄奉幣帛禱祈焉正應中有社領二町七段正應以下正應五年田所注進狀古跡詠云。

甘南備社在春日村與河上相接今高城寺蓋其址

當今の社殿は明治十年頃の建立に係れり。蓋し中世以降戰亂の災厄に遭うて湮滅し其址すら認められざりしが、維新の後村内有志相謀りて再興を企劃し今泉蟹守翁等に依嘱し現地を考證査定したりと云ふ。明治六年十月村社に列せらる。

金立神社 金立村

金立山上二千六百尺の高地に鎮座す。保食岡象女命、相殿奏徐福を祭る。建立の年月詳かならず。

三代實錄卷四に云。

貞觀二年二月八日肥前國云々授正六位上金立神從五位下

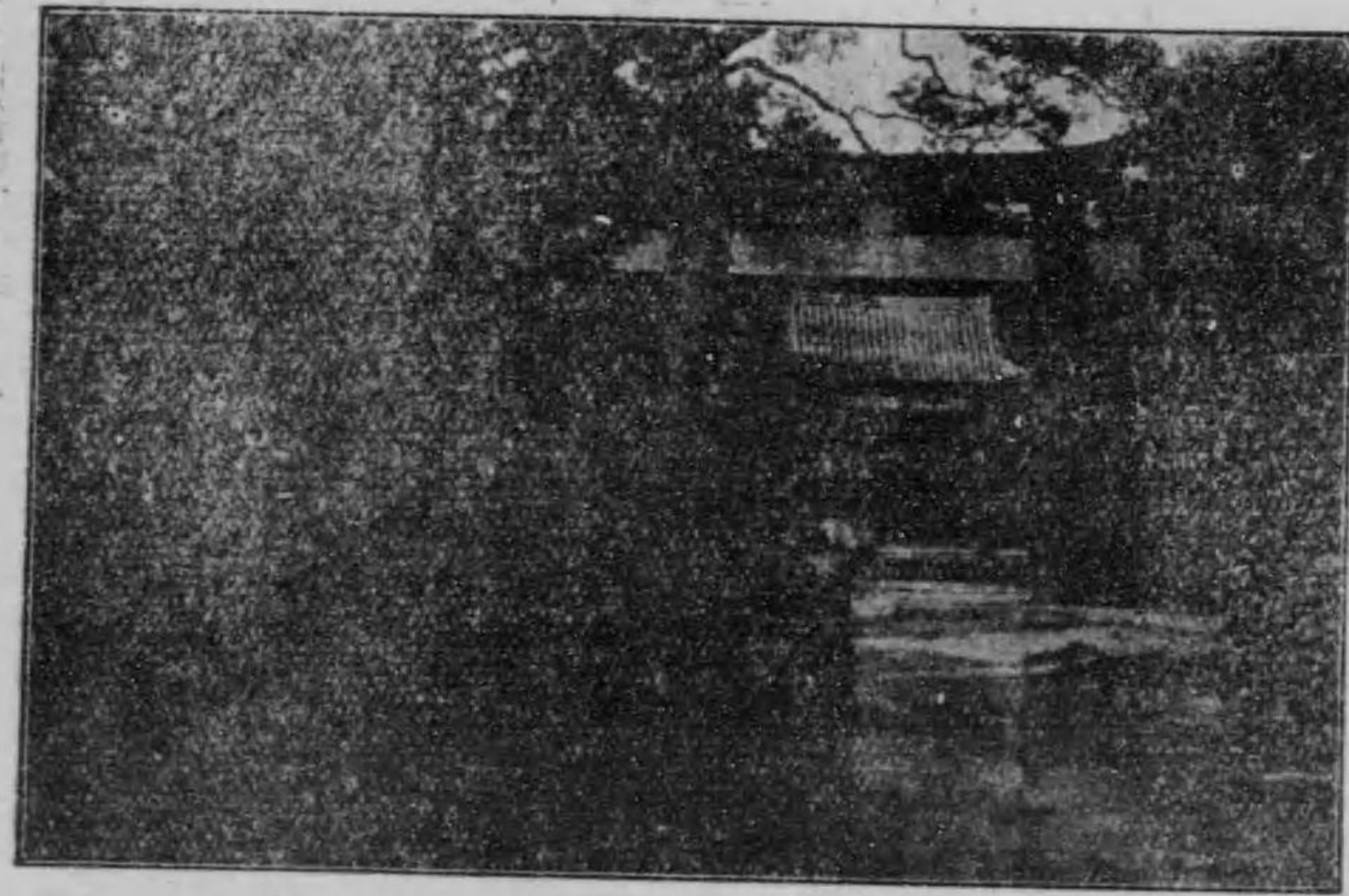
同書四十六卷に云。

元慶八年十二月十六日授肥前國從五位下金立神從五位上

鎮西要略に云。

孝靈天皇云云方士徐々來止日本云々筑紫肥前州金立雲上山徐福止跡之靈地也

徐福渡來の因縁に就いては漢楚軍談卷三に左の如き旨の文あり。云く。

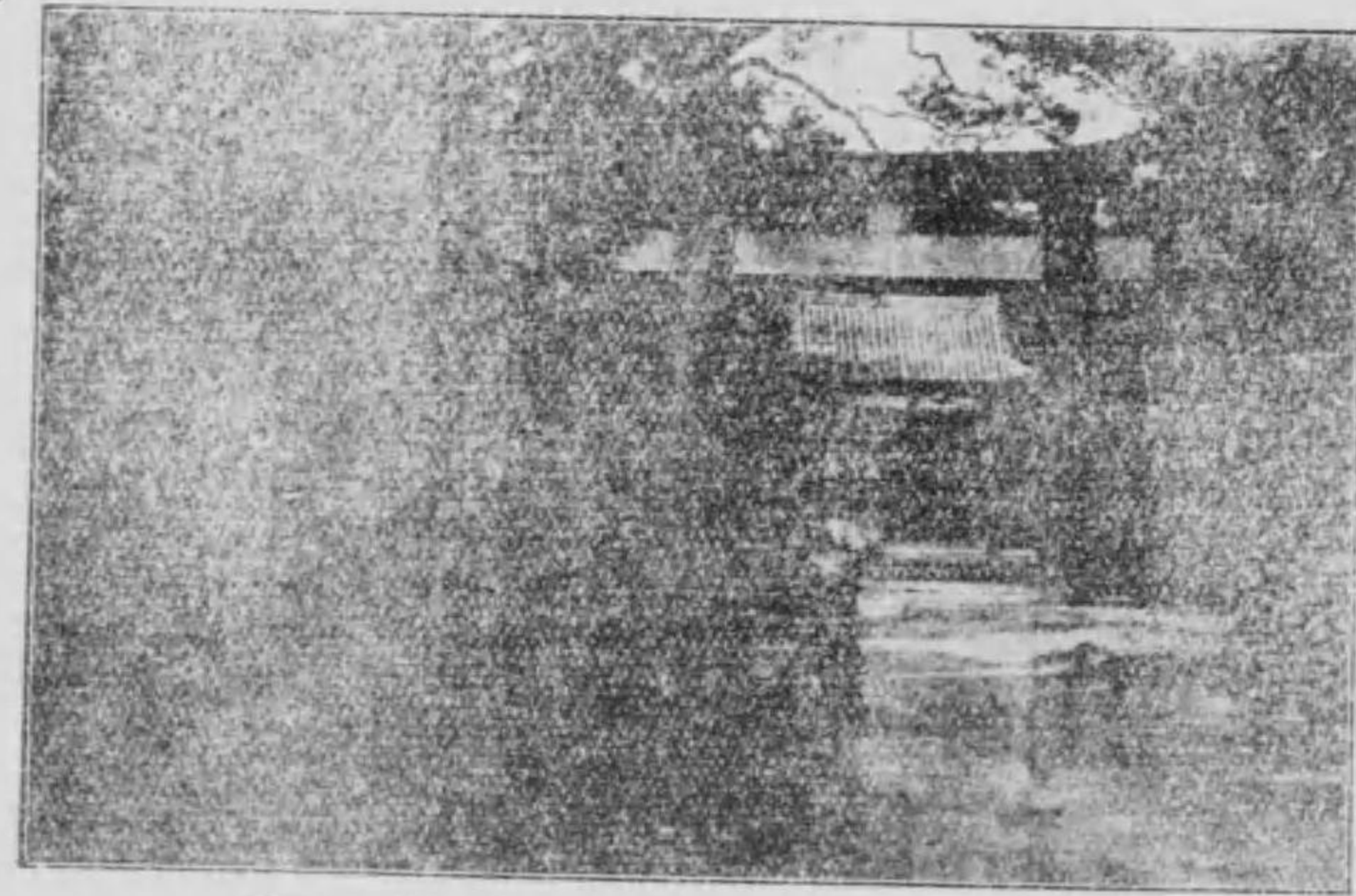


(村立金) 宮 下 社 神 立 金

昔秦始皇顯慶殿に午睡し不吉の夢を結ぶ。始皇心に安からず急遽都城咸陽に還幸し群臣を集めて長生不死の薬を求め以て萬世まで天下に君たるべきを議す。宋無忌曰く東海の中三つの仙山あり。十洲三島蓬萊方丈の諸山八節春の如く四時清明にして寒暑を覺えず甲子を知らず。此中に長生不死の薬あり之を服せば壽命窮りなかるべしと。始皇曰く卿此の仙山を見たるか。宋無忌が曰く方士徐福と申す者曾て東海に到りて蓬萊方丈の中に多くの仙人鶴に乗りて逍遙するを見たり。今臣が家に在り召寄せて問ひ給へど。始皇趣ち召して長生不死の薬を求むべき様を問ふに、徐福申しけるは、薬を求むること最も難し大船十艘童男童女各五百人金銀珠玉飲食器用の物

を載せて臣に授給は、東海に行て不死の薬を求來るべし。始皇限りなく喜び詔を下して大船を造り用意悉く備りければ、徐福遂に東海を指して出發し。其後杳として音信なきに至れり。牛窪記にも殆んど漢楚軍談と同趣の文字あり。曰く徐氏一屬並に蘭委伶節の童男兒女五百人を乗せ勅に依て渡海すと稱し我が日本に來る。徐市は不盡山にめでて駿州に到り徐明は金峰山に入り徐林は肥前金立山に往し徐福は着岸の津紀州古座に止り後熊野山に入ると。蓋し徐福以下碩學秀才隱なき賢士なれば私諂濫政の世を避けて遠く神州潤徳の風を望み不老不死の薬を求むと偽稱して我が國に渡來せしものならん。當社の由緒に就ては肥陽古跡記にや、委曲を悉したれば左に録せん。

佐嘉郡金立雲上寺は孝靈天皇七十二年秦始皇第三皇子徐福太子垂跡にして三社權現と顯れ給ふ。本地藥師如來阿彌陀如來觀世音菩薩也。中比慈覺大師參籠之時造給尊像也。權現來朝之時金銀珠玉之飾乘船童男童女七百人歌舞音樂を調へ肥前國寺井津に御着船有り浦人障を奉て饗するに太子喜んで盃を浮べて興させ給ふ。其跡一の島となる今の浮盃津是なり。寺井津より白布千端を引はへ其上を踏て御輿を通し金立山に移奉る。此千端布を集めて塚を築き千布里と云ふ。其後彼靈にて御法を行給ふ。本坊千坊妙樂寺千坊后寺千坊歴々として金立の左右



(村立金) 宮 下 社 神 立 金

昔秦始皇顯慶殿に午睡し不吉の夢を結ぶ。始皇心に安からず急速都城咸陽に還幸し群臣を集めて長生不死の薬を求め以て萬世まで天下に君たるべきを議す。宋無忌曰く東海の中三つの仙山あり。十洲三島蓬萊方丈の諸山八節春の如く四時清朗にして寒暑を覺えず甲子を知らず。此中に長生不死の薬あり之を服せば壽命窮りなかるべしと。始皇曰く卿此の仙山を見たるか。宋無忌が曰く方士徐福と申す者曾て東海に到りて蓬萊方丈の中に多くの仙人鶴に乗りて逍遙するを見たり。今臣が家に在り召寄せて問ひ給へど。始皇趣ち召して長生不死の薬を求むべき様を問ふに、徐福申しけるは、薬を求むること最も難し大船十艘童男童女各五百人金銀珠玉飲食器用の物

を載せて臣に授給は、東海に行て不死の薬を求來るべし。始皇限りなく喜び詔を下して大船を造り用意悉く備りければ、徐福遂に東海を指して出發し。其後杳として音信なきに至れり。牛窪記にも殆んど漢楚軍談と同趣の文字あり。曰く徐氏一屬並に蘭妾伶節の童男兒女五百人を乗せ勅に依て渡海すと稱し我が日本に來る。徐市は不盡山にめでて駿州に到り徐明は金峰山に入り徐林は肥前金立山に往し徐福は着岸の津紀州古座に止り後熊野山に入ると。蓋し徐福以下碩學秀才隱なき賢士なれば私語濫政の世を避けて遠く神洲潤徳の風を望み不老不死の薬を求むと偽稱して我が國に渡來せしものならん。當社の由緒に就ては肥陽古跡記にや、委曲を悉したれば左に録せん。

佐嘉郡金立雲上寺は孝靈天皇七十二年秦始皇第三皇子徐福太子垂跡にして三社權現と顯れ給ふ。本地藥師如來阿彌陀如來觀世音菩薩也。中比慈覺大師參籠之時造給尊像也。權現來朝之時金銀珠玉之飾乘船童男童女七百人歌舞音樂を調へ肥前國寺井津に御着船有り浦人障を奉て饗するに太子喜んで盃を浮べて興させ給ふ。其跡一の島となる今の浮盃津是なり。寺井津より白布千端を引はへ其上を踏て御輿を通し金立山に移奉る。此千端布を集めて塚を築き千布里と云ふ。其後彼靈にて御法を行給ふ。本坊千坊妙樂寺千坊后寺千坊歴々として金立の左右

のに兩部の道場甕を雙べ立給ふ。檀止には虚空藏菩薩是も慈覺大師の作也。御寶殿の後に御寶石とて高二丈餘の涌出の大石あり。其上に小池あり不老不時の水を湛へ金立の瀧の中に蟠と云へり。權現御觀念遊ばせし御座石あり。臣下禮拜恭敬せし所に長く廣き石あり是を臣下石と云ふ。後の御山に一の釜あり藥師如來此釜にて不老不死樂を合給へりといふ。

延喜天皇の御願として毎年二月初午の日此の山の中央なる本寺堂に於て衆徒等天下安鎮の御法事を行ふ。又七月十四日十五日鳶尾といふ高山にて柴灯護摩を焼給ふ。是も國家の御祈禱なり。九月中の午の日勅使下向有つて綸旨を寶殿に納給ふ。寺僧は千石千貫の御經を講讀し三社の御輿を下宮に下し奉る。此御祭の役は出雲國筑後國兩國に仰て動行ひけるとなり。又御山北山西山を傳ひ金胎兩部の峰を分け黒髮山權現の御前にて兩部の札を打納む。往古の御縁起に權現御來朝の儀式を書けり。是は神代直長公の寄進なり。

我國中古以來神佛漸く混淆して後には神社の祭祀をも禰徒の手に歸したれば當山の靈異を記するもの佛教的臭味を免るゝ能はず。或書に云。

或者此山に來り如來に法命を祈奉りければ不老の藥の烟忽ち立登りけるを拜みたりと云ひ又

權現の使鳥とて鷹鳶鳥一番宛神前を飛翔り今に神の御使を勤む。古より餘處の鷹鳶鳥來れば皆集りて喰殺すと云ふ。又此處に兒落岩とてあり昔三千坊有りし時或寺の兒雀の子を飼養遊しを當寺の僧是を聞て雀を奪ふに兒此事を訟ふ。衆徒憤を起し此兒をすかしよせ谷の底につき落し殺しければ一七日の内に此兒の怨靈火焰と成て飛廻り三千の寺々に飛付いて殘らず罪無き者を殺しける。此の因縁に依りて今も雀居ることなし云々。神幸を告給はんとては彼雀人の目に見ゆる事あり不思議の事なり。又一年に三度御涌出し近國の者驚くばかり雲居に高く見ゆることあり。是も妙なる神變なり。

當社の古文書類今猶ほ存するものあり。社司中島某之を保存す。明治四年十二月郷社に列せらる。大旱久しく雨降らざるときは此神をして浮盃津の邊まで行幸せしむれば必ず、雨降ると言ひ傳ふ。土人の言に云く。東干布に源藏松と稱する一地區あり。徐福の一行が此地に來れるとき土人源藏此處にて之を迎へたる跡なりとて維新後迄一株の大松樹亭々として天に沖したりしが明治廿六年の秋大風の爲に吹倒されたりと云ふ。又此西南方數町の處に立觀音と稱する祠あり金立社行幸の節は土人必ず其像を奉じて之を送迎せしむ。當觀世音は件の源藏の妹にして徐福に召されて其侍女となれる者なりと傳ふ。

西肥古跡詠云。

水徳祖龍噬我民。圯倫廢祀怒神人。舟中五種童男女。新懇仙山東海春。

もろこしの人も鹽路を渡りきて大和を守る神となりけん。

白鬚神社

久保桑村川久保

川久保宿の西邊一の溪流に沿うて鎮座し、境内頗る幽邃なり。祭神は猿田彦神なりと稱す。肥陽古跡記云

白鬚大明神は金立權現御鎮座之時近江國次下の白鬚を勸請し奉るなり。是又古の御祭禮わづかに殘て九月十九日田樂と云事なして神慮をなくさむ。

創立の年月詳かならざれども大永五年九月本殿拜殿を改築せし以來領主神代家及び氏子の崇敬篤く春秋の祭典常に怠らざりしが其後漸く拜殿破壊したるを以て萬治三年更に之を再建し、享和元年四月復建、享和十九年臘月華衣建立、文久六年十月拜殿修築、爾來今日に至れり。明治四年十二月村社に列せらる。古來の慣例として毎年舊九月十九日には田樂の祭式を行ひたりしが近年漸く廢絶せんとす、誠に惜しむべし。

淀姫神社

川上村川上

川上川の左岸に鎮座し、一名河上神社と稱す。昔は肥前國一ノ宮たり。其名義を尋ぬるに、太宰管内志云。

延喜式に佐嘉郡與止日女神社あり。與止日女は豫杼比賣と訓べし。御名の義は佐嘉川の川淀に座すに因て負せたるべし。

本社の創立は欽明天皇二十五年なり。

延喜式神名帳頭注云。

風土記云、人皇三十代欽明天皇二十五年甲申冬十一月朔日甲子肥前國佐嘉郡與止日女神有鎮座

神社考詳節私考云。

與止日女神社欽明天皇甲申冬有鎮在

祭神は神功皇の御妹淀姫命なりといひ、又異説を稱ふる者あり。兎に角神功皇后を輔けて三韓征伐に軍功ありし御方ならん。本社創建の由緒は詳かならざれども全く外征御功德の因由により外寇防止御祈願の爲なるべし。

延喜式神名帳頭注云。



(村上川)社神姫淀

一名豊姫一名淀姫

乾元二年記云。

淀姫大明神者八幡宗廟之叔母神功皇后之妹也
三韓征伐之昔者得早滿兩顆而沒異域之凶賊於
海底文永弘安之今者施雨之神變而沒幾多之賊
船於波濤云々河上大明神是也

宇佐宮縁起云。

神功皇后將征異國于時白髮老人來而奉導曰磯
鹿島有安曇磯良者宜召借于珠滿珠於龍王若得
此珠則三韓自服矣云々皇后乃妹豊姫與磯童至
龍宮借得二珠於是投此珠于海而三韓降伏云二
珠奉納于肥前國佐嘉郡河上宮老翁者住吉大神
也磯童者筑前國鹿島大神也
八幡愚童訓云。

神功皇后二人御妹座す一人寶滿大菩薩一人河上大明神也
太宰管内志云。

常足按ずるに風土記に荒神といひ世田姫といへるは始より此河上にます神にして則與止日女
神社の本主なり。さるを豊姫の又名を淀姫とする説は非なり云々。

由來記云。

當社創建之事欽明天皇御願向御宇甲申歲御建立也云々。

橋本某曰。

河上神社勸請の原因は今明かならずと雖も、文武天皇大寶二年氣比神宮に仲哀天皇・神功皇
后・日本武尊・應神天皇・淀姫命・武内宿禰命の六柱を併祀せられしは全く外征御威服の因縁に
出で、外寇防止御祈願の爲の御祭祀に外ならず云々。淀姫命を氣比神宮に併祀せられし因由
より推考すれば命に外征の御威徳ありしは争ふべからず。云々。

社格。現在は一縣社に過ぎざれども、昔は本社に正一位の位階を賜はりしことあり。肥前國一
ノ宮に列せられしこと亦諸書に散見す。

三代實錄云。

貞觀二年二月八日奉進肥前國從五位下豫等比咩大神從五位上十五年九月十六日奉捧肥前國從五位上豫等比咩神正四位下弘長元年辛酉二月二十日奉授正一位

外記勘文^{文應二年}云。

勘申辛酉被行例事二月二十日壬子左大臣以下之諸卿參着仗座被定申諸道勘申今年辛酉當革命否事又有改元事^{改文應為弘長}是曰天下諸神奉增一階由被宣下召大内記藤原明範被仰今云此時正一位に進み給へるなり。

後陽成天皇真翰勅額云。

大日本國鎮西肥前州第一之鎮守宗廟河上山正一位淀姫大明神一宮

大日本一宮記云。

與止日女神社^{號河上大明神八幡伯母神功皇后妹也}肥前佐嘉郡

神社考詳節私考云。

肥前國佐嘉郡與止日女神社一宮祭神與止日賣神社

諸國神社部類云。

肥前國河上大明神坐佐嘉郡河上一宮云々

和爾雅云。

一宮淀姫神社號河上大明神云々

當時本社の造營及び祭祀の費用に悉く正税を用ひ足利時代に至るまで肥前國中に課役せられたり。

肥前國一宮河上造營事任先例爲一國平均役早速可致修造立功但依爲軍勢等在陣之最中以三分一可致納取之狀如件

康曆二年六月二十五日

沙 彌 判

右 衛 門 佐 殿

康曆二年は北朝の年號にして、南朝の天授六年なり。伏見院天皇の正應五年八月十六日肥前國庄公造河上宮用途云々の田所注進狀には列記の庄公地百餘ヶ所此田地一萬三千餘町勅免分及び安樂寺御領院御領諸家の庄園社寺領等割す所なし。以て造營の重んぜられしを知るべし。隨て社殿及び附屬建造物等の宏壯夥多なりしこと云ふまでもなし。

高倉院天皇嘉應二年三月佐嘉郡司宛下狀に左の如き建物の記を見る。

拜殿一字

但五間板敷長押

留守御輿

但注文者有別紙本司役

廳一字

但五間長押板敷同

御供屋一字

但白壁開戸同

四面廻廊

但長押板敷重板

中門一字

但三間(左右散間中は開戸)

若宮御殿二字内拜殿一字

但三間長押板敷裏板

百世々長御殿二字

但方丈日隠長押板敷裏板

頓宮

御殿一字

但三間天井板敷長押

僧坊一字

但板敷長押

鳥居一基

廳一字

但長押本司役

侍一字

但長押本司役

樂屋二字(左右)

但各三間

釘貫(左右)

柱面六寸横貫三反

橋

但高欄

當時祭祀勤行の典儀莊嚴なりしこと高倉天安元二年六月の神事勤行の神出注進狀に詳かにして、五八月の祭典には流鏑馬・相場・田樂等さへ國內に課したることありといふ。末社の數も頗る多し。

山城國淀社記云。

傳云千觀法師肥前國佐嘉郡川上與止日女神社奉觀請于此

筑前國續風土記云。

那珂郡伏見大明神此社は肥前の河上大明神を祭る。是神功皇后の妹なり。

肥前古跡記云。

末社は想座宮久池井宮一本宮岩上宮金立宮梅宮楠宮印鑰宮也

天文永祿の後に至り世は漸く武家豪族の横行する所となり、戦亂止む時なく爲に社殿は兵燹の焼く所となり、社殿は近傍武家の押領する所となりて終に衰頹の悲運に達せり。其後天下淨謐し鍋島氏肥前を領知するに至り、其の尊崇特に篤かりしを以てや、舊態に復せり。

慶長十八年泰盛院御判物に云。

肥前國鎮守河上山淀姫大明神爲御社免佐嘉郡佐保川島河上村之内百七拾貳斛地之事依先例之旨永代奉寄附之事彌於御神前勤行等不可有懈怠候仍狀如件

慶長十八年三月十三日

信濃守 豊 臣 勝 茂

河上山神通寺御同宿中

爾來此知行を持續して明治維新に及べり。現今の社殿は文化十三年の回録に罹りたる後、舊藩

主鍋島家の再建せしものにて、境内二千三百八十坪、昔時の半にも及ばざれども、規模宏大結構莊麗なり。當社の寶物には、

肥前古跡記云。

寶物には毘沙門御作の寶劍、雨乞の龍頭、吉田兼英社參の時捧給ふ錢三貫、兼英の本朝記一卷、神明の巻物・後白河院・二條院・高倉院・後鳥羽院・順徳院・後宇多院・後村上院・花園院の御繪旨・院宣等・賴朝卿の御教書・最明寺殿・武藏守殿・貞時卿・平前英時・菊池何某・今川了俊等、將軍家代々御教書、九州探題各證文あり。又座主坊實相院神通密寺開山圓尋大僧正、本尊弘法大師御作の不動明王五大尊の像也。即大師自筆法華經一部、并草文字あり此草文字は大師入唐の時大明國にて書き玉ひし書也。又智證大師御作の觀音の像、慈覺大師御筆の不動の像、觀行上人の不動の繪像、中將姫の自筆の法華經あり。

社殿の西方に樟の餘燼あり。周圍十三匝、文化十三年祝融の侵す所なり。當年其巨大なりしを想像すべし、

肥前古跡記云。

神殿の西の庭に大なる楠あり。高さ十餘丈にして太さ弓の絃十五筋續て曳廻すに餘れり。大

明國の如定と云僧來て此木を見て大唐にもかほどの大木なしとて感心せりと云ふ。

白山社

小關村西高野岳

權現山の北面に鎮座す。華表を潜りて境内に至る。此間七八町、道路の左右に老木多く何れも亭々として天を摩す。鳥聲啾々四邊の寂寞を破り、清水滾々青苔の巖角より滴下す。幽邃云はん方もなし。社は一條天皇の御宇永延二年三月十五日此地の領頭關屋源八郎義家の創建に係り、爾後再興八箇度に及び、神代家及び鍋島家の尊崇も頗る篤かりきといふ。當社改由來銘記札云。

奉建立高野岳大權現北嶺最初寶殿

上皇聖德天下泰平國家豐樂大願主

領頭關屋源八郎義家永延二戊子年三月吉祥日

奉再興寶殿領主同氏右近正義氏

王泉坊意鏡大仙坊 福壽坊 時應德三年養泉坊 三月吉祥日

奉再興寶殿領主同氏讚岐守實忠

玉泉坊鏡心大仙坊 福壽坊 文治三丁未年養泉坊 二月吉祥日

奉再興寶殿領主同氏尾張守近貞施主

玉泉坊鏡榮 大仙坊 養泉坊 弘安十丁亥年 三月吉祥日

奉再興寶殿領主相模守宗政

大仙坊 福壽坊 康安元年辛丑年 八月吉日

奉再興寶殿領守同氏壹岐守政則

玉泉坊鏡誠 大仙坊 養泉坊 寶徳二庚午年 九月吉日

奉再興寶殿當領主神代太良四郎平惟利

玉泉坊鏡圓 永祿十年總坊 大仙坊 養泉坊 主 森木大隅 二月二日中將

奉再興寶殿大檀那從四位下行侍從

信濃守藤原朝臣勝茂 明曆二丙申年卯月吉日 本願善明院鏡本 宮司玉泉坊鏡欽

奉再興寶殿大壇越 從四位下行 侍從兼 從四位下行

丹後守藤原朝臣吉茂 善明院鏡道

奉加菖蒲村住森木太左衛門三山恬子中

寔享保五庚子年三月吉祥日

改斯板彫

明治四十五年大字關屋の數社を合祀し、同年三月八日合祀鎮座式を行ひ今や指定村社に列す。

當社の南背數丈の高處に弘法大師の石像を安置す。高さ三尺許の坐像にして大磐石の上に鎮座し相貌活けるが如し。其右側の巖腹に碑文を彫刻す。藓苔雪露浸蝕して既に字體を損し全く讀むべからず。蓋し此地古昔弘法大師垂跡の靈地なりと傳ふ。白山社境内に一基の碑あり、方八寸高さ三尺許り四面に左の文字を刻せり。

空海歎座尊遺境 冢守永延戊子天 (正面)

天長地久大願主 王泉坊住役鏡實 (右側)

續世興立第九度 七百三十有三年 (左側)

寶臺石階三十段 享保庚子春秋日 (裏面)

同社由來記云。

人皇五十二代嵯峨天皇御宇仁察十二年辛丑之秋弘法大師來此所相山嶠之幽邃嘆日地形雖窄似

紀州高野山故轉山作岳以名高野岳云々

高野岳なる地名蓋し之に起因するならん。弘法大師に關する俗説亦尠からず。現今は白山社の北方一二町の下處に祠堂を新築せり。參詣の男女遠近より集來すといふ。

二、古寺

福満寺 北川副村字江上

長尾山福満寺は眞言宗にして、延暦二十四年傳教大師(最澄)の開山菅原清公の開基なり。本尊は有名なる日本七佛薬師の一體なりといふなり。肥陽古跡記云。

佐嘉郡長尾山福満密寺、本尊薬師瑠璃光佛、鎮西無二之靈像也。鎮守は熊野三所大権現也延暦二十三年、傳教大師入唐の時此河副庄江上の里に於て佛殿建立の大願を起し給ふ。折節庭前に尾長鳥飛來て福々と鳴く。云云 即長尾山福満寺と云寺院を建立し給ふ。云云 入唐の時海中に浮木流來て。云云 異香四薰す。此木を船に取入し歸朝時傳教自斧を下し尊像を造り、此寺の本尊と崇給ふ。此尊像を始として日本七佛薬師を造て堂場を建立し給ふ。比叡山根本中堂の薬師如來・大和國法隆寺薬師・奥州米山薬師・日向國法華岳薬師・筑前國堅粕薬師・筑後國坂東寺薬師・當國福満寺薬師・都合日本最初七佛薬師是也。安元年八月廿三日高倉院御再興。又四條院繪旨院宣御建立。其後金吾兼時・沙彌承長・源朝臣直冬等、修造之。寺實には弘法大師眞筆の舍利講式。



福満寺(北川副村)

同普賢延命の畫像・同作の利劍・五輪塔・石佛・大日像・地藏尊・釋迦牟尼佛・金輪曼荼羅・智大師御作の不動明王・春日の作の彌陀座像・傳教大師御作の毘沙門天・惠心僧都の作の土佛の彌陀・光明皇后の御筆の華法經一部・雲慶の作の大黒天等有之。此故剛忠公、御家門公御奉加の御建立あり。慶長中日峰公御免許にて、佐嘉郡中御奉加建立ありしより、信州勝茂公今の光茂公に至りて任先例奉加建立を免し給ふ。

草創以來朝廷の御尊崇厚く、高倉院・龜山上皇・正親院の勅願所となる。建久四年源頼朝此寺を祈禱所となし、貞和中足利氏の祈禱寺となり、北條時政伽藍を再建し、源直冬、山門を建て金

堂を修補す。盛なりし當時は七堂伽藍設備し、寺領三百町を有したりしも、戰國爭亂の際荒廢に歸し、又更に數度の火災に遭ひ、先代の寶物・記録焼失す。龍造寺家・鍋島家再建し修繕し寺領を賜ふ等敬信淺からざりき。天文五年の頃には少貳資元の幼子、當寺に潜伏して後僧となり、當時百二世の住持となる明治七年佐賀の亂には鍋島克一の率ゐし一隊の本營となる。

川副七佛藥師

肥陽古跡記云。

佐嘉郡河副庄、一木七佛藥師如來者行基菩薩之作、聖武天皇之勅願也。楠一本を以て尊像七佛を造給ふ。依て參詣の輩木の本より參詣して木の末に終る。抑七佛藥師の一番道場は徳富村の東光寺・二番は寺井の長福寺・三番は崎ヶ江の法源寺・四番は米納津の東光寺・五番は南里の正定寺・六番は新郷の本願寺・七番は袋村の寒若寺是也。

法源寺正定寺の記録によれば、聖武天皇十年九州の諸國疫病大に流行し、加ふるに大旱洪水の變年を累ね、病死及び餓死殆んど其數を知らず。悲哭泣聲村里に連り、臭骸江濱に滿つ。此時に當り行基錫を温泉岳に留め、其徳世に隠れなかりしかば、河副の諸人之を慕ひ、切に法救を請ふ。行基之を感み諸人と共に河副の地に來り、流れつきし樟樹を以て藥師の像七軀を彫

刻し、之を川副の七箇所に安置し、十七日間祈念を凝らしたるに肌腫疫癘立るに止む。此に於て庶民の喜び限りなし。行基事を以て聖武帝に奏す。帝の淑威斜ならず、直に藥師堂創設の勅を下したまひ、莊田若干を寄せられ、且永く勅願寺となしたまふ。之より威靈高く毎月十二日には藥師參りをなすもの甚だ多し。

中川副村崎ヶ江に地藏堂あり。木造の地を安置す。土人傳へ云ふ、行基菩薩川副七佛藥師を造りたまひし時。其餘木を以て此の地藏を造りたまひしと。

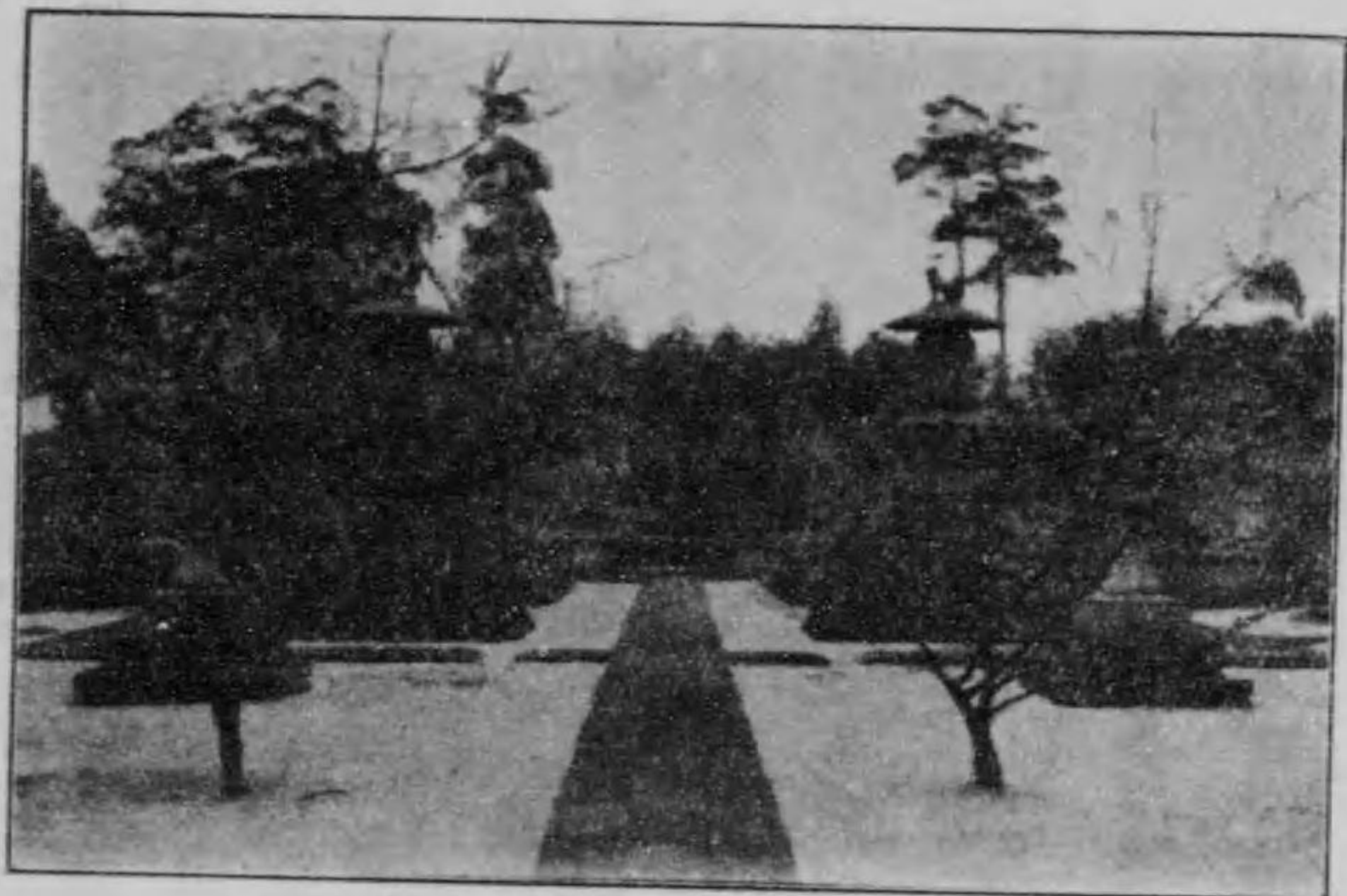
威徳寺

南川副村大字鹿江字鹿江

臨濟宗派に屬し地藏尊を本尊とす天文二十年九月龍造寺隆信共同族鑑兼と争ひ難を筑後國一木に避くること雌伏して其時の到るを待つ同二十二年七月寺井津に上陸し鹿江に至るや當寺に入られき。

肥陽軍記に曰く、

天文二十二年龍造寺隆信の使者與賀莊に至り鹿子天神宮に參りて久米・徳久・村岡・末次・飯盛の村長に隆信歸國の事を密談し、七月二十五日肥前侍鹿の江・石井南里・古賀以下御迎へに參る、則ち犬井道より鹿江威徳寺に入らせ給ふ。先づ飯盛館に押寄せ神代・高木を追落し梅林



高傳寺御墓所(春日村)

庵に移る。神代は八戸宗陽が十五畷の要害に退きしが宗陽和平を乞ふ、小田光政も佐賀を退き隆信則ち佐賀へ入城あり。

と、同寺には當時隆信の使用せし槍・陣太鼓等の遺物を藏す。

高傳寺 本庄村

恵日山と號す。曹洞禪にして藥師如來を本尊とし、別に黄金佛の釋迦如來を安置す。天文二十一年鍋島直茂の父清房の創立にかへり、直茂の子勝茂藩主たるに及んで大に之を經營し、寺領八十石を賜ひて代々の菩提寺とす。明治四年當主直大祖先の墳墓の各處に散在せる者を茲に集む。(龍造寺家の墳墓も同じく茲に集む) 現今の本堂は明治三十年四月工を始め明治三十五年七

月工を竣る。殿堂仁王門等輪奐の美見るべし。東福寺兆殿司の大涅槃を模寫せしもの縦八間幅三間餘あり。又同寺には枝吉神陽・副島種臣・家永恭種の墳墓あり。

觀音寺

本庄村字灰塚

曹洞禪宗にして、大内旗山と號す。永享三年防州大内盛見義弘の弟にして大内の介持世の叔父なり彌愛して徳雄と稱す鹿子の壘に破れ、其の携ふる所の唐菱錦旗を棄て、奔る。里人之を此に納む、因て名く。

西肥古蹟詠曰。

十萬精兵待指麾。 六州茅土入封時。 英雄末路何堪說。 蕭寺空餘大内旗。

あはれをば塚にとめて野里なる寺にも旗の名を残しけり。

常照院

本庄村

妙光山と號し、日蓮宗にして、探題千葉胤繼の副將越後守石井忠國、永享元年之を建立す。元龜元年一時之を村の南方に移せしも、天正八年石井兵部少輔常延(内庫所系圖には忠常とありとぞ)逝去の際舊に復し、元和元年勝茂之を再興して鍋島家の祈願所とし、六十三石五斗知行せらる。石井黨の菩提所にして石井黨の系圖を藏す。

常延は直茂の室陽泰院の父にして、當寺又陽泰院の分骨を收む。

妙福寺

嘉瀬村大字萩野字嘉瀬津

宗派は日蓮宗にして、長京二年僧日親の開山なり。佛法相三寶を本尊とす。本寺は往昔數ヶ寺の末派を有する巨刹にして、日親は徳識高き高僧たりき。境内には其遺蹟たる高座石又た袈裟掛の松もありたりと傳ふ、第四世善能の時同村天草江死刑場に千人塔を建て受刑者の靈魂を弔へり。現時の千人塔是なり。之が爲め維新後刑場を撤せらるゝに及び其跡一時本寺の管轄に歸せり。

徳善密院

嘉瀬村大字中原字徳善

寶樹山と稱す。應永年中僧幸純の開基にして、宗派は眞言に屬し、千手觀音を本尊とす。維新前までは鍋島藩主の祈禱寺として名高く、寺領數町を有し、今も尙ほ名刹として世に知らる。肥陽古跡記云。

佐嘉郡寶樹山徳善院權現は鍋島道樹公草創也。彦山權現を勧誘し給へり直茂公・勝茂公修造し給へり。承應四年太守光茂公の中興として鳥居又左右の門前に十二坊建立あり。上六坊は清體、下六坊は斐體云云寺實には弘法大師御自筆の水鏡の御影・同筆の不動尊・役の行者の筆の如意輪觀音・覺鑊上人御筆金剛界胎藏界兩部曼荼羅・觀行上人の筆の不動尊・鳥羽僧正の筆藥師如來等あり。

往昔神佛混淆の巨刹として神社寺院の末家甚だ多く、門前にも數多の寺院駢列したりしも、今は唯だ本寺のみ殘存せるに過ぎず。西北隣なる徳善八幡宮も其當時は當寺の所轄に屬し居たりといふ。

西林寺及び金原圓心遺蹟

嘉瀬村字十五

西林寺は曹洞宗に屬し、元和三年六月鍋島直茂公の母陽泰院殿の開基にして、大圓宗淳和尚の開山たり。地藏願王尊を本尊とす。鍋島家より敷地壹反二畝歩餘拜領の記録及び本末寺領並御免地之狀あり。

戰國時代同地方を領せし金原圓心あり。其居館の趾明かならずと雖ども西林寺の近傍なりしと傳ふ。同寺に金原家の過去帳を藏せり。

宗智寺

神野村多布施

佐嘉八ヶ寺の一なり。承應四年三月鍋島直茂の開基にかゝり、開山は不鐵慶門大和尚なり。寺號は直茂公と戒名日峰宗智大居士に因みて日峰山宗智寺と稱す。本尊は釋迦牟尼佛、左右の脇立は文珠菩薩・普賢菩薩、何れも佛師雲慶孫洛陽の住人林長右衛門尉國次の手に成り共に白木白壇を以て製作せり。維新の後まで直茂の塋ありたり。直茂在世の時深く此地を愛し、其晚年養老

の場に充てられたりといふ。されば其後も藩主の御菩提所として崇敬殊に篤く當時堂塔伽藍の制悉く備りて宏大莊麗比倫なかりさといふ。外墓地に國學助教中村嘉田の墓碕あり。

原田復初翁の詩賦に云ふ、

海内雲飛起大風。風塵何處識英雄。仰業嘆成邦盤石。廬水菟裘餘梵宮。

此の寺の庭の石にも老木にも神のむかしをなほ忍ぶなり。

元忠寺 巨瀬村修理田

肥陽古跡記に曰く、

佐嘉郡安養山元忠寺、本尊は大聖不動明王、智澄大師の御作也。如影上人元忠之開基、元和四年卯月中旬高源院殿正真大師の御願にて、愛染明王の尊形、并聖天の像を造り、一字の堂を建立し給へり。又萬治二年十二月十八日大守光茂公の御願として、江府山王七社を御勸請有つて、同年十二月十三日此元忠寺の勝地に移し奉り給ふ。

當時は巨勢郷第一の巨刹として、結構壯麗堂塔櫛比したりし由なるも、其後次第に寺運衰退し、現今に至りては全く廢滅して、墳塚空しく昔日の佛を忍ばしむるのみとなれり。

經島寺 兵庫社千住



經島寺(兵庫村)

創建の年紀詳かならず。傳へいふ、昔小松内府重盛此地を領し父清盛の罪障消滅、後世菩提のため自ら法華經を手書し、更に行基の作なる觀世音を添へて此地の代官に與へ、之を奉祀せしめたりといふ。今なほ重盛の位牌を存す。開山は玉林寺開山無着禪師なり。其後此地の豪族千住氏一族の香花場として尊崇せしも、永祿年中大友軍の兵燹にかゝりて遽に廢頽せりといふ。境内に一小宇あり、觀世音を祀る、即ち行基自作の佛像なりとぞ。

正法寺 高木瀬村東高木

後伏見天皇正安元年高木氏の族西郷三郎兵衛入道幸性の室妙明尼大姉の創建に係り、歷代高木氏の菩提寺たり。今猶ほ高木氏累代の墳墓儼存

す。當時高木氏は當國司廳の家なりければ此寺亦盛大なりしこと察すべし。元弘三年十一月後醍醐天皇の綸旨を賜はり鎮護國家の勅願道場となれり。

肥前國正法護國寺當知行地被開食畢僧衆可存其旨者天氣如此悉之以狀

元弘三年十一月廿八日

武邊判

其後將軍家を始め執權職探題職等より教書令書數十通を下せり。足利尊氏の教書に云ふ、

禁制 正法寺

右於當寺軍勢并甲乙人等不可致亂入狼藉若有違犯之輩者可處重科之狀如件

貞和六年九月廿九日

御判

然るに龍造寺氏の一族勃興して高木家之がために征服せらるるに至るや、寺祿漸く薄く伽藍の維持すら任意ならざるに至れり。其後鍋島藩主の尊崇漸く篤きを加ふるに至り佛殿の如き其寄進に係り觀音堂の如き名匠飛彈の作なりと言傳へたり。然るに惜しむべし、明治十七年の秋暴風のために轉覆し方丈も亦同廿八年七月大風の毀つ所となれり。現今當時に保存する古文書左の如し。

正法寺文書目録(大學總長濱尾新氏謝狀に添附せしもの)

- 一、御綸旨 一通
 - 一、元弘年中狀 二通
 - 一、建武年中狀 五通
 - 一、慶安年中狀 四通
 - 一、貞和六年御教書其外狀 八通
 - 一、文和二年御教書其外狀 二通
 - 一、正平年中御教書 二通
 - 一、正和三年御教書 二通
 - 一、徳明二年狀 一通
 - 一、無年號之狀 五通
- 以上

高城寺

春日村春日

龜山天皇の御宇文永七年の創建として、開山は圓鑑禪師、開基は國分次郎忠俊なり。鎮西要略に云。

文永七年釋藏山開肥前國高城基趾創一伽藍是國分氏藤忠俊之封内也北條相州時宗戮造畢之力遂以成其後賜勅額高城護國禪寺藏山聖一高弟也亦入大宋控諸禪林傳來一枝法住承天住東福圓鑑禪師是也

肥前古跡記云。

佐嘉郡春日山高城寺本尊釋迦牟尼佛觀世音地藏之三尊也文永七年龜山院勅願而最明寺殿相模守平時賴法光寺殿武藏守時宗尊光寺殿等之建立也開山順空和尚圓鑑禪師也

此地の傳説に、昔時北條時賴諸國行脚の時此村に來り春日の尊光寺に足を止む。時に國分次郎忠俊一寺を建立せんと志願あり。依て之を時賴に計る。時賴之を可とし、京に到りて朝に請ひ、圓鑑禪師を下し之が開山たらしむ。依りて勅して高城護國禪寺の名を賜ふと。忠俊は久池井の地頭にして尊光の子なり。

元和九年の同寺覺書に云。

寺領文證之事九十五代後醍醐天皇九十六代光嚴院御綸旨二通並尊氏將軍東山殿御教書此外文證數通有之云々

當寺が勅願寺たること固より疑ふべからず。現時祠堂内に勅賜高城護國禪寺の勅額を掲げたる

は後醍醐天皇の勅許によれりといふ。中世屢戰亂の巷となり、舊記書類等焚燒して當時の狀勢を知るに由なし。されど今に残留する古文書類る多く百を以て數ふべし。目下、寺總代福島某之を保管す。中に將軍宮懷良親王の御教書及び足利直冬・一色道猷・今川了俊・同仲秋・神代長良等の判物、並に土地寄進狀等あり。其一二を舉ぐれば。

肥前國高城護國禪寺當知行之地不可有相違者天氣如此悉之以狀

權左少辨判

元弘三年八月十一日

一 鞏 御 房

肥前國高城護國禪寺勅願之權與於長老者可有名位由天氣如此仍執達如件

右中辨判

元弘三年十月一日

一 鞏 長 老 禪 室

勅願寺肥前國春日山高城護國禪寺並寺領等事右當寺者爲嚴重勅願上者可令停止甲乙人等亂入狼藉者若有犯違之輩者召捕其身可被處罪科也仍狀如件

建武元年八月〇〇日

當時爲凶徒令燒失由被開食了先朝勅願之旨趣頗異他所被驚思食也造營已下事追念可有其沙汰由且被相觸禪侶者將軍宮御氣色如此仍執達如件

正平七年十一月二十七日

勘解由次官判

高城寺禪室

鍋島家當國の國主となるに至りても、其尊崇頗る重く知行數十石を興へられたりと云ふ。昔時は肥前國に於ける臨濟宗本山にして末寺の數も頗る多く現に春日村内のみにも城徳寺・光澤寺・長谷寺・知徳寺・昌林寺等數箇寺あり。

深江氏曰

春日山高城護國寺は臨濟派京福寺の末派にして山門の額に勅賜高城護國禪寺とあり。惣門より春日村を経て上ること三町許にして礎あり、是を上ること三町許にして山門あり、二間に三間なり。佛殿は四間半に五間、方丈は四間半に八間、開山堂は方三間、又鐘樓あり、寺領八十八石餘、末寺四十二寺、塔領一院ありと。

維新以降本寺頽廢甚しく、殆んど廢滅に歸せんとせり。現時は當時の方丈間のみを存し、茲に本尊釋迦牟尼佛・觀世音・地藏菩薩の三尊及び圓鑑禪師の木像を安置す。實に鎌倉時代の製作に係るといひ古色蒼然たり。而して圓鑑禪師の彫像は曩に文部省古社寺保存會委員新納忠之助氏調査の結果、文部省告示を以て國寶の資格あるものとして指定せられたり。

肥前古跡記云。

此和尚の父或夜の夢に、門人沙門來つて曰く、吾暫く宿を借るべし。順空の父夢中に否と宣ふ。沙門頻に借り給ふ。父は誰人にて渡らせ給ふやと問給へば、吾は是寂照法師也と宣ふと、見て夢醒めぬ。母頓て懐胎し給へり。父母共に仔細有て都に登り給ふ。備後と安藝との境にて天福元年五月朔日平産し給へり。父夢中の告を思ひ、順空三歳の時汝何者ぞ未生を聞かんと宣ふ。童子曰吾は是圓通也と答へ給へり。父偕は夢の告は違へり。吾夢は寂照法印とこそ宣ひしとてさのみ信じ給はざりけるに、程經て白拍子の諷ふを聞給ふに、吾朝の寂照法師大唐に渡ては圓通大師と名を換ふとうたひければ、偕は靈夢疑ひなして悦び給ふ。此寂照法師は大江貞元入道なり。渡唐して吳門寺に居り給ひけるに依て圓通大師と云ふ。父此童子を伴ひ水上山榮尊和尚に與へて出家とす。榮尊此法師を順空と名づけ都へ連登れり。さて東福

寺聖一國師に見えて曰く此法師は名譽の者也、榮尊如きの弟子には用捨あり。師の弟子と成して教へ給へと云ふ。國師承引し給ふ。後鎌倉蘭溪禪師の道德盛なる事を聞及び、順空自ら鎌倉に行給ふ。蘭溪禪師其夜の夢に虚空より鷹飛び下つて蘭溪に給仕す。夜明けて弟子に語て曰く、今日必ず不思議の僧來て吾弟子と成らむと。やがて順空法師來れり。蘭溪喜給ひ師弟の契約をなし歳月を経て彌貴き僧と成給ひぬ。最明寺殿此順空に御歸依淺からずして、入唐を勧めさせ給ひければ、經山寺に至り數多の貴僧に見て歸朝し給ふ。文永七年の初、高城寺を開きて住持し給ふ。時に延慶元年三月丑日なり。東山雙林寺に於て遷化せらる。花園院御歸依有て圓鑑禪師の號を下し給ふ。

當山の開基忠俊の墓は前隈山の頂上松樹の下にあり。明治二十四五年の頃無謀なる痴漢の爲に發掘せられたりといふ。今は同山の麓に其の墳墓を移す。荆棘鬱叢たる間に偉大なる五輪の塔あり。人呼んで鎌倉様と稱せり。

玉林寺

春日村春日

至徳年中、郡主鑰尼信濃守季高之を創建し、無着禪師を請うて開始山祖とす。本尊は藥師如來、覺鍬の作と傳ふ。

肥前古跡記云。

佐嘉郡春日大陽山玉林寺本尊藥師如來之三尊也至徳元年正月藤原季高本願而無著和尚之開基也云々

鎮西要略云。

禪宗元中元年創建鑰尼信濃守季高創玉林寺僧無著爲開山云々

山門の四面に十六羅漢の彫像を掲ぐ、何人の作なるかを記せず。天澄三月朗かなる夜、誦經の音あり、是に因りて俚語に經誦み羅漢の名あり。今は本堂に掲げあり。禪師は元、大隅の人、姓は藤原氏、日州大慈寺無外禪師に就て法を學ぶ。道元和尙の七世の法孫たり。季高の請に依て法座を敷き、寮舎を構へて法門を談し徒弟を敷ふ。今、川上川の畔なる僧座及び十僧ヶ原の地は即其跡なりと云ふ。晩年寺の西方に羽黒權現の祠を建て北方放生池畔に辨才天を創祀せり。共に靈驗顯著なり。其後後小松天皇の御宇に至り、當寺に御綸旨及び玉林禪師の勅額を授給ひ、爾後紫衣の道場として一國洞家の僧、出世轉衣等の事、當山に於て是を執行するに至れり。當時の盛想ふべし。然れども中葉火災に罹りて堂宇法物悉く灰燼となれり。後奈良天皇重ねて御綸旨、並に山門に掛くる所の勅賜、玉林禪の寺六宇の勅額、佛殿に掲ぐる所の祈禱の二字の勅額

を下し給ひ、大洪和尚是を中興せり。

肥前國玉林寺可爲勅願寺之由被聞召畢宜奉祈寶祚長久者天氣如此仍執達如件

天文十一年六月廿三日

右中 辨判

玉林寺

兩朝の勅願所たりしを以て、代々相繼いで寄附の寺領少からず。九州探題今川貞世・肥前目代今川仲秋・神代刑部少輔長良等の寄進最も多く、至徳・明德・元龜等の年代には寄附の寺領六十餘町に及びたりと云ふ。各々證文あり。鍋島家當國を領するに及び、慶長年中、加賀守直茂、田地寄附の御印を下し、國家安全の祈願寺と定めらる。之に依りて高麗陣所にも祈禱の簡狀を献上したるに、直茂自筆の報書を與へ、加之高麗歸陣の後も關白秀吉の軍營名護屋の一殿を移し來りて當寺の客殿とせり。元和八年、泰盛院勝茂、亦寺領石高四十六石餘を知行とし、當國の祈禱寺に定められたり。其後一山漸く衰微して、法務堪へ難くなりければ其旨上聞に達し、爾後堂宇の修補及び總持寺輪住の費皆太守の助成によるべき事と成れりといふ。現今の堂宇は名護屋軍營の遺物にして、其宏莊實に鎮西の巨利たるを想はしむ。草場船山の詩に。
淨境宜締熟睡緣。 夢回不識幾更天。 山中雲霧多僧窟。 遠邇鐘聲到枕邊。

龍田寺

久保泉村上和泉

眞言宗に屬し、一伊上人の開山に係れりと稱す。上人は佐々木高綱の弟の僧となりし者なりとの傳説あれば、創建は既に七百年の以前なるべし。古昔は神崎郡田平の東明寺と格を同じうし頗る宏莊を極めたりといふ。現に村内に城山と稱へ、大なる區劃を有し、四圍池溝を繞らせる所あるは該寺の遺趾なりとぞ。然れども其後次第に衰へて今日は數字の草堂僅に古の寺籍を保つに過ぎず。寺内に普賢菩薩の靈像を安置す。此の靈像は永祿元龜の昔よく大友軍の兵火の厄難を免れて現存せるものなりといふ。

肥陽古跡記云。

佐嘉郡和泉山龍田寺普賢院本尊春日普賢菩薩之靈像也、後醍醐天皇勅願而、元亨三年之御建立、日本三體尊形也、云々。勅曰、吾聞西海國民田夫而求出道者稀也、此尊像靈佛にして名高薩埵也、化度爲に西國に下奉らむとて、一體は長門一體は薩摩一體は此國に移されたり。依之將軍尊氏卿此寺を建立あり。代々繪旨將軍家御教書今に傳はれり。

松陰寺

久保泉村西原

曹洞禪を奉じ賢渚和尚の基山する所なり。創立の年紀詳かならず。されど神代四郎常親の室鍋

島勝茂の女の建立に係るといへば、二百四五十年前の創建なるべし。抑も該寺は舊主神代氏の菩提寺にして神代直長の代に至り、知行四十石を興へ初代勝利以下先祖の靈を改葬し鈴隈山麓に靈屋を定めたり、されば當時頗る宏麗なる堂塔を構へて威勢四近の諸寺を壓したれども、維新の改革と共に寺領不明となり剩へ數度の火災に罹り殆んど廢滅に歸せり。現時は鈴隈山の西方天神山に一字の草堂を營み僅に昔時の寺籍を存せり。太宰管内志曰。

其邊に太郎丸と云處あり、藥師尊像あり、行基菩薩作也と云。是に依て松蔭大姉先祖菩提の爲に佛殿を建立して即藥師の靈場に寄附して匡王山松蔭寺と號す。山門額大唐黃蘗山即非和尚筆也。本尊には唐佛釋迦阿難迦葉三尊を居奉らる。此三尊は大明國河南に正覺院と云化僧來て暫く住し給ひし時、此三尊を造り給ひ即正覺院と號して寺院を建立し本尊に居奉て行方もなく失給ふ。此僧は補陀落山白峰院觀音也、云々。御縁記は唐本醫書に委く記せり。

此靈像來朝の由來を尋るに、陸應元と云唐人長崎津に渡りて久しく住けるをり、大明國南京僧清一禪師の許に書翰を送りて可然靈佛を拜受せんと乞ふ。時に彼國亂れて軍起り寺院火災あり。彼三尊道場も燒失して佛體のみ山中に飛去給ひたりしを、清一禪師守奉し給ひ、朝夕拜み

給ひしを利益の爲にとて日本に渡し陸應元に興へらる。然るに性空靈夢の御告有て松蔭寺の

開山賢渚和尚自御迎に長崎に至り此三尊を守奉り松蔭寺の佛殿に移し給ひける。

草場船山の詩あり。

蒼蒼滿地入黃岡。幽利途迷水一方。坡老分身笠幾箇。偕來端值雨風狂。

實相院 川上村川上

本尊は藥師如來にして、和銅五年僧行基菩薩の開基する所なり。堀河天皇の寛治元年僧萬尋ここに座主となり、眞言宗に屬し、河上山神通密寺の勅額を賜はり、有名なる如法經會を創む。

其後後堀河天皇の寛喜年中貞曉法師印此山に留り一度中絶したる經會を再興し不闕修法の基礎を確立せり。

如法經略起云。

寛治初圓尋僧正出世我河上山稱密乘棟梁法布一方德達天聽勅補河上山座云々僧正賜地關山北阜刈荆榛夷嶮巖建艸堂一基爲如法堂號別所率其徒衆異體同志修法華三昧專祈天下靜謐國家安寧法界群生二世安穩云々寛喜比仁和寺院室鎌倉右大將家貞曉法印云々承勅兼任座主職留住此山之久云々貞曉座主種生大族不貪世榮荷法匡衆刻苦堅忍憂亂愍民深圖神佛修習常行三昧貽厥

世當山有斯法會不廢絶者實貞曉之賜也
同書注云。

貞曉法印源賴朝公四男母常陸介國時女也文治
二年二月二十六日誕年甫七歳一條能保卿供奉
入仁和寺印隆曉阿闍梨剃除華髮云々

貞曉法印の此山に入りしは當時當國藤津郡が仁
和寺の所領となりて屢往來あり、河上山亦仁和
寺の門末に屬せしに依ると雖も、古昔如何に其
尊崇せられしかを思ふべし。抑も眞言宗の宗派
たるや秘密修法の宗派たり。我國平安時代以降
緇教次第に人心に浸潤するに及び漸く現世的色
彩を帯び來り、種々なる秘法を修し加持祈禱を
世行ひ現の祝福安穩享樂を希ふに至れり。當山
の如法經會亦偶然にあらざるなり。されば當時



實相院(川上村)

豪族庶民の歸向する所頗る篤く、中世に及んで淀姫神社の座主職をも兼ねたれば其勢頗る盛に
して、後圓融天皇の永徳年間には九州探題家今川右衛門佐仲秋神領一萬石以上を定めたる事あ
り。其の盛時には四十坊を存し堂塔伽藍は頗る宏莊なるものなりきといふ。星霜茲に幾變遷天
下漸く亂れ來るや、當山も亦屢々兵馬倥傯の巷となり、永祿天龜の頃に至り邪宗徒豐侯の厄に
遭ひ、一時全く廢頽するに至れり。此に於て座主増悦肥筑諸豪族の間に奔走し漸く恢復の緒に
就くを得たり。龍造寺隆信の室高譽宗閻大姉爲に經塔を建立し、龍造寺周家の室慶閻大姉亦鴨
打陸奥守胤忠の子都々菊麻呂を養ひて増悦の徒弟となしぬ。座主増算法印即ち是なり。其後鍋島
家の奉崇頗る篤く、次第に舊觀に復したるも、嘉永七年祝融の災に罹りて殆んど烏有に歸した
り。現時の堂宇は其後の建築に係り、仁王門に神通密寺の勅額を掲ぐ。中門・勅使門・通用門あ
り。本堂講堂なく、客殿・方丈・土藏あり。昔の盛時には遠く及ぶべからずと雖も、結構の宏莊
なる實に西肥の巨刹たるを失はず。近年は毎年四月十日より二十日に至る十日間如法經會を行
ふ。四方より參拜する者夥し。境内亦數百の大師の像を安置す。此地北に山を負ひ、東に川上
川を控へ、南二里餘を隔てて佐賀の舊城下を見、西南に多良嶽、溫泉岳を指點し、東南に筑後
肥後の山河を望み、風景絶佳なり。

風景融和春更嘉。

櫻桃滿發競芳華。

晚鐘聲緩花間寺。

碧光光漫柳外家。

幾隊遊人呼渡立。

一行騎馬入霞遐。

天昏騷客於餘興。

又向橋邊酒再賒。

山上に永山貞武の墓碑あり銘に云。

迂亭永山府君之墓

佐嘉藩有永山君德夫者嘗屢來請益余愛其爲人而嘉其篤志後藩公而歸無何有訃音嗚呼勝悽惋乎哉聞者其友千住子行記其行略寄余謁墓銘乃按曰德夫諱貞武永山氏德夫其字其先不詳所出或傳防之大內氏有伯耆守永山某大內氏滅來住肥前河上德夫十世祖九右衛門諱貞興以武功擢士班遂晉物頭爾後相承世居顯官至於德夫愈著焉德夫少小好學遊肥後受學鹽井辛島子時歷遊薩日豐筑學成而歸爲國學指南今公之在儲位也索其可侍讀書者乃公命爲外小姓兼侍讀赴江都實文政十二年也天保紀元公立轉輿小姓六年兼教諭七年遷小姓頭無幾進徒組頭爲側目附十一年春命歷遊東北諸州觀其政俗十三年進手明槍頭兼請役相談役格十四年遷側頭兼職如故公之襲封也承積弊之後重以城罹災饑饉亦荐臻公勵圖治十年間風俗一變大小之政率就更張德夫常在左右至誠啓沃視國如家外人之所未及知而其効力者亦居多矣於是乎公之信任愈厚德夫之報効愈昂而一藩之望於

德失者愈重且大矣意其太用將在近乎德夫爲人莊肅溫藉其治家也簡其任務也敏其處大事凝定審謀剛斷未嘗有蹉跌雖小節不敢忽易不泛然與俗而同而非爲噉々之行也其學奉紫陽兼用餘姚軀幹壯而有膂力馳馬擊劍凜然自持嘗言吾輩士人當以蕃山爲準則故其獎勵後進務實用而祛虛文然未嘗以其所得強諸人也不欲泛交不妄議人是非好賢愛材如飢渴惟恐其不達也旁好文詩其文簡明切實多有用之言時奇健跌宕不拘羈束詩則務叙實況不涉浮華弘化紀元之春在江都一夜暴啜血幾危矣小愈乃從公而歸時荷蘭使者至崎港公數巡視德夫皆力疾從二年疾倍重辭職者數不允竟以七月晦歿距其生享和二年得年僅四十四葬河上先塋次配中野氏生三男一女長男及女先殤次藤次郎嗣季尚幼初德夫之得疾也症太劇公憂難治屢進侍醫視之及聞不起悼惜特甚親蒞墓賦哀詞二篇重賜祀金又增世祿皆曠典也嗚呼古之學心得而已躬行而已今之學者口耳爲先博涉之務滔々皆是也其踐履實行工夫剴切夫若德夫者能有幾人而使此假以數年以卒其業則其所造豈止於此哉乎是余之所以爲候家痛惜之也已銘曰嗚呼天乎何質之淑嗚呼人乎何學之熟厥行維嚴厥心維肅以事其君股肱耳目以輔其君腎腹心腹式誠式忠其疇不服嗟呼命哉何奪之速河上之山靈魂攸伏芝蘭雖萎永遺芳香

嘉永二年己酉春仲月下澣二日

昌平覺教授 江都 佐藤擔撰文

古川松根書

萬壽寺 川上村水上

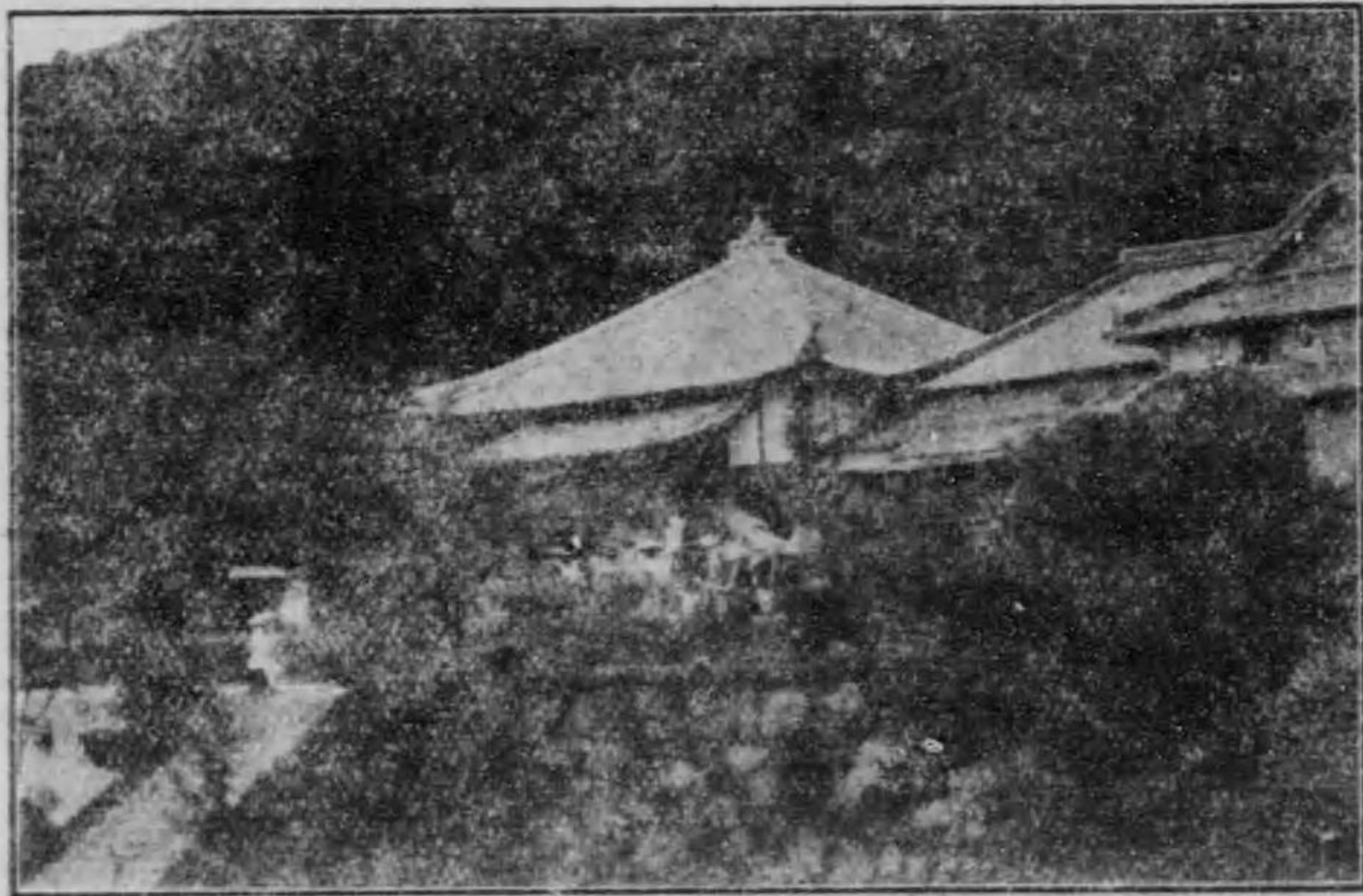
仁治元年神子和尙の開山に係り、勅賜水上山興聖萬壽寺と榜す。鎮西要略云。

大治五年庚戌水上山有異僧曰善任上人構密壇酒五瓶兼布台教修不動明王法一日天降寶劍善任奏瑞入朝勅復水上且褒詞焉因遂秘劍藏閣中仁治二年辛丑釋圓爾之徒神子榮尊修水上山蜂房爲禪苑萬壽寺是也一書云。

肥前川上村に水上山公主萬壽寺といへる寺院あり、開山を神子和尙と云。これ即安德天皇にて渡らせ給ふと也。

開山行業記云。

仁治元年庚子師談四十六詣肥前河上宮云云一日有沙門來相語曰師來由何方夙志何求乎師具答來由並所求彼曰我有乃祖崇敬山號水上昔善任上人在此山修不動法多年天感淨心降寶劍即大治



(村上川) 寺壽萬山動不上水

五年庚戌五月廿八日丑刻也大治帝有勅請寶劍入禁中瑞相繁多故返于山增加褒賞由是先構密壇酒五瓶乳兼布台教修三觀法巍然一方勝地也近來密顯皆衰縉侶多離散我維悲之天運難奈賴師欲改于禪居師其思茲許諾相共往改蜂房爲禪窟云々

俗に不動山と稱するもの蓋し善任上人の不動修法に依るものか。開山神子和尙の傳に二説あり。一は安德天皇なりといひ、一は平判官康頼の子なりといふ。

大日本地名辭書云。

寺傳に云。昔安德天皇西海にて戦ひ敗れし時、二位尼及び郎等五六輩と共に此川上に逃來り、帝御歳二十になり給ふ時(建久八年)出

家し給ひ入末ましまし後歸り給ひて此所に一寺を建て萬壽寺と云。寺内に寶劍堂と云あり。ここに劍寶を安置す。箱の長さ一尺五六寸計もありと云。古來より開くことなしといへり。之は三種の神器の一にや。さらば帝の帶給ふ物なるべし。寺の邊に二位尼村と云所もあり。

佐嘉藩士某雜記抄云。

平家没落につき小松殿大和國志貴山毘沙門堂に御忍被成、潜に信光信行御頼に付熊野十津川の勢を引具し須磨御没落、後備中水島の皇居に参り奉守護候處、此處も没落潜住の屋島に落給ふ。依て兄弟共に御跡奉慕候得共水戰に打負漸く主從□□海へ□□に相成豊前榑浦にて追付齋藤兵庫立石河内鳥井刑部と相談し尼公へ潜被申候。安徳天皇を破れ張籠に入れ背負ひ彦山の山越して筑前黒崎木屋瀬の領主山鹿左衛門藤治が館に忍入らる。時文治元己巳三月也。其後尼公神璽内侍所を天皇の御衣に包み安徳天皇と號し抱之入水仕給ふ。天皇は右の山鹿左衛門館に御潜居被成候得共道路の近邊御憚被遊肥前國河上の郷へ御移被成天皇號を御止め被成御諱言仁公と稱し寶劍を御納被成川上宮と被稱御年四十二にて承久元己巳七月五日崩御被遊西光院君惟宗玖公大禪定門と御改名。川上宮の山上に葬る。今號陵山。

神子禪師年譜云。

師諱口光字榮尊以字行于世族姓平氏判官康頼子也父諱硫黃島之時有由留滯筑後國三瀨庄數年被庄住人藤吉繼有一女平生無意嫁事唯信佛法彼地有一伽藍不知誰創造本尊不容羅索大士也彼女跳企千日之夢偶然會康頼一夕夢吞朝日即有孕未誕父赴謫處產期既至在胎動三十八日雖然母子平安誕產建久六年乙卯六年二十六日也云々

扶桑僧寶傳云。

神子和尙は聖一國師の法嗣にて父とは平判官康頼といふ。

爾來法幢賑振の大道場たりしならんも、今は舊記寶物盡く燒失して之を知るに由なし。但し衣冠寶劍は今猶ほ存すといふ。

僧是琢寶劍閣詩曰。

此閣層々聳碧空。活龍護劍在其中。至今水上降魔刃。德宇高呼萬歲嵩。

西肥古蹟詠曰

八島戰塵白日昏。后妃奔竄泣皇孫。建文天子傳衣鉢。千載儼然祠廟存。

今もなほあふがれにけり山寺を開きし君が法のすがたは。

當寺は土地尤も高くして境亦幽に、三面山を蔽ひ獨り南面のみ通暢豁然たり。而して飛瀑數丈、清泉數畝、龍王池と云ふ。大旱枯れず、暴雨濁らず、清灑愛すべし。堂宇亦昔日の半にも充たざれども、莊麗なり毎月廿八日には男女の參拜絡繹絶へず。龍王池の由緒云。

仁治三年壬寅師歲四十八端坐龍淵室天陰晦冥迅雷驚振有二物落庭前師急持袈裟擲彼呼善護慈濟龍王彼即現人身給仕三霜起居應對契師意一日辭曰我任即既滿向後誓荷負師道顯獻無盡寶具師曰此山雖有水上名實乏水便願汝施之於是二人往乾維揚履蹴岩腹水隨而流出二人失所在水今龍王池是也師恩惟徑山有廣澤龍神恐此變作仍請廣澤總爲三龍王康元二年羅漢出現以土造自己形故謂自作羅漢也

建福寺 川上村大願寺

本尊は十一面觀世音にして、和銅年中行基菩薩の開きし所なり。鐘あり建久七年丙辰十一月鑄師泰末則と銘す。中世當地方に山潮出で此の鐘亦遠く佐嘉に流失し、一時龍泰寺に留められて、藩侯時報の用に供せられたる旨當寺の記録に見ゆ。先年文部省古社寺保存會委員新納忠之助出張調査、大正二年八月二十日文部省告示第一五七號を以て國寶となる。夕陽撞木一度之を撃て

ば餘韻嫋々六昆を淨めて七百年の昔を物語れり。境内に瀑布あり、高さ二丈餘清澄なり。鍋島泰國公詩歌あり左に録す。

梵王臺樹鬱嵯峨。衝雨驂駃過一過。挑檻晴嵐生洞壑。懸崖飛瀑澗蒼阿。

山幽頓覺心猿定。地僻難憐意象多。海岳況凝遐眺眼。詎妨此裡弄金波。

月にめて歸りもやらぬ心かなこの古寺のまてといふ名に。

眞手山健福寺にて

僧 正 良 瑞

瀧津瀬のなかれそたえね世を經たる眞手の古寺むかしながらに。

健福寺の瀧を見て

藤原 耀 守 翁

よろづ代と常に絶えせぬ聲すなり松風かよふ眞手のふる瀧。

宗源院

小關村畑瀬

開基の年月等詳かならず。神代勝利終焉の地なるを以て有名なり。堂宇の脊後高燥の地に勝利の墳墓あり。巾一間四面高さ五尺許切石を以て塚を盛り石の玉垣を廻らし五重塔其中に立ち四面に日月星辰の四字を彫れり。左右に並べる十數基の小塔亦同形にして侍臣の墳墓なるべし。佛壇に勝利の位牌を安置す。法名覺譽堅利大禪定門とあり。

肥陽軍記云。

神代大和守勝利は北山廿六所の要害を構へ龍造寺の敵なり。我身は畑瀬城に在り子息長良をば小佐嘉千布城に置く。永祿八年畑瀬に卒去。此人は筑後の浪人にして物部氏とぞ承はる。弓矢取て隣國にならびなき勇將也。

観音寺

鍋島村大字鍋島

観世音を本尊とし正平元年の創立に係る。永徳三年山城國長岡庄を領したる長岡伊勢守綱秀當村へ下りけると、長岡より氏神天満宮並に本地堂観世音大士の尊像を勸請して御館内に安置し、開山大嶽高和尚を住持たらしめ、自ら開基となり堂宇を建立し天下泰平萬民和樂の祈禱を命ず。其後法體となり伊勢入道と號せらる。今も入道塚と稱し、同村の東北端にあり。爾來代々の歸依寺なりしが、天明二年松平肥前守治茂現存の本堂を再建し、且つ其祖先の舊地たりし鍋島村の内田島參町八段四畝七步地米三十八石二斗七升四合を永代寄附することとなりたり。

第九章 舊家並人物

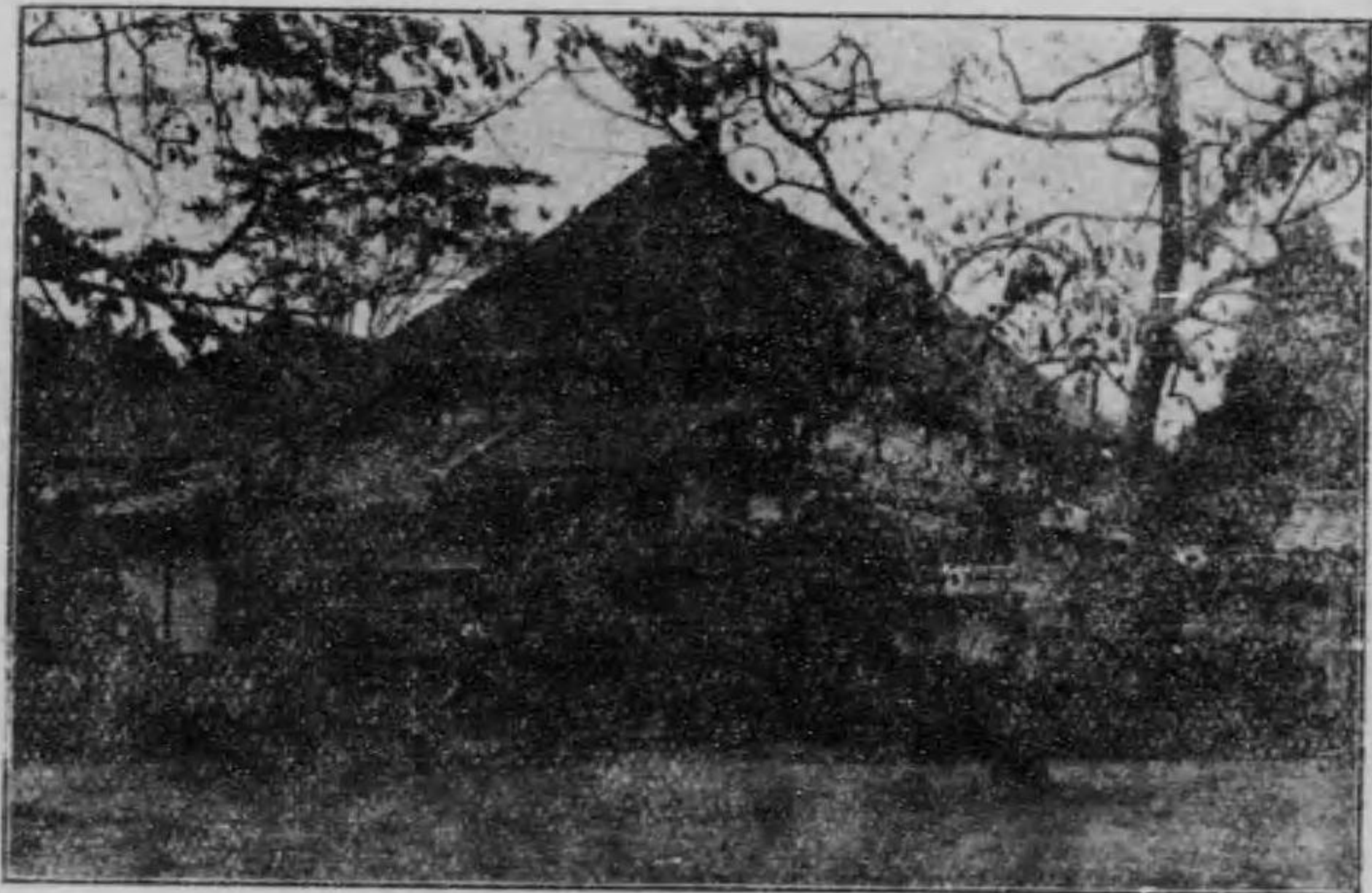
第一節 舊家

鍋島家の略系



村田家

村田家は龍造寺氏より出づ。龍造寺隆信勇猛絶倫天正中に悉く肥前を合せ筑前・筑後・肥後・壹岐豊前に及ぶ。子政家に至り、封地を豊臣氏に削られ三十五萬七千餘石を存す。政家從四位下侍



(村泉保久) 邸別氏代神主邑舊

従となる性病多し。幼子高房を以て嗣とし、族鍋島直茂が智勇且徳望あるを以て軍國の事を掌らしめ、久保田を以て隠居領地と定む。政治家病間直茂に遺言する所あり、直茂其命を以て政家の二男安良をして姓を村田と改めしめ三根養父の二郡を領せしめんとすれども安良之を辭し父の隠居跡たる久保田邑五千石の領を受く。爾來子孫綿々今日に至る。

神代家

神代氏は其先武内宿禰に出づ。宿禰神功皇后の三韓征伐に従うて偉勳あり。宿禰の靈は玉垂宮に奉祀し、苗裔は筑後國御井郡高良山下に住し近境を所領したりしが、文治元年神代良光の時に至り同國神代村に遷れり。夫より數代にして

足利氏の末葉となり、四海大いに亂れて干戈相踵ぎしが、神代對馬守に至り本領を退去し、永正年中肥前に來り松浦の波多氏に憑らんとし、一族を率ゐて上佐賀千布村を通過せし時此地の豪族陣内大和守と懇意となり、暫く此處に滞在せしが大和守其女を進めて婿とし遂に其所領を讓れり。對馬守の妻女陣内氏一子を擧ぐ、神代勝利即ち是なり。勝利長するに及んで武略衆に超ゆ。押されて北山三内山の主將となり砦壘を諸處に構へて龍造寺氏と相争ひけれども時運到らずして永錄八年三月終に畑瀬山城に病歿す。其子長良亦父を輔けて屢佐嘉と角逐せしが勝利の死後亦山内を領して常に龍造寺氏を苦しめしかども元龜元年八月佐嘉勢終に大友氏の將親秀の首を獲るに及び、長良も亦龍造寺と和議を結び後鍋島加賀守直茂の子犬法師丸を迎へて養子となせり。犬法師丸成人の後神代大炊助家良と號し、神代氏を相續し川久保四千三百石の知行を領し子孫相嗣ぎて明治維新に至れり。

於保氏

於保氏は其先大職冠藤原鎌足の後胤高木越前守貞永に出づ。貞永四代の孫を次郎太夫宗益といふ。於保増田の地を領し終に於保氏を稱す。後堀河天皇の内裏大番を勤めしことあり。天滿宮を勸請し並に菩提寺長禪寺を開基せり。子孫代々館を構へて於保村に住す。宗益の孫四郎種宗

は元寇役に軍功あり。弘安六年肥前國を執行す。種宗の孫に五郎宗喜あり。元弘二年五月官軍に屬し九州探題北條英時を博多に攻めて疵を被れり。宗喜八世の孫因幡守頼宗は永正二年五月横邊田の戦に陣歿し、其甥因幡守弼親に至り天文三年八月終に於保館を失ひ一家没落の悲運に遭遇せり。然れども弼親の叔父備前守胤宗龍造寺剛忠と姻あり、天文十四年正月有馬晴純を攻めんとし龍家の爲めに杵島郡志久峠に戦死せしかば、龍造寺氏復興の後再び於保氏の家運恢復し、胤宗の子右衛門太夫宗益於保館を再興し天満宮をも再建するを得たり。胤宗の弟宗陽は八戸を領し八戸下野守と稱す。少貳氏神代氏と相結んで屢龍造寺氏を苦めしめしが、元祿四年九月河上合戦にて重傷を眞ひ山内に逃れしが、元龜元年八月終に杠にて卒す。宗陽の幼兒に飛車松あり。隆信之を殺さんとす。隆信の母慶閨院は飛車松の祖母に當る。之を憐みて一命を助け、右衛門太夫の子光宗の養子とせり。後年山本助兵衛入道宗春と稱する者即是なり。因幡守弼親の子に三人あり。長は藤太郎秉忠天正十二年島原陣に戦死し、仲は式部大夫胤綱須古田中小路の戦に手負早世し、末は因幡守胤景多布施江浦多久高麗等所々の戦に軍功多し。法名堅守宗聖居士元和七年九月十四日卒す。其の墓石今猶は於保天満宮の境内に存す。乗忠の後永く鍋島家に致仕して其子孫今に存する者尠からず。於保館の跡今は不詳、但し天満宮の邊なるべし。(於

保家系其他諸記録に據る)

高木家

高木家は其先中納言藤原文時に出づ。文時一條帝の御宇事を以て筑紫に左遷せられ、來つて佐嘉郡甘南備城に居る。其後門葉頗る廣大となり、高木・草野・北野・上妻・於保・益田・成道・長瀬・富崎・龍造寺・八戸・河上・笠寺等の諸氏多く肥筑の間に繁衍し實に中世當國の名門たり。而して高木家其嫡流を承く。高木氏其初めは春日村甘南備城に據りたりしが文時三世の孫高木越前守貞永に至り移りて高木に來り城廓を構へて此處に居る、實に久安年中の事なりとす。之より甘南備城を別砦とす。貞永の長子宗貞、一名貞遠、新太郎太夫と稱し崇徳院長承三年三月高木の所領を傳承し更に河上山座主職を兼ね河上入道原正と號せり。其長子高木肥前守宗家は甘南備城主となり、平家没落の時源範頼に従うて功あり、文治二年八月右大將家源頼朝の下文を受領せしことあり。河上山社記に一族高木肥前守家直、河上山座主職に補し、正嘉元年横暴を以て最明寺時頼に所領を削られたる由を載せれば、當時高木氏の一族は高木甘南備等に城砦を築き、威勢當國を風靡せしめしこと疑ひなし。宗家六世の孫高木伯耆守家宗も文永十一年元寇防禦に大功あり、翌年筑前國石疊築造にも亦、龍造寺・國分・於保等肥前國衆を相談らひ之に盡力

せしこと八幡愚童記其他に顯著なり。其後弘安役亦高木の一族擧つて之に馳加はり外虜防衛に盡力せしこと云ふまでもなし。其後元弘三年九州探題北條英時の博多浦に滅ぶるや、家宗の曾孫伯耆太郎家直等、官軍に屬し之を攻めて功ありしかど、足利尊氏の後醍醐天皇に叛するに及び少貳氏の一族擧つて之に應じければ、高木氏を始め東肥前の國衆悉く之に従へり。肥陽古跡詠に延文三年菊池肥前守武安來りて甘南備城を攻め高木家直を追落したる由を記せり。高木氏が甘南備城を放棄せしは多分此時ならん。家直即ち當地高木に來り新に城壘を築けり。之より高木家東西兩家兩城となる。亦後兩家は互に相助け少貳氏に従屬せり。享祿天文の頃に至り少貳氏既に衰微す。龍造寺氏千葉氏の如き之に乗じて自立を希ふ者尠からず。獨り高木の一族之を悲み切に少貳氏を輔けて其が恢復を計れり。之より龍造寺氏と不和なるに至れり。其後西高木城主高木能登守鑑房あり。天文二十二年七月少貳氏の爲に飯盛館及び精等を保ちて龍造寺氏の軍に撃破せられ、天文二十三年三月遂に龍造寺隆信の攻撃にあひ西高木城陥落し、己は從士二名を召具し杵島郡佐留志に至り前田伊豫守に憑りしが、後終に伊豫守の手に懸りて卒しぬ。直茂公三徳譜には云へり鑑房凡人に非ず魔法を修して或は酷暑に雪を降らせ、或は闇夜を白晝となす等のことありしも運盡きて終に前田の手に斃れたり、然れども首を落されし其屍體つと

立上り前田が家人數輩を切殺したれば其後此地に荒人神として崇れりと。鑑房卒して西高木城に滅びぬ。當時東高木家にては高木肥前守胤秀當主たりしが城を下りて和を請ふ、隆信之を聽して城を納め胤秀の女を納れて鍋島清房の次男左衛門大輔信安が室とせり。是に於て東高木城亦廢滅す。鑑房の子に左馬大輔盛房といふ者ありしが、亦内縁によりて龍造寺氏の家臣となれり。

第二節 名主

鍋島直正

文化十一年甲戌江戸邸に誕生せらる。父は齊直にして、母は松平氏なり。幼名は貞丸、冠して齊正と稱し、晩年直正と改めらる。文政八年將軍家齊の女盛姫を娶る。同十年十二月從四位下に叙し信濃守に任ぜらる。同十一年十二月侍從に任ぜられ、天保元年十一月肥前守、同六年十二月左近衛權少將に任ぜらる。嘉永初年以來外船渡來せしにより、海岸警備の策等を屢、幕府に建言せらる。同二年公は長崎海口に砲臺を築き、西洋式を用ひ反射爐を以て鐵を熔し巨礮を

鑄造せらる。安政六年十二月多年精勵長崎表警衛筋深く心配し手廣之臺場一手に引受け國力を盡し成功の段全御爲筋を一圖に存込取計常々心懸神妙の至に付出格之典を以て左近衛中將に任ぜらるの旨を令せらる。文久元年十一月致仕して閑叟と稱せらる。時に攘夷開港の議起るや、朝野騷擾公武の間も亦確執を生じ自然内國の安危に關はらん事を憂へ調和の事を盡力せらる。朝廷また海防の件并に公武一和の爲め周旋すべきの旨を勅し給ふ。元治元年四月宰相に任ぜらる、之を辭す。慶應三年正月幕府大監察永井玄蕃頭をして將軍の直書を齎らし國勢補助の内命あり。且つ上京を促す。幕府大政返上に當て公武のために亦大に竭す所あり。明治元年二月六職を命ぜらる。閏四月二十二日從二位に叙し、權中納言に任ぜらる。而して封土版籍奉還の事日議定を薩長土の諸藩士に謀り、同二年二月薩長土肥の四藩連署して表を上るに至れり。四月行政官の機務に參す。尋で議定に任ぜらる。六月蝦夷開拓督務を兼ぬ。因て議定の職を辭せらる。七月更めて開拓使長官に任ず。八月大納言に任ず九月老を以て車寄まで杖を用ふるを聽さる。同三年八月咳血症を發し四年正月十八日薨ぜらる。享年五十八。勅使五辻少辨を以て之を弔せらる。公少うして祖封を襲ぎ、天保の初め年甫めて十八にして封土に入らんとせらるゝに當り、内帑空乏の故を以て期に臨んで發するを得られざりき。是に於て大に奮激し給ひ入國の

後大に藩政を改革せらる。或は寺領を削り淫祠を毀ち、商を抑へ農を勸めらる。或は封内に商品輸賣する者には免許を與へ、重税を課し、米穀酒類等の輸出者には爲替料を貸附し、以て内帑を増し給ふ。自ら奉ずるに節約を以てし、五六ヶ所ある別墅にして大なるものは學校に納れ、小なるものは之を毀たる。或は私學を禁じ朱子學を以て藩學とし、臣下七歳以上は小學に入らしめ、十六歳以上は大學に入らしめ、入れざる者は其祿十分の八を削らる。是に於て内帑富饒、人材輩出せり。廢藩置縣の際には黄金七十一萬兩、軍艦汽船七隻を政府に獻納せられたり。弘化の季年痘瘡流行す。公率先して西洋牛痘種を購求し、嘉永二年先づ其二子に試み給ひ尋で藩内に及ばざる。種痘是より行はるゝに至れり。嘗て嘉瀬の地に死刑者あり。近臣に命じて曰、明日將に罪人を刑せんとす。而して國中の民は皆我子なり。重罪を犯すと雖も憐むべし。孤須らく明日の魚肉を除かん。抑も罪人の生ずるは政事の届かざるに由る。實に國の耻といふべきなりと。斯の如くその少壯より民政國事に心を用ひ給ひし事枚舉に遑あらず。

第三節 先哲名士

成富茂安

成富茂安は兵庫助と稱す。姓は大藏、佐嘉藩の士なり。元龜元年八月鍋島直茂公大友親秀が今山の陣を襲ふや茂安の父信種之に屬す茂安時に年十一、父を追うて之に従ふ。父之を止むれども聞かず。遂に今日に至り戰狀を視て歸る。公之を賞して左右とす。天正四年公横造の城を攻む。茂安従うて軍功あり。以後國內をはじめ筑前・筑後・肥後・薩摩等の戰に従ふこと數十年、向ふ所勝たざるなし。朝鮮の役鍋島茂里と共に藩の先手たり。吉州の戰に其一隊を以て敵を斬ること七百人唐島の戰に船數艘を取り、數百人を斬り、王城の戰に其機を見て大兵を破るが如き、以て勇武人に勝れたるを見るべし。又屢上國に使し或は諸侯に往來し應對悉く其宜しきを得、曾て君命を辱かしめしことなし。殊に土功水利に巧みなり。一の江川の末流を引きて巨勢の荒野に注ぎ、永島川の疏通を能くして三法瀉郷に新田を開墾し、三根部の諸村に樹木を植ゑ佐嘉城を隠して遠く望むを得ざらしむるが如き、功業甚だ多し。其の最大なるものを舉ぐれば彼の石井樋の天狗鼻象の鼻に更に精微の工事を加へ、灌漑に便にし飲用に資し、支流末派の及ぶ所極めて廣く、幾萬人をして永く足らざる所なからしむ。又千歳川の堤を築き、北は千栗村に超り南は坂口村に至る。其長さ三里、外堤は密に竹を植ゑて水を防ぎ本堤は多く杉を植ゑて之を堅からしむ。此堤ありてより我が東方長霖に逢ふと雖も能く其害を免かる其功千歳に傳ふ

べし。往年大碑を石井樋の傍に立て精く其功を記し後人をして其徳を仰がしむ。殊に其恩を蒙る者近來或は兵庫或は茂安を以て其村號となし永く之を忘れざらんとす。嗚呼盛なる哉。

獨菴和尚

佐賀郡袋村の人宗胡禪師と力を協せ曹洞宗の弊風を振起す。後河内徑山寺に住す、世之を河内の玄光と稱す。才學絶倫書を善くし、朱舜水と儒釋筆陣して名聲を博す。

瑞巖和尚

國分村の人なり。小坡三間山圓通寺に住せしが、藩主鍋島勝茂のとき、高傳寺釋迦堂建立の記文を撰し、後南禪寺、建長寺等の住職となり紫衣を賜ふ。明暦三年歿す年七十一。

石田一鼎

幼名は兵三郎、長じて神左衛門、又は安左衛門と稱し、宣之は其實名なり。下田處士・一鼎等の號あり。元祿六年十二月歿す。年六十五。一鼎幼より學を好み時々讀書して夜を徹することあ



（村梅松）墓一田石祖鼻隠業

り。母堂其健康に害あらんことを憂ひて屢々之を諫止せしことありと云ふ。年十五六歳の時儒佛の書殆んど涉獵せざるはなく、十七歳父の訃に會ひ之に代つて近侍となれり。明暦三年藩主泰盛公の薨するや、御子乗輪公に遺命して曰く神左衛門を顧問にせよと。而して俸祿を増して七十五石とせられぬ。後寛文二年藩主の不興を蒙り松浦郡山代郷に流され、居ること八年免されて復た佐嘉に歸れり。間もなく梅野山下田に移轉し自ら下田處士と稱せられしが、篤學の士來つて教を乞ふ者頗る多かりき。延寶五年子爲淳に祿百石を賜ふ依りて自ら退隱して一鼎と號し、詩文を事とし梅山詩集等の著あり。氏性剛直衆に秀づ。嘗て泰盛公の御前に於て大學を講ず。

「與其有聚斂之臣寧有盜臣」の句に至り特に顔色を正して「此所にも賄賂を取る不廉の臣あり相良某即是なり」と以て。其一斑を知るべし。先生亦節儉素朴人の及ばざるものあり。嘗つて梅野山に住せられし時、山本恩田の二門人來りて臺所寢室等を覗くに釜中には蜘蛛巢張り寢室には一枚の蒲團だになかりき。二人大に之を異となせしかば、先生門人に説いて曰く此地山中なるにより野菜菓實頗る多く又茅類到る處に自生するを以て少しも困る事なし」と。先生は實に業隱論語の鼻祖にして佐嘉の士風を振興せられたる偉功は蓋し比すべきものなしと謂ふべし。

武富廉齋

名は成亮、通稱は市郎右衛門、廉齋と號し、又竹翁・琴翁等の別號あり。廉齋幼くして關尚樸に師事し、後京都に遊び中村惕齋の門に入りて程朱學を受け、歸りて子弟に業を授け、又大財村に聖堂を建てぬ。又書を能くし備前少將光政祠堂の額亦廉齋の筆なりといふ。性至孝なり。初め小城の尚樸に學ぶや歸省毎に父母の好める果物を求め來りて膝下に献ぜり。長ずるに及びて音を好み、諫早慶巖寺の僧に就いて筑紫箏を學び、又京都に遊び其船神家に從ひて絲竹を學ぶ。二音共に妙を得て其奧秘を傳へらる。又父常古曾て長崎に於て清客より古き琵琶を買ひ得て家

に秘藏したれば、之を玩びて其技に熟達す。その壯年の頃母を奉して京都に遊びける時、嘗て父の親み厚かりし高家の女の法教女院後水尾帝の姫宮に事へ奉りけるが、廉齋の支那琵琶を藏する由を姫宮に聞え上げたるに、廉齋の師なる緒紳よりも亦其琵琶の由緒と廉齋の至孝なる事とを以て後水尾帝の叡聞に達し、其琵琶を天覽に供し奉りければ帝深く嗟嘆し給ひ、詔して廉齋を大内に召して之を彈せしめ給ひ、叡感淺からず。乃ち琵琶の名を孝鳥絃と賜はり姫宮亦深く其至孝なるを賞し母子をしてあまねく大内を拜觀せしめ給ひ且つ一首の和歌を扇面に繡して下し賜はりけり。歌に云、

いづくしみ深さを常にたふとまば親もうちかまむ其身もとより。

當時肥前の三名物と稱する事あり。即ち河上淀姫社の巨樟と、長崎の外舶と、廉齋の至孝と即是なり。嘗て巡見使あり佐嘉に來り旅館に宿せしが使を遣して廉齋を招かむとせしに、廉齋答へて曰く道は來りて學ふ事を聞く往いて教ふるを聞かず。苟も道を聞かんと欲せば宜しく駕を枉くべしと。使者懇請すれども遂に肯せず。使者還りて之を巡視に告ぐ、巡視曰く吾過てりと、直に駕を枉げて謁を乞ひ會談時を移して去れり。

永山貞武

名は貞武、一名普、字は徳夫、通稱十兵衛、後寛助と改む。二水又は迂亭と號す。弘化二年七月卒す。年四十四。碑石川上村實相院山上にあり。先生幼にして藩學に學ばれしが其の勵精比すべき者なし。二十二歳肥後に至り辛島櫻井の塾に入り學ぶこと五年。學業大に進み國學指南に任ぜられ文政八年侍讀に擧げらる。年二十八。閑叟公襲封の後直に奥小姓兼教諭に任ぜられ側目付に累進せらる。天保十一年閑叟公に従伴して江戸に至り序を以て東北諸州を巡覽し、政教風俗を視察して歸り、庚子游草の一書を著さる。其の發程に臨みて閑叟公送別の詩あり。

征鞍遙指城東門。客裏送人清客魂。不奈窓前寒夜月。滿道腔味與誰論。

天涯一別是江城。殘雪蒼巒萬里行。共約工夫精密所。心光恢復幾分明。

軟塵萬丈自超然。遙蹈海東路幾千。自是燕都勞窟指。桃紅柳綠暮春天。

是歲助教を兼ね、十三年には手明槍頭兼請役相談役格に進まれ、十四年御側頭に遷らる。勵精克己侯の爲に勤む。後疾あり骸骨を乞ふこと再三許されず。弘化二年七月三十日遂に没せらる。閑叟公其訃に接し悼惜措かず翌年八月其墓に展し哀詞を作り祀金を與へ世祿を増加せらる。

屈指交情十五春。胸中不見隔纖塵。蕃山自逝至今日。誰似當年魚水親。
曉色揚鞭走馬遠。青山此處不堪悲。世人寧辨吾儂意。只有靈淵一點知。

閑叟公積弊之餘を承け、剩へ本城火災に罹り、歲飢亦荐りに至り、邦帑困窮の極度に達せしが、襲封後十年を経ざるに紀綱整ひ、風俗一變し、官制改革、軍事擴張、學校増設、農政整備、藩の面目を一新するに至りしもの、また先生の規畫經營に待つ所實に尠からず。先生又己を持するに嚴格、人を待つに寛大、家を治むるに簡、事務を執るに敏捷、大事に遇へば神色凝定し、小節と雖も輕々しく觀過せられしことなし。加ふるに精力絶倫にして常に斯道の淵源を窮めん事に努む。初め朱子學を學び、後見る所ありて陽明學を兼修す。常に我が國の儒者の迂濶疎戾、世用に適せざるを慨嘆し、熊澤蕃山に私淑する所多く、實用を事とし虚文を去り、簡易を尙ひ、繁樁を避くるに腐心せり。文章は文辭明切、有用の言多く、又時に奇健跌宕、慷慨の文を草して、讀者をして能く激昂奮起せしむるに足るありき。天保七年川崎驛にて一橋家の家臣不敬の舉あり。閑叟公先生を江戸に送りて密旨を傳へしめ給ふ。氏慨然途に就き神奈川を過ぐる時一詩を賦す。

既將一死付鴻毛。乘月吟遇金水濤。料理機宜諸老在。腰間笑撫菊池刀。

以て先生が當年の意氣を推察すべし。貞武又膂力衆に越え、時に馬を馳せ劍を撃ち、凜然として自持せらる。平素頗る貧なりしも武器は力を致して購求せられきと云ふ。

中村嘉田

名は咸一、字志徳、通稱は一之助、嘉田・自崖・花竹堂等の別號あり。天保元年九月卒す。年五十四。はじめ安永六年九月藤津郡嘉田村に生る。家世々西門鍋島氏の臣下にて、父は邑宰を務めぬ。其母娠める時梅の果實懷に盈つと夢み、又神あり其腹を指すと夢みたりといふ。幼より岐嶮好んで書を読む。父罪を獲て鹽田村に住するや赤貧洗ふが如し。嘉田幼少の身を以て百方家道の興隆に努力せり。兩親其の篤學勤勉なるを見て鹽田の郷校に入學せしむ。深く兩親の難苦を傷み、寒夜水に浴し神に祈つて其業の進歩を願へり。其後父罪を許されて佐嘉に至るや亦従つて佐嘉に來り、始めて同學に入り古賀精里の下にて勉學し其業次第に進歩す。文化元年學行優秀の故を以て銀若干を賜はり、同五年泰國公の國學に蒞まるるに際し、陪臣の身を以て藩主の前に經書を講ず。後遂に士籍に陞せられ國學教諭となり幾くもなくして助教に累遷せり。其子弟を教導するや頗る嚴格懇切市井庶人に至るまで皆其恩に感して身を殫るまで其の徳を稱

道してやまざりきといふ。氏は人となり方正強毅にして廉隅を砥礪す。然れども人に接するに惻然にして深く他人の憂を憂とせり。又學校に在るや研精比なく往々夜を徹せしことあり。深く朱子を尊崇し最も經學に深し腴を味ひ芳を嗽ひ、力めて謬誤を辨じて錙銖を剖析し先儒未發の理を發見せし事少からず。文章亦西漢を宗とし、詩亦小陵を祖とし、渾涵潔絶微かも卑爾の氣なし。花竹堂詩文集・經義隨筆等の著あり。性また行遊を好まず、家居獨酌して自他の文字を檢閲し、得意の處に至れば擊節賞嘆して自ら娛めりと云ふ。墳墓今猶ほ多布施宗智寺の外墓地内に儼然たり。

小代布水

名は育、字は萬成、通稱は喜右衛門、布水又は拙道人と號す。弘化四年六月卒す。初め國學に入つて工學を修め後教諭に補せらる。曾て同僚吉村幹齋と共に前修遺稿の著あり。多布施川の附近に住せしにより布水と號せりと云ふ。特に詩文に長ず。今其一二を掲げて其詩風の一斑をうかがふべし。

花月歌

花月從來屬好緣。獨尋月友興花仙。月峰更着攀花屐。花澗時浮棹月船。
冷艷百花含月露。朦朧孤月帶花相。月迎花媚瀧我醉。終夕傍花抱月眠。

喪女詩

抱負纒周歲。空教思愛濃。謝庭蘭不秀。仙路鳳相從。孩笑猶在目。夢思忽見窓。
擬同無子日。其奈有情鐘。

三好十洲

名は紀始、一名は毅、字は士躍、通稱は左馬之進、號は十洲。安政元年九月卒す、年五十。幼時國學に入りて勉學せしが秀才の故を以て選まれて廩生となる。文政十二年國學指南となり、内生寮及び詩大局の事を掌れり。天保十年閑叟公の命により本官を以て江戸明善堂文武の事を管理するに至り、藩主に從伴して江戸に往き、同十三年歸國す。幾くもなくして副教諭に進み、弘化元年長崎港砲臺守備となり、二年冬歸國し教諭に進めらる。三年功を以て白銀を拜領す。嘉永二年監察に任じ、同三年江戸邸詰となり、五年の春歸國して再び教諭となり安政元年春長崎港屯營を監す。同年の秋英國軍艦長崎に來り殆んど一ヶ月の後解纜して國に歸れり。程なく

病氣に罹り其年九月終に戸町の營所に歿す。葬儀は三ツ溝寶藏寺に於て行はれしが藩主生前の功を追賞して白銀若干を賜へり。墓碑今猶ほ同寺に存す。先生人となり良にして教、折經に長じ詩を好み傍ら銃砲拳法に通ず。人と交るや虚心易中、愉々然として歡を盡す。されど事を論じ義を辨するに當つては、侃々として難を折き歸趣を明にせざればやまず。故に深く生徒に推服せられたりと云ふ。又休暇ある毎に客を延いて碁に對し、或は野服行吟し、或は獨水木の間に就いて終日釣を垂れたり。實に蕭然たる一閑人たりしなり。

横尾紫洋

名は道質、字は孟篆、通稱は文助、紫洋は其號なり。天明四年十月卒す、年五十一。先生もと川久保の家臣にて初め春日山高城寺の陽山師禎和尚に就て學び二十歳位の頃長州に遊學し、瀧鶴臺の門に入り、後また京都及び江戸に遊學せられたりといふ。性倜儻不羈小節に拘はらず。嘗て王室の式微を嘆じ有志の人と相謀り大に爲す所あらんとせしも事顯れて成らず。京都を出奔して國に歸り其の居を春日山に定めて徒弟の教育に従事せられしことあり。後安永三年六月再び京都に到る。困窮最も甚だしく筆耕舌耕して纔に糊口を凌げり。然れども此頃に及びて才名漸

く高く遂に關白九條家に出入することを得、幾何もなく又侍講を命ぜられ、位階を賜はりぬ。先生常に幕府の驕僭を憤り、心中既に決する處あり、偶藩命ありて頻りに歸國を促されたりしが、之を肯んぜざりしたため竟に捕へられて佐嘉に檻致せられ、獄に在ること一年、遂に國法に因りて斬に處せられぬ。

枝吉神陽

名は經種字は世徳、通稱は木之助神陽と號し南濠の長子なり。稟生端凝にして強記比なく、一たび眼に觸るれば終身忘るゝ事なかりき。初め業を父に受け後江戸に遊ひ昌平黌に入りて舎長となり歸りて國學教諭に任せられき。神陽容貌魁梧口大に音吐鐘の如く屏障も爲に振はんとす。眼偉長にして炯光人を射、隆準長耳なり。健脚比なく日に二十里を行きぬ、曾て高屐を着け富士山に登降し少も疲れざりき。其度量は以て人を容るゝに足り聴識は以て國家を經綸するに足り、勇進事を斷し慈善衆に弘被するに足れり。或は經義深奥史學宏涉にして文辭秀逸なるに服する者あれども是特に緒餘のみ。常に曰朱子陽明何ぞ學ぶに足らん唯經を以て經を解かんとみと。傍皇學に深く、能く國詞を以て雅麗の文を作る。夙に勤王の志を抱き常に名分の正から

ざるを慨し、書を著して其志を言ひ、乃ち天下に遊び一たび磊々落々の志を成さんとせられけるに、到る處論説多く合はず、因て歸りて教育に従はれぬ。常に曰普天の下率土の濱王臣に非ざるはなし、君臣の名は獨朝廷に對して謂ふべきのみ、藩主に對する稱謂にあらずと。嘉永六年米利堅の使彼理來り天下の議論紛起し朝廷は鎖港を主とせられしに、幕府の諸吏未だ之に従はざる者あるを以て、弟副島種臣をして京師に到り大原三位公に言はしめらるゝやう、今や世論紛々として歸する所を知らず、公此時に乗して幕府を討滅し國家千載の衰運を挽回し給はゞ亦快ならずや、然る後開港の可否得失を廟堂の上に審議せらるゝも未だ晚からざるなりと。公答て曰此事余が敢て當る所にあらず、何ぞ之を青蓮院殿下に奏して其請ふ所を得ざると。種臣又之を殿下に奏せしに伊丹藏人接伴して其意を了し、互に問答審議する所ありしに、頓て有司に咎められて禁閉せられき。

副島種臣

今津に生る。學を藩の弘道館に受け、長じて益々博覽強記、蒼海の號は海内知らざる者なきに至れり、維新の際大木・大隈・江藤等と共に起て國事に勉め參議に任じ、夙に民選議院の建白をな

す、蓋し其の卓見に依るなり。種臣資性磊落接する者をして融溶するの體ありと雖も、又能く古今東西の禮儀に通す。嘗て特命全權公使となり、清國に使して席次を論し、使命を辱しめざりしは世に傳へて以て美談とす。種臣李鴻章と能く知る、陰に陽に對清策に預つて力あり。明治二十七八年の事變に於て能く終局を結ぶを得たる、陰に預りて大に力ありと云ふ。樞密顧問として元老の地位に居る十數年。明治三十七年芳名を遺して薨去す。

香月經五郎

佐賀藩の士、幼時未だ敏ならず。弱冠にして郷關を辭し東都に出で、江藤南白氏に就いて修學せらる。既にして學識拔群天才煥發、嶄然として頭角を現はす。當時藩の士にして南白の門に出入する者頗る多かりしかども氏の右に出づる者殆んどなし。南白特に氏と山中一郎の二人を選んで歐洲に遊學せしむ。明治四年岩倉大使等の一行歐洲を遊歴するや、氏等大使等一行のためには幹旋の勞を執られたりしが其處置一々機宜に當り大使等深く之を稱揚す。氏の才名是より一時に喧傳するに至りぬ。明治六年山中一郎等と共に歸朝せられしが、幾くもなくして佐賀の亂に會し、明治七年四月十三日終に佐賀城内に刑せらる。行年廿有七歳。誠に痛惜の至なり。

其獄中の詩に云ふ、

寄懷弟香月三郎在浪花

汝是男兒異女兒。聞吾就死又何悲。王師西入雞林日。應識阿兄瞑目時。

次同獄某之韻

人生有宿緣。成敗豈偶然。獄裡英雄泣。城中兒女喧。雪冤果何日。遺恨實千年。天道非耶是。懷之淚若泉。

今泉蟹守

名は則才。初め隼太と稱し、後御蒼生と改め柄の屋・梨樹園・朧隣居等の別號あり。和歌を善くし廣く國書に通ぜられ著述頗多し。樟葉十家歌集・同後集・白縦集・明倫百人一首・朧隣居雜錄・樟葉百家選・同後編等あり。晚年長瀬村大願寺村にて住居せられしが、明治三十一年二月七日大願寺村に歿せらる。年八十一。墓は同村源太松の南側にあり。

本野盛享

久保田元小路に生る。もと八田氏にして後本野家に養はる。生來學を好み京都に奔り夜は按摩を業とし苦學すること年あり。邑主村田若狹之を召し長崎に遣はし蘭學を學ばしむること數年。東京に出で最初の外務省翻譯に任せられ、次で模濱稅關長になり、更に英國領事を命ぜられ駐在十年餘。嗣子一郎現任駐露大使本野一郎の素養は全く此時に胚胎せり。七十四才にして卒す。

高柳快堂

高柳快堂名は文次。久保田村元小路に生る。性溫雅最も南宗の畫法に精しく且能詩を兼ぬ。少壯にして武富圯南に就き漢文及び書法を修む。後長崎に到り書を僧鐵翁に學び、又大阪に遊び篠崎小竹及び岡田月洲の門に入り詩文を學ぶ。其他畫法を中林竹洞及び田野村直に問ひ造詣する所頗る深かりき。維新後國に歸り郷學の訓導に任せられぬ。明治十五年東京に寓し廣く諸大家に接し詩畫の交を結び。三十一年佐賀に歸り悠々自適詩畫を伴侶として自ら樂めり。翌年十月皇太子殿下佐賀に行啓せらるゝや席上揮毫の榮を蒙る。四十一年居を名古屋に移し、翌年五月病没す年八十六。

第四節 現存人物

本郡出身にして今尚ほ生存各方面に活動せるもの尠からず、今其中より摘記すれば左の如し。

- 大藏大臣 武 富時 敏(神野村)
- 駐露全權大使 本野 一郎(久保田村)
- 法學博士 古賀 廉造(高木瀬村)
- 醫學博士 高洲謙次郎(春日村)
- 逓信省通信局長 田中 次郎(川上村)
- 大審院判事部長 鶴丈 一郎(高木瀬村)
- 海軍中將 眞木 長義(北川副村)
- 海軍少將 土屋 哲三(鍋島村)
- 陸軍大佐 村岡長太郎(川上村)
- 陸軍騎兵大佐 梅崎 信量(川上村)
- 海軍大佐 田中 芳三(春日村)
- 法學博士 副島 義一(本庄村)
- 法學博士 水町 袈裟六(本庄村)
- 警視總監 西久保 弘道(鍋島村)
- 控訴院檢察長 小林 芳郎(鍋島村)
- 控訴院長 柿原 武熊(神野村)
- 海軍中將 中牟田 倉之助(北川副村)
- 海軍中將 北古賀 竹一郎(本庄村)
- 陸軍少將 長谷川 良之(北川副村)
- 陸軍輔重兵大佐 久米 猪一(川上村)
- 陸軍々醫監 於保 熊雄(川上村)
- 陸軍大佐 野中 芳太郎(北川副村)

- 陸軍大佐 香月 三郎(中川副村)
- 陸軍歩兵大佐 副島 以辰(兵庫村)
- 内務部長 名尾 良辰(高木瀬村)

- 陸軍歩兵大佐 野口 義尙(巨勢村)
- 師範學校長 眞崎 誠(巨勢村)

(附記)

尙ほ幾多調査漏あらんことを恐る。
陸海軍將校は大佐及び其相當官以上のものを挙げたり。
現在郡外に置けるもの元來本郡出身たりしものは之を挙げたり。

第二編 村別概説

一、北川副村

本村は佐賀市の東南に接し、北は佐賀江を隔て、巨勢村と相對し、東は新川を以て東川副村に
界し、南は新北・中川副・西川副の三村に連り、西は八田江を隔て、本庄村に界す。東西一里餘、
南北二十三町餘。戸數六百九十人口四千餘あり。光法・江上・木原・新郷の四大字に區分し専ら農
を營む。木原・武藤は天文の頃小田・龍造寺兩氏の古戰場たり。八田宿の八坂神社(村社)は素盞
鳴尊を祭り藩主の崇敬ありし社なり。木原の日枝神社(村社)は藩主の尊崇淺からざりき。角町
には西宮神社あり。江上の福満寺は延暦二十三年傳教大師の建立にして大師の作になれる日本
七佛薬師の一體を安置すといふ、朝廷及藩主の歸依ありし寺なり、新郷の本願寺は行基菩薩の
作なりと傳へらる、川副七佛薬師の一體を安置す。其他山津に長安寺八田本村に大應寺武藤に
岩松軒等あり。

北川副尋常小學校及び村役場は

にあり。安住には室園遊廓ありて、樓を列ぬること十數戸

並歌の聲常に絶えず。

二、東川副村

本村は佐賀郡の東南部に位し、東は千歳川を隔て、福岡縣に境し、西は北川副村に接し、南は新北村に隣り、北は佐賀江を隔て、神埼郡蓮池村に接す。東西二十二町、南北二十六町、面積凡そ一方里、戸數九百七、人口凡五千三百二十九あり。大堂・徳富・諸富津の三大字に分てり。諸富津・大堂津は専ら商業地にして、諸富津には榮銀行支店・百六銀行出張所ありて商業取引金融機關たり。佐賀セメント株式會社の諸富工場・江口木工場等ありて諸富の繁榮をたすけつあり。大堂に大堂神社あり事代主神・大山祇神・豊玉姫神を祭り、朝廷の尊崇ありし社なり。太田村の太田神社は事代主神・大山祇神・應神天皇を祭る。慈廣寺・寶光院は共に太田にあり、慈廣寺は太田美濃守の創建にして寶光院は龍造寺純家の建立にかゝる。徳富本村の西覺寺には龍造寺隆信の位牌あり。下大津の東光寺は川副七佛藥師の一軀を安置す。字小曲に小高き森を見る、是小田氏の據りし城趾たり。諸富津には毎年筑市の催あり。

筑市 東川副村諸富津

毎年陰曆八月十二日には諸富津に於て筑市の催あり。近郷近在の老若男女集ひ來り盛んに開かる。干潮の際洲の上には宮角力の催あり。此市の由來をたづぬるに記録の據るべきものなく、只古來言ひ傳へしを記すれば、成富兵庫茂安水利の便を圖る爲め、三養基郡千歳川の沿岸に千栗土居を築き、千栗八幡宮を建立す。八幡宮毎年陰曆八月十二日に潮水を汲み取る爲め沖幸臨の催あり。遠近の信徒諸富附近に來集參拜するもの夥し。商人之を好機とし日用品其他を諸富にて信徒に商ふに始まるといふ。今も尙八幡宮の沖幸臨あり。

三、新北村

本村は佐賀郡の東南隅に位し、東及び南は筑後川を隔て、福岡縣に對し、北は東川副村・北川副村、西は中川副村に境す東西凡そ十五町二十間、南北二十町餘、人口五千七十九、戸數八百あり。寺井津・山領・爲重の三大字に區分す。大字寺井津は舊藩の頃五箇津の一に數へられ、名高き商業地にして早津江津と共に並び稱せられ魚問屋の如きは縣下は勿論隣縣なる柳川及び久留米等を凌ぐ勢ありき。されど時勢の推移と共に交通の變遷を來し、今は昔の面影だに止め難き悲運に陥れる有様と化しぬ。又漁業を専業とする漁民少なからざれども唯子弟を糊口するに垂

垂たり。當津は由來深き所にして開津極めて古し金立權現來朝上陸の地と傳へられ浮盃・片葉蘆等の舊跡あり、聖人塚は勝茂前身勝茂上人の水定ありしところとして名高く、萬福寺は寺井城の趾たり、其南には維新前米藏ありき。又當津は天文年中大伴の軍勢の攻め來りし所なり。三重村に新北神社あり、創建極めて古く素盞鳴尊を祭り朝廷及び藩主の尊崇厚かりし神社にして數多の寶物あり。又此の村には維新前代官所ありき。爲重村に神通院安龍寺あり、神通院は行基の開山にして寺格甚だ高く、安龍寺は川副七佛藥師の一體を安置す。三重津は御船藏・海軍所の趾として名高く、石塚村には國境御番所の趾あり。本村は千歳川の川附にして福岡縣の若津と相對し同縣との交通頻繁にして常に渡船の絶ゆる時なく同地より佐賀市に入るの咽喉を約し國道の基點たり、人力車及馬鐵の往來絶えず。本村を貫く縣道は石塚・寺井・三重・水町を過ぎて國道に通ぜり、國道の設けあらざる以前は佐賀市に入るには必ず此の道を取りしものなるが、國道設立以來、交通以前の如くならず轉た寂莫の感あり。

四、中川副村

本村は佐賀郡の東西部にして川副地方の中央に位し、千歳川の支流早津江川の沿岸一帯の地を

占め、東は川を隔て、福岡縣三潯郡大野島村及本縣大誌間村に對し、東北は北川副村及新北村に接し、西及南は重に濠を以て西川副村及南川副村に界す。土地狹長にして東西凡そ六町南北凡そ一里十五町、戸數八百二、人口五千六百五十を越ゆ。福富・早津江・早津江津の三大字に分つ、村と津との合併村にして村は専ら農業地にして東古賀の草鞋、米納津・崎ヶ江の繩、吉村の米俵は其の特産地たり。津は舊藩の頃、厘外・相應・寺井・大堂と共に五箇津と稱せられ名高き商業地にして舊藩時代より魚類の間屋ありて五島對州の鹽魚を引受け、近郷近在は勿論佐賀・福岡兩縣に跨る魚類集散の中心たりしが廢藩と共に殆んど集散の實なく、又川副南部の各村に於て各種の商店散在し需用を此に抑がざるに至り一大打撃を蒙りしも、海運の便宜しきを以て米穀・肥料・砂糖・鹽・呉服等の販賣業者多く同地方の需用を充せり。尙魚類の間屋あり或は瓦・薪等の運送販賣を業とするものあり、其他日用品の小賣商人夥多ありて昔日の餘勢を存す。工業としては彌富の精酒釀造工場あり。外に醬油釀造工場・撚絲工場等あり、津内の嘉仁町には漁業を營むもの多し。本年度に至り彌富銀行設立し同地方金融の機關となれり。明治七年二月佐賀亂起るや、新任の縣令岩村高俊・陸軍少佐山川浩、兵を率ゐて汽船にて當津に來りて上陸せり。佐賀士族前田長定人を遣して暴徒の情勢を報じ、因りて縣令以下十五日に佐賀に入るを得たり。

又當津は河岸の景色佳し、岸に幾多の漁舟を並べ、巨船滿珠艦を控へ、出帆入帆の眺めあり、對岸は大野島にして滿岸蘆を以て包まれ、月夜の景は一段の趣きあり。詩あり。

發榮城

靜處

笛笠風輕晚出城。江邨十里暮烟生。菘蘆滿岸長於竹。不見行舟聽櫓聲。

早津江泛舟

青春乘暇偶茲來。隨意扁舟泝且洄。晴月荒村遙辨樹。香風斷岸忽逢梅。

收管浦瀨銀刀躍。維纜江潮玉鏡開。載筆携樽酬勝景。詩篇想向漢陂裁。

三重津は維新まで海軍所・御船藏の在りしところにして今は此處に縣立商船學校ありて早津江津の活氣をたすく。本村に三つの神社あり、鹿小路の志賀神社(郷社)・中津の嚴島神社(村社)は共に藩主の尊崇厚かりし社にして、東古賀には淀姫神社あり。崎ヶ江の法源寺・米納津の東光寺は創建極めて古く、川副七佛藥師の一軀を安置せるを以て名高し。

五、大詫間村

本村は佐賀郡の東南隅に位する一つの島地にして、西は早津江川を隔て、中川副村及南川副村

と相對し、北は福岡縣三潯郡大野島村に接し、東は千歲川を隔て、福岡縣川口村と相伺ひて有明海に面し、遠く南方藤津多良岳及長崎縣の溫泉岳を見渡し、以東は熊本縣三角岳より以北は福岡縣三池郡大牟田の炭煙は將に眼前にあり。戸數三百九十三に達し人口二千二百を越ゆ。村内を五部落に分ちて上ノ小路・中小路・下ノ小路・海路端・三軒屋となす。本村は天正年間迄は未だ灘中にて松枝沖と稱したり、文錄元年に至り海中に一つの寄洲を見出し當時の藩主鍋島勝茂其臣鍋島安藝守茂堅へ命じ其寄洲へ龍王の神石を建て先占の意を表せられ、其後神石を基として漸次泥土堆積し土質固質し一つの島をなすに至れり因て元和九年八大龍王の神祠を同所に建立しぬ。然れども直に耕地となるに至らず、又未だ肥筑の境不明にて屢次兩藩爭論を生ぜしも、正保年間兩藩和議の上潮水の干掛に際し神幣に柴を結束し、之を流し目標とし杭を打ち、境界を確定せり、今尙字通柴として其形蹟を存せり。恰も佐賀市白山町武藏の祖先(姓名不詳)埋葬を出願し許可を得、前記龍王東祠の東北に當る所に五十町餘の地を埋築し始めて家屋を建築し人に移住せしめ村號を大詫間村と稱したり、これ今より約三百六十年前にして即ち本村の起原なり。其後追々新地を築出し土地人口増殖し深堀家の領地となれり、然れども未だ海中の一孤島にして、屢々風波の爲めに堤塘破壊せられ修繕費其他多額の費金を要するを以て深堀家に於て

維持に困難し、遂に享和四年に至り藩主に請ひ替地をなしたり。其後本藩の威力にて漸次發達擴張し現時の廣漠たる地面を形成せり。大野島は上流に位し今は面積増加の餘地なきも、本村は幸ひ有明海に面するを以て年々面積の増加をなし、今は大野島の約二倍半の大をなすに至り農業大に行はるに至れり。又當時は海面に突出したる村落なれば漁業上最好位置を占むるにも拘らず、遅々として振はざりしは由來耕地多くして農業に適し、比較的技術と熟練を要し且つ危険なる漁業に従事せんより農業を以て優れりと思考せし結果に外ならず。されど近來意をこれに用ゆるに至り事蹟の見るべきものあり。就中牡蠣・蛭貝・海苔の養殖事業及淡水養漁業は有望に向ひつゝあり。又朝鮮近海に出漁するものも漸次其數を加ふ、村内の松枝神社は風波轉除の爲めに祠れる社にして正傳寺・眞續寺の二寺あり。

同村は明治三十三年基本財産蓄積の目的を以て字申年擲より字文政擲に至る堤塘に二十五ヶ年を期し松樹二萬九千二百本を植栽するの計畫を實施して着々其歩を進め今や豫期以上の好果を收めつゝあり、其殖林より生ずる利益と埋築により生ずる収入とを以て戸數割を賦課せざるの時亦た遠きにあらざるべし。

六、南川副村

本村は本郡の最南端に位し西及北は西川副村に境し、東北は中川副村に接し、東は早津江川を隔てて大詫間村と相對す。南は一面有明海に沿ふ。東西約一里、南北凡一里半あり、戸數一千百三十七、人口七千三百九十八に達す。本村は數百年前より海面を埋築して作りたる地にして尙漸々南方に其地域を擴張しつゝあり、沖積土壌にして地味肥沃且つ耕作物富饒なれども、元來水源遠く爲に灌漑水に乏しく一朝旱魃に遭遇する時は水忽ち涸渴して旱害を免れざりしが、川副普通水利組合組織せられてより、東川副村尾の島其他樋管より淡水を引入れ用水の供給を受けるに至りたるを以て幾多の便利を得たりと雖も未だ充分ならず、本村は農業に従事する者を主とし、犬井道には漁業を兼業とする者多く蛭貝牡蠣等の養殖漁業將來有望なり、立網（四尺網）に就ては今を去る凡三百五十年前國主龍造寺隆信の時代に於て特に許可せられたる漁業なり。犬井道は凡そ八百餘の人家櫛比し人口稠密なるを以て一見市街の如き感あり。されど商家は概ね日用品を供給するに止る小賣店多くして他に六七の呉服太物商・雜貨店あるのみ、犬井道に海童神社・明圓寺あり、海童神社は龍造寺隆信水難轉除の爲め創建せられたる社にして村社に

列せらる、鹿江の圓照寺は鹿江遠守の創建にして威徳寺は瀧造寺隆信の遺蹟として著はる。

七、西川副村

本村は川副地方の西南に位し、北は北川副村に接し、西は八田川を隔て、本庄村及東與賀村と相對し、南西の一部は有明海に瀕し、南は南川副村東は中川副と田圃相隣りす。東西三十町南北一里三十町あり、南里・西古賀・小々森の三大字に區分す。戸數凡そ九百一、人口約六千三百二十八あり。主として農業を營み、有明海に瀕する一部は漁業を營み遠く朝鮮海へ出漁なすものもあり。西南里に川副七佛藥師如來を安置せる勝定寺あり、創建極めて古し。東南里の八幡社は俗に助溺神(ヒヤーランサン)として著る。

同村は農事獎勵の普及せるを以て名あり、南里に米券倉庫あり、本部に於ける設置の嚆矢とす。

八、本庄村

本庄村は佐賀市の南に隣接し、東は八田江を以て北川副、西川副の二村をかぎり、西は西與賀村に隣し、南は東與賀村と堺を接す。東西三十町、南北四十一町、戸數五五二、人口三一三六、耕

地五三一三反、米麥の産額二九六二〇八圓に上る。村を分ちて本庄・袋鹿子・末次の四大字とす。

本村は藩制の頃は本莊東西を本莊郷とし、末次・東西鹿子・上飯盛を與賀上郷と稱したりが、明治維新の際川副郷の一部たる袋村を本村に編入し第四十大區三小區と稱し、又本莊村外三ヶ村戸長區域とせしが、明治二十二年市町村制實施の際厘外村の一部たる正里村を西與賀村より入れ上飯盛の一部を同村に割き、又鬼丸・田端・大崎等の轉在地を佐賀市に譲れり。

村役場尋常小學校共に灰塚に在り、三村組合立與賀高等小學校は上飯盛にあり。

本莊神社は創建極めて舊く現時郷社に列せらる、高傳寺は鍋島家代々の菩提寺にして建築宏壯本郡屈指の巨刹たり、其他歴史上の古蹟ととして大内觀寺・末次休息所・鹿子の壘・鍋島直茂の誕生地と稱せらる、胞衣塚あり。

九、東與賀村

東與賀村は本庄村の南に位し、東は八田江を以て西川副村に界し、西は西與賀村と堺を接し、南は一面有明沖に瀕す。戸數九〇八、人口五九〇七、耕地九三九五反にして、村民農業を主とし漁業之に次ぐ。米麥の産額二八一九六一圓、水産物價額一七三二〇圓に達す。

藩政時代は佐賀藩に屬し與賀下郷の中なりしが、明治に至り第四十大區第三小區と稱し、下古賀村外二ヶ村戸長區域としたりしが、明治二十二年四月町村制實施と共に合して東與賀村と稱す、分ちて飯盛・下古賀・田中の三大字となす、村役場は大字下古賀に、尋常小學校は字下飯盛にあり。此地元小津郷の海濱なりしを埋築せし新開地なれば、名勝古跡として一つも記す可き者なく、寺院には龍田寺・開田庵・光徳寺等あり。下飯盛の八幡社及び田中の住吉神社は共に村社たり。

一〇、西與賀村

西與賀村は東は本庄・東與賀の二村と堺を交へ、西は本庄江を以て嘉瀬村と相對し、南は有明沖に瀕し、北は佐賀市に接す。東西十五丁南北一里二十五丁あり、戸數六一四、人口三四六五、耕地四五五九反にして、村民農業を主とし商業漁業之に次ぐ。米麥の産額二一五九四五圓、水産物價額一四九一九圓に達す。

藩政時代佐賀藩に直屬し、明治に至り第四十大區第三小區と稱し厘外村外二ヶ村を以て戸長區域とせり。明治二十二年四月町村制の實施と共に高太郎・厘外村・相應津及び厘外津の内今津分と合併して西與賀村と稱し、厘外・高太郎・今津・相應の四大字に分れたり。

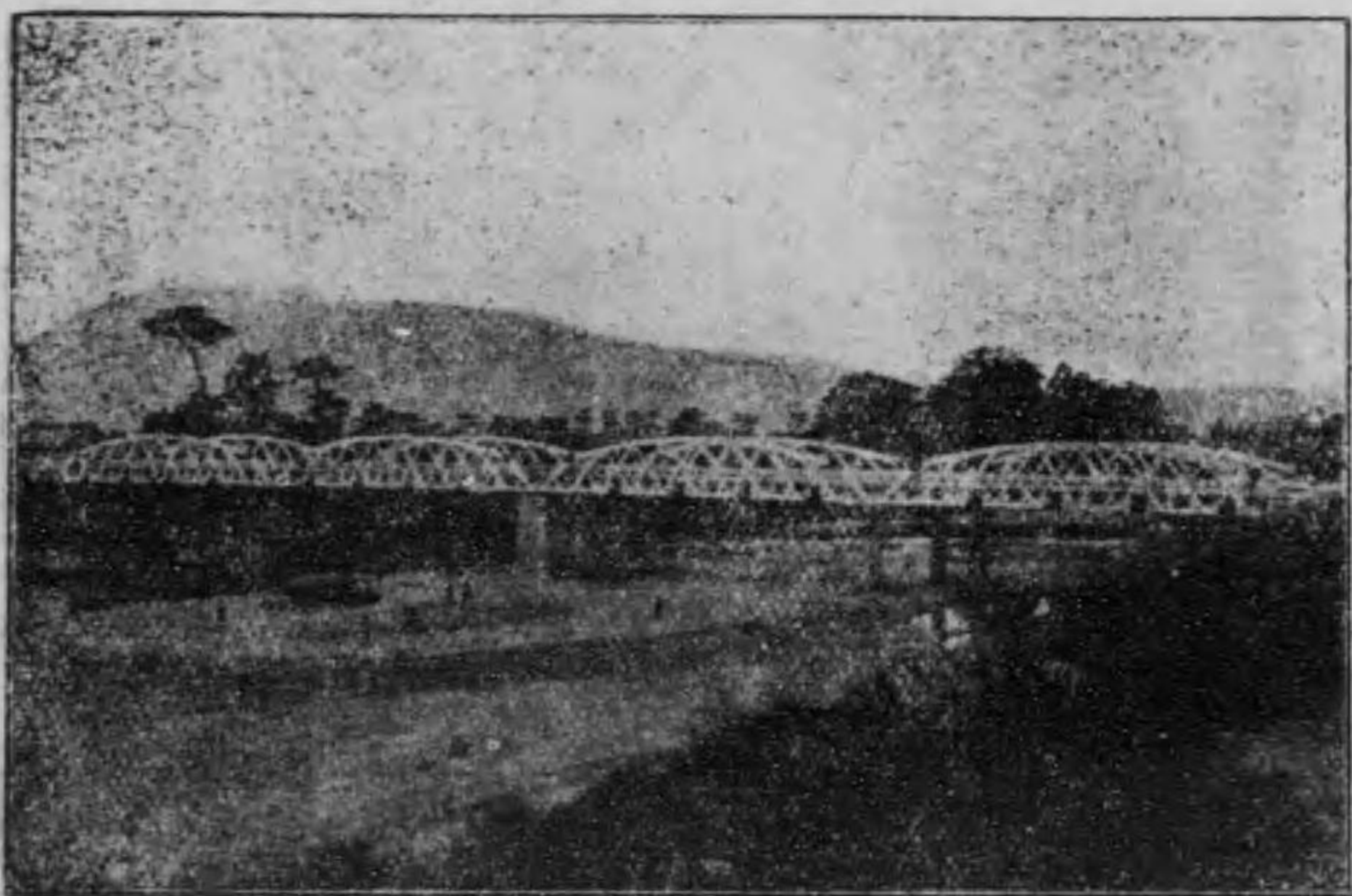
村役場は相應津の北端に、西與賀尋常小學校は高太郎本村にあり。今津及び相應津は魚市場の盛なるを以て著はる、佐賀市の供給亦た多く之に仰ぐ。

丸目には藩政時代に於ける番所趾あり、又明治七年江藤南白の薩南に遁し乗船場として知らる。今津の南に佐賀藩の戰船を繋留保管せし御船屋趾あり。寺院としては楊柳寺・祐正寺・眞正寺等を屈指とす。

一一、嘉瀬村

嘉瀬村は嘉瀬川本庄川の間に分在し、東は本庄川を隔て、佐賀市の一部及び西與賀村と隣し、西は嘉瀬川を夾みて久保田村と相對し、北は鍋島村に接し、南は一面有明沖に臨む。東西二十五町南北五十町餘あり。荻野・中原・十五・扇町の四大字に分つ。戸數七百三十三戸、人口四千二百六十五人あり。地勢平坦地味肥沃にして米麥に適す。國道佐賀市より本村の扇町及び嘉瀬津を貫通して久保田村に至る、往昔の長崎街道と稱せしもの即ち最なり。水利の便に富み、大旱の歳と雖ども用水の缺乏を告ぐる事殆んど稀なり。

本村は藩政時代は嘉瀬郷と稱し、其中荻野は多久領に野田は久保田邑に屬したれども、大部分



嘉 瀬 橋

は佐賀藩の直轄なりき。明治年間に至り中原村外二ヶ村を以て一戸長區域とせしが、明治二十二年四月町村制實施と共に、三村の外鍋島村大字八戸村の内字扇町を合併して嘉瀬村と稱す。嘉瀬尋常高等小學校及び同村役場は嘉瀬宿の東端にありて、國道は四號線を夾みて相對す。同小學校は明治四十一年文部省より第一回優良小學校として表彰せられたる青藍高等小學校趾に創設したる歴史を有し、現時私立嘉瀬圖書館を附設す、本郡に於ける圖書館設置の嚆矢とす。石寶山法勝寺は俊寛僧都の遺蹟を以て名高く、刑場遺蹟千人塔及び訣別の松等尙ほ當年を想起して悽然の感に堪へざらしむ。産物は米麥豆の農産物尤も多く、鍋・釜・障子・襖

等の工藝品及び鱒・泥猴魚・鰻等の水産物之に次げり。

一一一、久保田村

久保田村は本郡の最西端に位し東は嘉瀬川を隔て、嘉瀬村と相對し、西は福所江を以て小城郡牛津町及び蘆刈村と界し、北は小城郡三日月村に隣し南は一面有朋沖に臨む、東西十八町南北一里半餘あり。大字は徳萬・新田・久富・久保田の四つに分ち、戸數一千二百三十八、人口九千二百九十人、郡内屈指の大村たり。地勢平坦四方殆んど堅固の堤塘を以て廻らし、地味概ね肥沃にして米麥に適す。住民多くは農業に従事すれども、南部地方は漁業を主とせる部落あり。國道四號線は嘉瀬村より來り本村の北部を貫き小城郡牛津町に至り、縣道呼子線は徳萬宿にて國道に連絡し北三日月村に赴く。鐵道線は本村の北端を通し久保田驛の設置あり、又嘉瀬川の下流及び福所江は舟路を通し頗交通運輸の便に富む。

本村は藩政時代に於て太僕郷と稱し久保田邑主村田家の領地たり。維新後は始め徳萬・新田・久富・久保田の四村なりしも。明治二十二年四月町村制實施に當り併合して現時の久保田村となれり。

思齊尋常高等小學校は徳萬村字元小路にあり、其敷地は天明八年邑主村田大和の創立せし思齊館趾たりし歴史を有す。大正二年四月久保田實科女學校を附設せり。南部宗新田村字横江村に思齊尋常小學校あり。村役場は元徳萬宿にありしが大正四年四月思齊尋常高等小學校前に新築して之に轉せり。郡内中最新の設備に屬す。

邑主村田氏の館趾は元小路に現存す。二百年前龍造寺政家の隠棲せられし遺蹟なるが故に、之と關係ある社寺頗る多し。香椎神社は郷社にして久保田にあり、應神天皇及び住吉神を祭る。寶淋寺・妙鎮寺・西持院・興福寺・保福寺・三學寺等の寺院あり。宇治端は有名なる窓の梅醸造地として知られ、久富には魚市場の設あり。

一二、鍋島村

鍋島村は嘉瀬川の北部に在り、東西に短く南北に長し、東に多布施川を隔て、春日・高木瀬・神野の三ヶ村を疆り、南は佐賀市の一部を夾み、又嘉瀬川と隣し、北及び西は嘉瀬川を隔て、川上村及び小城郡の三日月村と相對す。東西一里餘南北一里二十町餘あり。大字は八戸溝・八戸・森田・蠣久・鍋島の五つに分る。戸數七百六十四、人口五千四百三十七あり。地勢平坦其西南の二

三部落は低窪地をなし水患及び旱害に苦むことあり。同村は嘉瀬川及び其支流多布施川に觸接するが故に灌漑の便に苦むことなし。

藩政時代は新庄郷と稱し佐賀藩の直屬なりしが維新後に至り川上村と合せて第八小區と稱せられ區務所を新庄に置かれたることありき。明治十一年八戸溝・八戸・扇町・多布施村の四村と本田・蠣久・鍋島の三村とに戸長各一名を置き同十四年三月之を廢し多布施村は神野村に入り八戸溝・八戸・扇町・森田・蠣久・鍋島の六ヶ村に戸長一名を置く、同二十二年四月村制實施と共に扇町は嘉瀬村に編入せられ其他を以て現時の一村となれり。

鍋島尋常高等小學校は字角目にあり。村役場は元東新庄にありしが、大正三年七月字新村に新築して之に移る。

鍋島本村には鍋島氏の遙祖たる長岡伊勢守經秀の館趾あり、御館の森と稱せらる。蠣久は住古太宰少貳及び九州探題の府治の跡なりと傳ふ。新庄神社は郷社にして應神天皇其他の四社を祭り。蠣久神社は村社にして菅原道眞を祭る、共に其創建の舊さを以て知らる。龍雲寺・勝樂寺・蓮成寺・法常寺等の寺院あり。

産物は米・麥・繭・生糸等にして蔬菜・果樹等の産亦た多し。

一四、神野村

神野村は佐賀郡の中央に位し、東は兵庫村北は高木瀬村に界し、西は鍋島村南は佐賀市に接す。東西二十八町、南北二十四町あり。戸數七百二十五人口三千六百餘を有す。之を大財・神野・多布施の三大字に區劃す。地勢平坦にして田圃相連り。地味肥沃なり。多布施川其の西部を流れて佐賀市に入り、村内溝渠多くして水利の便頗る大なり。住民の農業に従事する者多く、米麥蠶豆等を産す。精煉合資會社は多布施にあり、關西有數の硝子工場たり。屠牛場亦其の附近にあり。主として佐賀市の供給に應ず。當時は直に市に隣接するを以て、縣立農事試驗場(草場)・縣立佐賀農學校(多布施)・川上軌道株式會社(三ツ溝)・佐賀瓦斯會社製造場(草場)・ライジングサン佐賀油槽場(草場)・ニューヨーク佐賀油槽場(愛敬島)等の建物多し。村役場及び神野尋常高等小學校は東神野にあり。堀江神社は東神野にあり、創建の年月詳かならざれども、小碓尊熊襲征伐の砌堀江大明神と命名せられたりと傳ふ。宗智寺は多布施にあり、長樂庵は大財にあり、共に此地の名刹たり。

神野の御茶屋は西神野にあり、舊藩主鍋島直正の經營に係り現今佐賀市民の遊覽地として有名なり。聖堂の跡は大財(藏相武富時敏の邸内)にあり、今は唯大寶聖林之碑と題する碑石を遺すのみ。

一五、巨勢村

佐賀市の東にあり。南は北川副村に境し、北は兵庫村西北は神野村に隣し、東は神崎郡境野村に接す。東西凡そ一里、南北凡十五町、戸數三百五十三、人口二千五百五十一。之を牛島、高尾、修理田、東西の四大字に劃す。地勢平坦にして耕田相接し、巨勢川村の西部を南北に貫流し、大小の溝渠亦縱横に通じて灌漑水利の便あり、地味頗る豊饒なり。村民の多くは農事に従事し米麥の生産殊に著しく。眞崎氏の經營に係る鐵工場は牛島にあり、麵類機械・電氣機械等を製造す。其他叭繩・菱等の産有り。村役場は高尾宿にあり、巨勢尋常高等小學校亦宿の東一二町の處に建てり。

抑も本村は孝徳天皇の御宇巨勢某異賊征討の命を受けて鎮西に下向し、終に此地に土着したるに創まり、其後建久年中更に見玉黨の宗子參河守俊治頼朝の命を受けて此地の守護職となり、其の子孫奕世相承けて之を領有せりと傳へらる。慶長元和の頃に及び佐嘉藩士成富兵庫茂安此地

の荒野を開墾し巨勢川を開通して農耕の便を開きしこと夥かりきといふ。巨勢神社は牛島にあり、巨勢臣其他四柱の神を奉祀し本村第一の古社たり。法専寺は平尾にあり、龍津寺は東巨勢にあり、共に本村の名刹とす。此地はまた永祿元龜の頃屢々大友軍の古戰場たりし處にして、豊將戸次式部大夫戦死の跡今猶ほ存す。

巨勢野

今の巨勢・兵庫、一帯の地域にして、昔は荊棘繁延せし荒蕪の地なりしも、元和年間成富茂安の之を開墾せしより、隴圃相接する萬頃の沃野と化するに至れり、成富茂安譜に云はく、

巨勢郷は其以前渺々たる荒野にして、高峰村より北尾崎まで凡一里半の處皆萱野生茂りしを茂安見計り、百姓共を集めて此以後田地に取立てたしと存する者には彼處を二町三町づゝ割つて之を渡すべし、水筋の儀は上佐嘉より少しも滞りなく流し通すべしと云ひ聞かせ、相望むす者に悉く割付を渡して、上佐嘉一ノ江の水筋に石の大井樋を埋め、巨勢まで掘り續け、偕又巨勢土井に大井樋を埋め、洪水の時は高尾川へ落し流す。よりにて巨勢野忽ち田畠となりて村多し立繁し、數千の家々棟を並べて日に倍繁榮し、既に七千餘石に及ぶ御采地となる。是茂安が智慮の深き處にあり。

大日本農史にも亦同様の記載あり。

一六、兵庫村

兵庫村は佐賀郡の東部に位し、西は神野村、西北は高木瀬村に隣し、北は一帯に金立村に接す。東は神崎郡西郷境野兩村と境し、南は巨勢村に接す。東西一里七町、南北一里十町、戸數八百人口五千三十八あり。地勢平坦にして田園よく開け、地味頗る肥沃なり。源を金立久保泉春日諸山に發する巨勢川は更に市ヶ江水道の末流を合せ、村の中央を貫流して巨勢村に入る。溝渠亦縱横に通じて水利の便あり。

住民の多數は農業に従事し、豪農多く其の生産額亦頗る大なり。産物には米・麥・豆類・藁細工等あり。繩絢機の如き實に本村人宮崎林三郎の工夫發明せる處なり。近年村當局者の經營に基き菱及び淡水魚の養殖亦行はる。村役場は大宇瓦町字曲里に、兵庫尋常高等小學校は大宇淵字下淵にあり。

一七、高木瀬村

高木瀬村は佐賀市の北十餘町の處にあり。南は神野村に隣し、西は鍋島村に界し、北は春日村金立村東は兵庫村に接す。東西二十七町南北三十一町餘。高木、東高木、長瀬の三大字より成る。土地平坦にして地味概して肥沃なり。多布施川は成富茂安の開通せし處なりと稱せられ、春日村より來りて村の西境を南流し、市江小川兩水道亦村内を浚流して灌溉水利の便頗る大なり。戸數五百五十六、人口二千九百六十四あり。村民多く農業に従事し、篤農家亦尠からず。産物には米・麥・大豆・蔬菜類等あり。蔬菜類は古來高木胡瓜・高木茄と稱してその名世に著はる。村役場・高木瀬尋常高等小學校共に上高木にあり。

此地は久安以降天文に至る數百年間高木氏の根據たりし處にして、城砦の跡今猶は東高木・下高木の邊に存す。村社高木八幡宮は東高木にあり、そのかみ高木氏の勸請せしものなりと傳ふ。長瀬天満宮は長瀬にあり、境内瀟洒にして同境内に奉祀する布卷觀世音を以て名あり。平尾天満宮は平尾にあり。亦昔より餅相撲を以て世に知らる。正法寺は東高木にあり、高木氏の香花場たりし處にして、累代の古塋現存し、後醍醐天皇の繪旨以下幾多の古文書を藏す。極樂寺は上高木にあり巨剎たり。本村は明治四十年以後兵營所在地たるの故を以て博く其名を知らるるに至れり。

長瀬 高木瀬村

高木瀬村の西北部多布施川に沿へる一部落なり。長瀬天満宮社記には後一條院の寛仁年中康清法師と去者瑞夢に感じて天満宮を勸請し、此地長岡の瀬戸といへるを改めて長瀬と改むとあり。鎮西要略云。

永祿年中豊後軍放火神埼郡押寄龍造寺戸次鑑連吉弘鑑種會於神代長良而龍府之北陣塚原與水上臼杵鑑速龍府之東陣于姉村神代長良先驅到三溝鑑連陣高木社鑑理屯長瀬社繼之肥陽軍記云。

永祿十二年大友勢佐嘉城を圍み攻め城北は長瀬三溝まで取詰めたり。四月六日城中より百武志摩守の手の者三溝長瀬へ突出で一戦に及びけれども利あらず歸城す。

一八、春日村

春日村は高木瀬村の北部にあり。北は觀音峠一帯の山脈を以て松梅村と境し、東は金立村に接し、西は川上川を隔てて川上村に對す。東西二十町、南北一里半、戸數六百五十八、人口三千四百九十七あり。之を尼寺・久池井の二大字に區劃す。地勢、北部は山脈重疊して平地乏しけれ

ども、南部は概ね平坦にして田畑相接し、地味亦肥えたり。市江川は成富茂安の開きし所にし、川上川より分れて村の中部を貫流し灌漑の利多し。三瀬縣道・小城縣道中村内を縦横に通し、且つ川上軌道の便も開けたれば、交通の便頗る大なり。住民の大部は農業に従事し、米・麥・大豆・粟・繭・密柑・柿・榎・茶等の産物あり。村役場・春日尋常高等小學校共に尼寺宿にあり。

此地は古昔國府廳の所在地(時代によりて多少の變移はありたらんも)にして、久池井一帯の地は其の古跡なりと稱へられ、居構・納所・館・印鑰社・惣座(總社の轉化か)等府廳に關係ある名稱の地少からず。甘南備神社は春日にあり、春日大神を祀りて創建最も古く、現今は村社たり。

國分に國分寺あり、僅に昔日の跡を止むるのみ。大昌尼寺は維新以後既に廢滅したれども、尼寺の地名によりて永久に其名をとどむべし。高城寺は春日にあり、文永七年國分忠俊の開基、圓鑑禪師の開山する處、一字の草堂僅かに存すれども勅賜高城護國禪寺の勅額、國寶として指定せられたる佛像・古文書等所藏するもの頗る多し。玉林寺また春日にあり、元中元年鑰尼信濃守の創建、無着禪師の開山に係り、堂宇の宏莊なること附近に比倫を見ず。其他當村には舊藩主鍋島直正公の遺髪を葬れる春日の御墓所・北村の石關・尼寺の成富兵庫助茂安の墳墓・出羽の丸山公園・神籠石・神甘備城を以て知られたる春日の城山・金敷峠の古戰場等、名所舊跡枚舉に

違あらず。駄市川原は昔宿驛のありし處にして代官所の遺跡今猶ほ存す。

一九、金立村

金立村は春日村の東にあり。北は神埼即脊振村に境し、東は久保泉に隣し、南は高木瀬・兵庫の兩村に接す。東西凡そ一里南北殆んど二里に亘れり。戸數五百四十七、人口三千六百三十四あり。之を金立・千布・樂師丸の三大字に區劃す。地勢・北部には金立山脈東西に連亘し、其中央に金立山高く聳立す(二千六百尺)。南部は一面平野にして田畑よく開け、地味瘠薄ならず。村内福島川徳永川等の水道あれども平時は乾涸して水利の便に乏し。住民は多く農業に従事し、米・麥・繭・密柑・柿・榎・茶・其他林産物等の産額少からず。村役場は東千布に、金立尋常高等小學校は金立にあり。

金立神社は金立山の頂上にあり、秦の徐福を祀りて郷社たり。金比羅社亦金立山麓にあり、社殿莊麗なり。此地は昔神代勝利出生の地にして、館林・土生城・住吉神社等神代氏に關係ある遺跡少からず。殊に大字千布の一帶は天授の昔、菊池武朝・今川了俊の交戦地として有名なり。來迎寺には先年佐賀聯隊の射的場を設けらる。

二〇、久保泉村

佐賀郡の東北部に位し、東及び南は神埼郡西郷村に境し、北は神埼郡脊振村に境し、西は佐賀郡金立村に接す。形状ほゞ長方形にして、南北二里餘、東西二十七町あり。戸數六百九十三、人口四千三百三十一を有す。北部は脊振山塊の一部に屬し土地高く、山岳重疊して平地少く、南部は平地多くして地味肥えたり。川原田川北部鳴瀬山の高地より流れて村の西方を過ぎ巨勢川に入り、村の東南部には神埼川より横落水道を引きて東南一帯の水利に便す。其他各所に溜池ありて灌漑に便す。村の南部には小城より神埼に通ずる縣道を控へ、東西の交通便なるも南北には一二の里道あるのみにて交通不便なり、村の中央川久保宿に郵便局ありて信書往復の便あり。本村を分ちて左の大字小字となす。

大字川久保(之に屬する小字)

妙樂寺。鳴瀬。天神堂。梅ヶ谷。車。馬責馬場。神揚ゲ。關行。中原。隈本。原口。神后野。原町。川久保宿。赤井手。西原。宮。川原田。

大字上和泉

草場。篠木野。村徳永。上和泉。櫟木。

大字下和泉

古賀。和泉。上楊。白石原。本村。折池。池副。

村役場は川久保宿にありて本村を統治し、小學校亦川久保宿下和泉の兩所にありて本村の子弟を教養せり。

抑も本村の起因を尋ぬるに往昔金立山草創の後程なく其東方隣岳に靈地をトシ大伽藍を建て石城山妙樂寺を開きしに創れりといふ。舊記の傳ふる處によれば其後百餘年堀川院の承應二年本寺流失し、崇徳院の大治元年鳥羽院の皇女某亦之を再建せりといふ。室町の時代の末には千葉氏の領有に歸したるが如し。其後戰國争亂の代となるに及び神代龍造寺兩家の相争ふ處となりしが、鍋島氏遂に當國を領有するに至り、神代氏之と姻を結びて川久保一帯の地を領し、本村南部の一帯は佐賀領と稱へ、鍋島安藝守の領する處となり、以て明治の維新に至れり。

二一、川上村

川上村は佐賀郡の西北隅にあり。北は小城郡南山村に隣し、東及び南は川上・嘉瀬の兩河により

て松梅・春日・鍋島の三村に境し、西は悉く小城郡三日月村に接す。東西三十餘町、南北二里餘、戸數一千八十八、人口七千五十。之を分つて川上・東山田・池上・久留間の四大字となす。北部には山嶽重疊して土地一帯に隆起すれども、中部以南地勢平坦にして田圃相接す。蘆刈水道・東平川・西平川等其間を流れて水利の便あり。住民多くは農業に従事し、産物には米・麥・粟・大根・繭・密柑・柿・柚・其他林産物等あり。養蠶は近時漸く盛に行はれ繭の産額次第に増加せり。江熊野には製絲場の設ありて、生絲の生産も尠からず。河西大根の名亦著る。村役場、川上尋常高等小學校共に中極宿の西端にあり。此地は中世以降高木氏の一族、於保氏於保に館を構へて久しく勢力を振ひしことあり。淀姫神社は川上にあり、欽明天皇二十五年の創建、祭神は神功皇后の御妹淀姫命なり。古來肥前一ノ宮たりし神社にして縣社に列せられ、現に社格昇進請願中なり。男女神社は今山にあり、伊弉諾伊弉冊二神を祀り、村社に列せらる。於保の於保天満宮・佐保の兵動八幡宮は何れも由緒ある神社にして、池上の八龍社は社殿莊麗なり。實相院は川上にあり、和銅五年僧行基の開基せし處、堂宇宏莊にして二王門には神通密寺の勅額を掲ぐ。毎年如法經會を説くを以て其名四方に喧傳せり。萬壽寺は水上山にあり、仁治元年神子和尙の草創に係り、堂内に不動明王を奉祀す。「不動さん」ととなへて參拜の男女頗る多し。建福寺は大願寺に在り、

和銅年中行基菩薩の開山せし處なりといふ、同寺の吊鐘は建久七年秦末則の鑄造せしものにて今は國寶に指定せらる。

川上は四時の風光佳麗にして佐賀士民唯一の遊覽地として其名四方に聞えられたれども、古來交戦の巷たりしこと一再ならず。今山八幡原一帯の地は元龜元年八月肥豊兩軍の古戦場にして、龍造寺家の土成松刑部敵將大友親秀を叢中に討取りたるを以て有名なり。

蘆刈水道

川上村

淀姫神社の近傍にて大川より分岐し、川上村を斜西南に貫流し小城郡に入るもの是れなり。東平川・西平川また之より分れて村の西南部を疏通す。山田池上二大字の灌漑全く此水道に負ふ。昔成富茂安の開通する所なり。

成富茂安譜云

小城郡蘆ヶ里水道を掘り河上川の水を分流し牛津路に大井樋をならべ洪水の難を除く女井樋是也云々

一一一、松梅村



天満神社(松梅村)

松梅村は佐賀郡の北部に位し、東は神埼郡脊振村に接し、南は春日村に境し、西は小関村及び小城郡南山村に對し、北は神埼郡三ツ瀬村に境す。東西一里五町、南北三里十町、戸數四百六十、人口三千九十七あり。之を分つて松瀬・梅野の二大字とす。地勢概ね山地にして平地少く交通の便少し。川上川は村の西境を南に流れ、支流また村中を横流して到る處駭玉驚珠の美觀を呈す。その流域には平地開け農業行はる。産物には米・麥・製紙・柿・林産物等あり、名尾紙の名は古來世に知られたり。村役場に三反田にあり、松梅尋常高等小學校亦其の附近にあり、更に名尾下田の兩所に分教場を置く。學校と境を接して天満宮あり、郷社な

り、地方の尊崇篤し。乙大明神は都渡城の山上高燥の地に鎮座し「文珠さん」と稱し少年少女の參拜する者尠からず。都渡城は川上軌道の終點にして川上と相對し風光の美を以て世に知られ其の北端なる十可亭は舊藩主鍋島直正公遊息所の遺跡にして、附近の都渡城原は永祿四年九月龍造寺神代兩家の古戰場たり。下田は風土記に見えて古より其の名を知られ葉隠の鼻祖たる石田一鼎の墳墓あり。三反田宿は昔宿驛を設け代官所を置きて山内を統治せし處なりといふ。

二二三、小関村

小関村は佐賀郡の北端に位し、佐賀市を距ること殆ど六里の所にあり。北は藤原川(川上川の支流)を以て神埼郡三瀬村と境し、西北及び西南は川上川を隔てて小城郡北山南山兩村と相對し、東南は一連の山脈を以て松梅村と隣す。東西凡二里、南北殆ど三里、戸數四百四十二、人口二千六百八十四あり。

村の中央には權現嶽聳立して地勢自ら南北の二部に分れ、小副川關屋の二大字を劃す。その支脈全村に起伏して殆ど平地なく、只南北兩麓に少許の平原を有するのみ。従つて交通の便乏しけれども輓近道路の改修に勉む。川上川は殆ど北西南の三面を環流すれども飛泉奔瀨多くして

水利の便少し。然れども近年九州電鐵株式會社は此水勢を利用して鮎ノ瀬須田の兩所に水力發電所を營めり。地勢平地に乏しと雖も地味比較的肥沃なるを以て耕種の業行はれ、物産には米・麥・豆・柿類・林産物等を出す。村役場は上小副川に、小副川尋常小學校は下小副川に、關屋尋常小學校は下關屋にあり。

下小副川の地川上川の岸頭に高く峰巒の聳立するあり、昔神代勝利城砦を構へし處なりと傳へられ、其他寄合平等、本村には神代氏に關する遺蹟少からず。

權現嶽の北半腹なる白山神社は永延二年三月關屋源八郎義家の創建に係り、「高野嶽さん」と稱して遠くより參拜す。畑瀬には神代勝利の墳墓あり。須田附近の雄淵雌淵は峻嶒瀬潭の奇勝を以て其名高し。

明治四十年基本財産蓄積の目的を以て國有存置林野の拂下をなし、五十年を期し採伐を行ふの計畫を立て、之を實施す。其面積實に壹千五拾町に達せり。

第三編 雜部

第一章 人情・風俗・習慣

第一節 冠婚葬祭

一 婚姻

一 媒酌人

婚姻には相當の媒酌人を立て熟談の上式日を定む。

二 日取

日取を定め夫の方より嫁方へ酒肴を贈る。

三 結納 (かため)

身分に應し夫の方より茶・帯・扇子・白麻・尉斗・酒肴を贈る。

四 嫁入道具送り

簞筒、長持・盥・小道具・必需品一式を取揃へ、嫁入當日若くは前日嫁方より夫方に送る。途中追分節を謡ふ、所謂長持歌なり。

五 中宿

嫁入途中夫方の近傍に可然家を定め、暫時休憩す。

中宿にては茶酒を薦め、且つ嫁の仕度を直す。

途中熾に藁火を燃く風習あり。

六 提灯取替

嫁の將に夫の家に入らんとする門邊にて雙方の提灯を取替ふ、且釜蓋かぶせの奇習あり。

七 祝言の杯

床には鶴・龜・松竹の三幅對を掛け、鳥臺・須賀臺・雄蝶雌蝶の銚子・土器・燙斗・昆布・三寶等を備へ、當事者及び双方の姻族着座、挨拶の後、初手膳に始め、有明盆五段の素麵にて式を終る。

八 鞆入

鞆入は嫁入りに先ちて行ふ者と數日後に行ふ者とありて一樣ならず。式順は略、嫁入當時と

同じ。

九 初行はつあき

嫁入後三日目か五日目を以て里方に歸る。此際嫁の土産とし近所親戚に饅頭を配る。

十 妊娠祝

妊娠五ヶ月位にして近所及び親戚を招き、祝宴を開く。俗に着帯祝と云ふ。

十一 頼茶講

之は里方より嫁入先の近隣に對し出産の際の世話を意味して酒肴を供す。

十二 出産

愈々出産となれば近隣の婦女は總掛りにて出産の手傳ひを爲し、又近隣親戚よりは祝として肴花色染の織物等を贈る。

十三 名付け

出産後三日目位にて名付けの披露を爲し。膾茶豆に生兒の名札を添へ親戚及び近隣に配附す。

十四 日晴

男の子は三十日目、女子は三十三日に茶講を爲す。

十五 其他

百日祝は百日目に、向替りは一年目に、帯解きは三年目に行ふ者なり。

初正月初節句、出産後初にて年始に逢ふ。初正月初節句と稱し、男子には武運長久を祈る爲め弓箭を、女子には羽子を贈りて之を祝す。

節句は女子は三月三日に雛人形、男子は五月五日に武者人形幟吹流し等を贈る。

節句の風習は支那より傳はりたる者なりといふ。

二 初老祝

男子は四十一歳、女子は三十二歳を以て厄入と稱じ知己親戚を招き盛に祝宴を開く。

三 還曆祝

男女共六十一歳に達すれば厄入りに類せし祝をなす。俗に之を賀の祝ひと稱し、紅色にて記せし祝意を表する文字の入りたる圓餅を配る。又八十八の米字祝と云ふ者あり。

四 葬祭

人死すれば親族に通知し、知己朋友近端相寄りて弔し、即夕僧侶を招きて讀經をなす、之を枕經と云ひ、入棺式を了り、次で行列嚴かに菩提寺に進み、宗儀に由りて遁世の式を行ふ。

上佐賀地方にては柩其他一切の品物を近隣加勢の者にて新調す。

葬儀の翌日は三日参りとして遺族近親のみ墓参し卒塔婆を立て、三日垣を結び菩提寺に暑寒の服を供ふ。

法事は七日目に初七日の茶講を始めとし、七日七日に同事を行ひ、四十九日の供養、一年回忌、三年回忌、七年回忌、十三年回忌、十七年回忌、二十五年回忌、三十三年回忌、五十年回忌、百年回忌等を行ふ。

第二節 習慣行事

古來傳はりたる慣例行事種々ありと云へども、時勢の推移と共に漸次形式上の變化を免れず。又た其地方により一律なるものありと雖ども、今左に其由來の參考に値あるもの、及び比較的多く行はれたる習慣行事の梗概を掲げん。

一 一月一日年始

年始は俗に年取りの日と云ふ。早朝起き出で年徳善神に禮拜し、家族團欒屠蘇酒を酌み交し、三寶(米・密柑・橙・干柿・鯉魚・昆布・鰻等を載せたるもの)を載き、次に年取り餅(高膳に餅一重

を載せ其上に綱を置く土地によりて種々の作法ありを載き式を終る。然る後其年取の餅を小さく切りて雑煮となし、年始の初膳として食す。夕方は節の膳と稱し、初めて年始の米飯を食す。而して夜は早く寝ね、吉夢を祈るを例とす。

二 懸菰

正月元旦より十五日迄、内庭に菰を張り懸菰といふ。傳稱す、昔時戦亂日久しく元日に至るも尚ほ破壁を繕ふ能はず、僅に菰を懸け破壁を蔽ひしもの因襲俗を爲せりと。今は之を存せるもの少し。

三 門松

門前に松樹を立て之を門松と稱へ、一月一日に立て十五日に撤す。之を松立といふ。

四 鬼火

一月七日黎明門前に竹及び藁を焚き、之を鬼火と稱す、鬼退治の意なり。而して其の時年徳善神に奉りし餅を焼きて家族皆之を食ふ、是れ福を得ると云ふ意なりとぞ。又兒女は俗に「ほんげんぎよう」として竹及び藁を以て小屋を作り、前日より終夜火を焚き餅を焼きて樂み、其當日未明火を點し竹竿に吉書を結び着け之を燃し灰上に昇る時は手蹟の上達すると祝するなり。然

れども此「ほんげんぎよう」は漸次廢れて、現今は一部に之を存するのみ。

五 鬼豆打ち

一月七日夜、煎豆を撒て鬼は外福は内と唱ふ。

六 七福神

一月七日、部落の青年或は少年少女等七福神に扮して其の部落又は他の部落に行き、各戸に七福神の這入りと唱へて七福神の所作事を演ず、是其の家の幸福を祈り且之を祝ふと云ふ意なり。祝はれたる家は之に對し餅若干を與へて其の好意に酬ゆるを常とす。然れども現今之を行ふ所極めて少し。

七 荒神餅

一月九日の朝は、荒神に供へたる餅を焼きて食ふを常とす。

八 土龍打

一月十四日は、竹竿に藁を束ねて槌の如く造り童子之を持ち部落内に集合し、各戸毎に一齊に之を打ちて其の家を祝ふなり。其の歌は、

なれ／＼(實を結ぶの意)柿の木。ならずの木をば(結ばざる木を云ふ意)なれぞと云ふた。千なれ萬なれ億萬なれ。

蔓落ちするな、空花咲くな。人のちぎる時は(人の探る)濠の岸になれ、おどんがちぎる時は(自己の探る)畑の真中になれ。去年よりは今年は、世間がようして(好く)天うして、長うして、ぶら／＼となれ。十四日の土龍打。

九 二十日正月

一月二十日には二十日正月と稱し、忌明のもの又は年並悪しきもの等は此日を以て更に越年の式を擧ぐる風習ありき。

十 此月流し

二月の初午の日には、少女等糸柳の枝に大麥・かな草・及び髪を少許白紙に包み水引にて結び、

此の川や／＼、廣さ深さは知らねども、流るゝ先まで延べや黒髪／＼。

と唱へ、流れ川の橋頭より流す風習ありたれども、今は殆んど之を見ること少し。

十一 三月三日節句

三月三日の節句を桃節句又は雛節句とて、人形を飾り蓬の餅を供へ桃酒を飲み少女の將來を祝ふを例とす。

十二 四月八日灌佛式

各寺院にて華堂を拵へ、下には盥の中に釋迦の像を置き甘茶を注ぎ、各家に於ては其の甘茶を受け頂く風今尙ほ存す。

十三 五月五日節句

男子の節句とて、戦争或は武將勇士を描ける幟を建て或は鯉の吹流等を懸へし、男兒の成人を祝す。

十四 六日菖蒲

五月四日頃より菖蒲に蓬を附して軒に差し、六日には六日の菖蒲とて之を小さく割り頭に鉢巻する風あり、之を施す時は頭痛を避け得べしとの迷信あり。

十五 七夕

七月七日を七夕と云ふ。此の夜は天界に於ける牽牛織女の兩星天の川に於て相會する日柄なりとて前日より七夕饅頭と云へる麥饅頭を製し菓物等を添へて之に供ふ。其翌朝未明に起き出で露の滴水をとりて墨汁となし之を以て書したる手蹟及び縫物等を高く掲ぐるの俗ありしかども、其慣例も殆んど廢れたるが如し。

十六 盆祭

以前は、陰曆七月十三日より三日間行ひたりしが、曆本に太陰曆を廢せらし後は陽曆七月若しくば八月に行ひ、或は尙ほ陰曆七月の舊俗を守るなど地方によりて同しからず。

新佛には初盆として親戚近隣より盆提灯其他素麵等を贈るを例とし、其提灯は佛前又は墓前に點燈するもの多し。又た新喪の家にては、七月中數間の竿頭に紅色の燈籠を掲ぐる地方ありしも漸次廢れ行くを見る。

盆綱引とて大綱を練り東西に分れ綱引の競争をなす風習今尙ほ北部の地方に行はる。

十七 精靈流し

七月十五日若しくば其翌十六日の夜盆祭に供へし品物を小さき花船に乗せ近傍の河川より流すことを精靈流しと云ふ。船は各自趣向を凝らし種々裝飾を施し之に提灯を點ずるが故に數多の花船相交りて緩流を下る様は得も言ひ難き程の美觀にして、一名河施餓鬼とも稱し盆祭の樂みとなれり。

十八 夏祭

俗に祇園會と云ひ、概ね、七八月の交各村の村社に夏祭を行ふ。餘興には手踊或は宮相撲等を行ふ所多し。久保田村宇大立野龍王神の祭禮の如きは遠近より群集し三四日に互り夜を徹して

盛なる餘興を行ふと云ふ。

十九 供日

供日は概ね村社の秋祭にして、又た豊年祭の意味にも見ることを得べし。時期は地方によりて異なれども大抵十月又は十一月頃とす。神社にては下の宮を假設し前夜深更御神幸の式を行ひ神輿を下の宮に安置して終夜護衛し奉り祭禮當日の午後上宮へ御還幸の式を行ひ神輿を神殿に奉還し參詣人は神輿の下を潜るを例とす。而して氏子の家々は氏子外の親戚知己を招待して供日の饗應をなし鮎の料理を最も珍となす。尙ほ神輿進幸の時は浮立を其の行列の主なるものとし且つ村々の重立ちたる家を打ち廻るが故に、浮立の鐘音遠近相應し供日祭の景致を盛ならしむ。

二十 秋祭

前に掲げたる供日とは異なり氏子中集りて村社の秋祭を行ふ。而して氏子中毎年順番に祭禮の世話掛を定め其の家にて萬事之を處理し、料理其の他の用向につきては近隣より之を加勢するを常とす。時期は概ね十月なり。

二十一 煤掃ひ

年末二十六七日頃煤取りとて、一年一回の大掃除を行ふ。

二十二 餅搗き

概ね十二月二十八九日の頃は正月の餅搗きとて村落は甚だ賑ふものなり。村中の老若相集り小杵を用ひ數人樂しき掛聲を合せて餅を搗くを例とす、大家にては四五俵の多きを搗くものあり。

二十三 金立社詣

正月の金立社參詣は郡内一般よりするを常とすれども、郡の西部地方にては六七月の頃一日の閑を渝み村内擧つて所謂村詣をなす、是米穀の豊熟を祈らんが爲にして御守札を求め來り村の入口及び各人所有の田地に立て置くなり。之を金立社詣と云ひ村の樂みともなれり。

二十四 彦山詣

豊前の英彦山に長途參詣をなすを云ふ。概ね三四月春の季節に於て之を行ふ。汽車にて參詣のものは往路田代驛に下車し、附近の勝地又は他の神社佛閣等にも廻禮して彦山に詣で、歸途迂回して汽車便により歸郡するもの多し。彦山宿泊は主として歸依の坊跡を尋ねるを例とす。下山の際は彦山名物の飯杓子草履等を土産として購ひ歸り。近隣に配與するなり。此參詣には部落には權現講なるものを組織し、毎年抽籤を行ひ順次四五軒づゝ參詣す。歸家すれば權現講を開

き明年參詣の抽籤を行ふなり。

以上行事は以前は概ね陰曆に由り行はれ來りたるものなるが故に明治四十二年十二月二十二日郡長原田守造は郡告諭第一號を以て左の通り實行を諭されたり。

佐賀郡改定行事表

二月一日	雇人出替日
三月十日	雛祭日
五月二十七日	兜祝日
自七月十三日 至同 十五日	盆會日
七月十三日 十二月三十一日	取引決算日

然れども未だ郡内一律に行はれざるが如し。

第二章 篤行者

第一節 藍綬褒賞受領

佐賀縣士族 眞崎照郷(巨勢村)

資性篤實夙ニ手延素麵ノ製法甚タ迂遠ニシテ得失相償ハサルヲ慨シ心ヲ製麵機械ノ創造ニ傾ケ爾來覃精刻苦二十餘年費ス所九萬餘圓爲メニ家産ヲ蕩盡シ艱厄阻碍ニ遇フモ屈撓セス奮勵研鑽益々改良ヲ加ヘ遂ニ克ク素志ヲ達シ今ヤ販路ヲ中外ニ擴メ裨益ヲ斯業ニ與フルコト尠カラス其成績著明ナリトス仍テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治四十年一月二十五日

奉勅

賞勳局總裁從二位
勳一等子爵 大 給 恒

此證ヲ勘査シ第五百八十號ヲ以テ褒章簿冊ニ登記ス

賞勳局書記官 横田香苗
從四位勳三等
賞勳局書記官 藤井善言
正六位勳五等

第二節 感狀受領

明治三十七八年戰役に於テ感狀を受けしもの左の如し。

歩兵第十四聯隊第十一中隊小隊長

陸軍歩兵少尉 古賀音次郎(東與賀村)

明治三十七年七月三十一日檜樹林子附近ノ戰鬪ニ於テ佐々木支隊ノ西篇岑附近ノ敵ヲ攻撃スルニ當リ敵將ニ攻撃ニ移轉セントス少尉乃チ奮然小隊ヲ提ケテ邁進シ第十二中隊ニ協力シテ敵鋒ヲ挫折シ進ンテ斷崖ヲ攀チ敵ノ陣地ニ向ヒ前進ス敵ノ陣地ハ堅牢ニシテ彈丸雨注シ死傷算ナク我行進稍々澁滞ノ狀アリ少尉ハ勵聲叱咤部下ヲ激勵シテ敵中ニ突入ス少尉先ツ負傷シ分隊長三名相踵テ死傷シ兵卒ノ斃ル、モノモ亦タ甚多シ少尉屈セス一氣挺前敵ノ陣地ヲ奪取シ附近ノ敵ヲ擊攘セリ少尉ノ此果敢ナル動作ハ支隊勝利ノ端緒ヲ開キタルモノナリ仍テ本職ハ此ニ感狀ヲ授ク

明治三十七年七月三十一日

第一軍司令官男爵 黒木 爲 楨

歩兵第二十三聯隊

陸軍歩兵大尉 眞木 豊 義(神野村)

右者明治三十七年七月二十五日大石橋占領ノ隊某左側衛中隊トナリ優勢ノ敵ヲ驅逐シ又所屬大隊ノ前衛トナリ後老古林子ニ向ヒ前進中咫尺ヲ辨セサル暗夜敵ノ歩兵約二中隊埋伏シテ急襲シタルモ獨立之ヲ擊退セリ爾來數回ノ戰闘ニ從來シテ屢々功アリ殊ニ八月三十日首山堡攻撃ノ際大趙家台ニ先進シテ左翼隊ノ右側ヲ掩護スヘキ任務ヲ受クルヤ危險ヲ冒シテ前進シ地形及敵情ヲ偵察シ且ツ本隊爾後ノ前進ヲ顧慮シ獨斷ヲ以テ大趙家台無名河ノ線ニ在ル敵ヲ擊攘シテ之ヲ占領シ以テ左翼大隊ノ戰闘ヲ容易ナラシメ更ニ第一線中隊トナリ極力部下ヲ獎勵シテ奮戰シ其際頭ニ貫通銃創ヲ受ケタリ以上列記スル如ク大尉ノ功績極メテ偉大ナルヲ認ム仍テ感狀ヲ授與ス

明治三十七年九月六日

第二軍司令官男爵 奥 保 鞏

騎兵第三聯隊

陸軍騎兵少尉 古賀 傳 太郎(北川副村)

右者明治三十七年九月三十日長灘附近出發新民應西方地區ヨリ遠ク鐵嶺方向ノ敵情及地形ヲ偵察スヘキ任務ヲ以テ下士以下十騎ヲ率キ大灣附近ヨリ遼河右岸ノ地區ニ進出シ新民應西北方ニ迂回シテ遠ク前進シ深ク敵中ニ入り鐵嶺以南遼河河孟ノ狀況及地形ヲ明ニシ時機ヲ失セス之ヲ報告シ居ルコト實ニ十有八日十月十七日在李大屯ノ所屬聯隊ニ復歸セリ其間敵騎ノ迫害ヲ受クルコト四回馬賊ニ遭遇セシコト三回常ニ勇敢機敏ニ處置シ糧食金錢ノ缺乏ヲ意トセス苦心焦慮百計ヲ盡シテ以テ克ク其任務ヲ達成セリ仍テ感狀ヲ授與シ其武功ヲ表彰ス

明治三十七年十月三十日

第二軍司令官男爵 奥 保 鞏

歩兵第四十八聯隊第四中隊

陸軍歩兵一等卒 野 口 常 一(新北村)

右者明治三十七年八月三十日首山堡ニ向テ前進ノ際左側斥候トナリ前哈喇河子附近ニ在ル歩兵第八聯隊トノ連絡ニ任シ途中優勢ナル敵騎ニ遭遇シ之ヲシテ約六十米突ニ近カシメ一撃以テ最

先ノ人馬ヲ殲シ他ノ一名ヲ傷ケテ之ヲ走ラセ且其武器ヲ奪取シ遂ニ連絡ヲ全ウシテ復命セリ又九月三日遼陽攻撃ノ際敵前約六百米突ニ於テ決戦陣地ヲ形成スルニ方リ進テ選ニ當リ摘拔セラレタル他ノ九名ト共ニ自若トシテ敵ノ十字火ヲ冒シ作業ニ從事シ肩部ニ貫通銃創ヲ受ケ臂膊麻痺シ動作意ノ如クナラサルモ退却スルコトヲ肯セス遂ニ工事ヲ完成セリ其所爲ノ沈勇ナル他ノ模範トスルニ足ル仍テ感狀ヲ授與シ其武功ヲ表彰ス

明治三十七年九月六日

第二軍司令官男爵 奥 保 章

徒歩砲兵第三聯隊

砲兵上等兵 内田光太郎(兵庫村)

砲兵一等卒 副島長三郎(鍋島村)

砲兵助卒 北 峰 普(鍋島村)

明治三十七年十二月十八日東鷄冠山北砲臺攻撃ノ際敵前約百米突ノ一石堡壘ニ在テ猛烈ナル敵火ヲ浴ヒ砲及砲手多ク損傷セルモ克ク長時間有力ナル射撃ヲ以テ敵ノ後方連絡ヲ遮斷シ同砲臺ノ占領ヲ容易ナラシメタリ

明治三十八年五月二十二日

第三軍司令官男爵 乃 木 希 典

第三節 善行表彰

久保泉村大字川久保三百四十三番地

竹細工行商平民 川 原 ス エ

安政六年九月八日生

平生貞節ヲ勵ミ殊ニ夫病氣ニ罹リ候爾來貧困ニ陥ルト雖モ一身ノ勞力ヲ以テ生計ヲ立テ數人ノ幼子ヲ養育シ多年志操ヲ變セサル段奇特ニ付其賞金參圓下賜候事

明治十九年八月十八日

佐 賀 縣 知 事

本庄村大字袋四十四番地

平民農業 福 田 常 吉

嘉永四年十二月二十日生

平素父母ニ事テ孝養猶能家業ヲ勵ミ殊ニ父勝平儀數年前ヨリ篤疾ニ罹リ臥褥ニ就キ身體自由ナラサルヲ以テ舉篤待養ヲ忘ラス二十年ノ久シキ志行終始一ノ如シ洵ニ奇特トス爲賞金參圓下賜候事

明治二十年一月二十日

佐賀縣知事

高木瀬村大字東高木九十八番地

士族農業 百 武 熊 一

明治五年十月廿七日生

祖父及父母に對し孝順を盡せし爲め明治二十年九月廿日佐賀縣知事より賞金壹圓五拾錢を下賜せらる。

神野村大字神野二百五十五番地

平民農業 峰 源 次 郎

安政三年九月三日生

平素品行端正孝養顯著にして爾後志操を變ぜず老母に孝養を盡せし處明治三十四年五月八日老

衰病に罹り滿八十歳の高齡を重ね死亡せり。其後現今まで農業をなせり。明治二十年九月二十日佐賀縣知事より賞金參圓を下賜せらる。

東川副村大字諸富津二百三番地

平民古着商 西 村 儀 市

明治十四年六月十三日生

平素孝順夙ニ父ヲ喪ヒ一家生計困難ニ際シ幼弱ノ身ヲ以テ母ヲ助ケ晝夜寒暑ノ別ナク苦難ヲ厭ハス職業ニ電勉シ家計ヲ補ヒ傍ラ其所得ヲ割テ自己及幼弟ノ學資ニ充テ勉學怠ラス五年星霜志行一日ノ如キハ洵ニ奇特トス依テ爲其賞金二圓下賜

明治二十五年八月十五日

佐賀縣知事

佐賀郡鍋島村大字八戸溝副島門三次男

副 島 次 六

明治五年三月廿八日生

資性至孝幼ニシテ母ヲ喪ヒ父亦老衰家業ニ堪ヘサルヲ以テ一身之ニ任シ得ル所ノ利潤ヲ以テ老

父及繼母ノ嗜好ニ充テ尙數人ノ弟妹ヲ愛育スルコト多年一日ノ如ク恂ニ奇特トス因テ爲其賞金壹圓五拾錢下賜

明治廿七年一月廿六日

佐賀縣知事從四位勳四等 田邊輝實

川上村大字東山田百三十七番地

戶主平民青物商 西原啓一

安政六年十月十五日生

平素孝順曾テ父眼病ニ罹リ遂ニ盲目トナリ且老衰病ニ就ク多年ノ赤貧ノ央日々家業ヲ勵ミ藥餌ノ供給常ニ父ノ意ヲ充タシメ待養怠ラス數十年ノ久シキニ亘リ能ク子トタルト婦タルノ道ヲ盡シ志孝一日ノ如キハ恂ニ奇特トス因テ爲其賞金三圓下賜

明治三十三年十月十四日

佐賀縣知事

小關村大字關屋二千四百六十番地

平民農業 古川幸七

嘉永三年正月廿五日生

平素父母ニ事エテ孝養日夜業務ニ勉勵シ能ク一家ノ親睦ヲ全フシ其志操ヲ變セサル數十年ノ久シキ一日ノ如キハ恂ニ奇特トス因テ爲其賞金一圓五十錢下賜

明治二十二年九月十日

佐賀縣知事

木盃一個

佐賀郡北部教育會 小森秀一郎

小關村大字小副川百七十二番地

平民農業 小副川セキ

明治十六年十一月廿四日生

資性順良ニシテ至孝多年父母ノ病ヲ看護慰養シ母病沒シテ生計益々窮困ニ陥ルモ夙ニ起キ夜ニ遅ク寢ネ家事ヲ勵ミ一少女ノ身ヲ以テ克ク一家數戸ヲ糊シ嘗テ公租ヲ忘ルコトナク鄉黨皆至孝ヲ稱ス恂ニ奇特トス仍テ爲其賞金參圓ヲ下賜ス

明治三十三年六月三十日

佐賀縣知事

木盃一個

佐賀郡北部教育會 小森 秀一郎

明治四十二年十二月六日

久保田村大字新田八十二番地

平民漁業 力 久 米 吉

明治十五年六月二十二日生

久保田村大字新田八十二番地

平民漁業 力 久 庫 吉

明治二十一年四月十九日生

久保田村大字新田八十二番地

平民漁業 力 久 綱 吉

明治二十六年四月三日生

明治四十二年十二月六日

右三名は人生救助に依り佐賀縣知事より金若干を下賜せらる。

西與賀村大字相應津五十四番地

平民魚商 古 賀 政 吉

慶應三年九月五日生

孝順を盡せし爲め本縣知事より賞金參圓下賜。

佐賀郡松梅村

石 井 マ サ

資性溫和篤實夫死亡能ク婦道ヲ守リ家政ヲ整ヘ三十餘年ノ久シキ貞節ヲ變セサル段洵ニ奇特ナ

リトス依テ爲其賞金二圓下賜候事

明治四十五年二月十二日

佐賀縣知事正五位勳六等 不破 彦 麿

巨勢村字牛島村

小 森 ナ カ

平生善く父母に事へ殊に寡婦の身として多年父の病苦を慰め孝養を盡せしため、明治十七年三月二十七日佐賀縣令鎌田景弼より金一圓を下賜せらる。

第三章 赤十字社及愛國婦人會

第一節 赤十字社

沿革 日本赤十字社は明治二十年の創立にして、各府縣各郡市に委員部を置き、同事務を委囑せらる。明治二十八年四月佐賀縣支部設立、各郡市長に委員長を委囑せられ、各町村に分區を設け町村長助役に分區委員補助分區委員を委囑し、明治四十三年町村に收入委員を設け各般の事務を處理し來れり。

事業の概要 明治二十八年四月支部設立に付社員三百三十餘名を募集し、同二十九年十一月支部總會開催せらるゝに當り社員四百餘名を増募せり、同四十一年十二月大詫間村分區は年釀金收入成績優良に付分區總會を開催し、支部長より褒狀及忠愛旗を授與せられ、大正二年十一月佐賀郡市聯合總會開催に付社員六百五十餘名を増募し、年釀金の大整理を行へり。大正二年十二月の中川副村分區は年釀金納入成績優良に付分區總會を開き支部長より褒狀及忠愛旗の授與を受け其成績を表彰せらる。

社員表

年次	社員數	人口	社員一人に對する人口	年次	社員數	人口	社員一人に對する人口
明治廿七年	八七	一〇〇、五〇〇	一、一五五	同廿八年	一、八四八	一〇七、四四五	五八
同廿八年	四二〇	一〇二、一四三	二四三	同廿九年	一、九四五	一〇八、一九五	五五
同廿九年	八三七	一〇二、一四三	一二二	同四十年	二、二九一	一〇九、一七一	四七
同卅一年	一、〇四	一〇三、五八四	九三	同四十一年	二、三九五	一〇九、四三八	四五
同卅二年	一、二四五	一〇三、七三二	八三	同四十二年	二、四一七	一〇九、四八九	四五
同卅三年	一、三七一	一〇三、七三二	七五	同四十三年	二、四三八	一一〇、七七〇	四五
同卅四年	一、六四三	一〇九、四八二	六六	同四十四年	二、七五六	一一〇、七七〇	四〇
同卅五年	一、五七四	一一〇、八一九	七〇	大正元年	二、七五六	一一〇、七七〇	四〇
同卅六年	一、六二三	一一二、一二八	六九	同二年	三、三六八	一一一、一六七	四〇
同卅七年	一、六〇二	一一三、二九二	七〇	同三年	三、二五〇	一〇三、三三四	三〇
同卅七年	一、七八〇	一〇七、九二五	六〇				三二

赤十字社々員表

(大正四年九月現在)

村名	特別社員數	修身社員數	正社員數	計	人口	社員一人に對する人口
北川副村	一	三四	八〇	一一五	四、〇〇一	三四
東川副村	一	四四	一一九	一六四	五、三二九	三二
新北村	四	二〇	七〇	九四	五、〇七九	五四
計					五四五	

中川副村	八七	一三二	二二七	五、六五三	二四
大詔間村	五、五四	七七	一三四	二、二〇六	一六
南川副村	一三一	一〇五	二三七	七、三九八	三一
西川副村	六八	一〇六	一八六	六、三二八	三四
本庄村	三三	一〇六	一四一	三、一九四	二二
東與賀村	三〇	一六七	一九七	五、九五四	三〇
西與賀村	四一	一五五	一五六	三、五〇六	二二
嘉瀬村	七四	七五	一四九	四、三二二	二九
久保田村	五三	二四二	二九九	九、二〇九	三〇
神野村	二四	六四	九〇	三、七一〇	四一
巨勢村	四三	三二	七四	二、五五一	三四
鍋島村	五八	七四	一三三	五、四三七	四〇
兵庫村	五〇	一〇五	一五七	五、〇三八	三二
高木瀬村	五一	五六	一〇七	二、九六四	二七
春日村	六四	八四	一四八	三、四九七	二三
金立村	五三	五二	一〇五	三、六三四	三四
久保泉村	三四	四九	八四	四、三三一	五一
川上村	四二	六六	一〇八	七、〇五〇	六五
松梅村	一五	三一	四八	三、〇九七	六四
小關村	二一	二一	四二	二、六八四	六三
合計	三二	二、〇四〇	三、一九五	一〇七、一七二	三三

第二節 愛國婦人會

沿革 愛國婦人會は明治三十四年の創立にして、各府縣に支部を置き、各郡市長に同事務を委嘱せられ、同郡市長夫人に幹事を委嘱せらる。明治三十七年十月郡に幹事部を新設せられ、郡長に顧問を同婦人に幹事部長を委嘱せらる。明治三十八年一月各町村に受持幹事を委嘱せられ、明治四十三年八月各町村に委員部を設置し町村長に委員を、同妻女に幹事を委嘱し、収入委員を設け一切の事務を處理し來れり。

事業の概要

明治四十三年以降郡内遺族癡兵の生活困窮者に對し本會定期救護金贈與額人員左の如し。

明治四十三年定期救護金	二五四、〇〇〇	人員	三六
明治四十四年度	二五五、〇〇〇		三九
大正元年度	二五五、〇〇〇		三九
大正二年度	二二〇、〇〇〇		三九
大正三年度	二七〇、〇〇〇		四一

明治四十五年七月北川副村軍人遺族高尾ナミ生活困窮に付生活の途を講ぜしむる爲め支部長より繩絢機械を贈與す。

大正二年十一月佐賀郡市聯合總會開催會員六百餘人を増募し滞納會費の整理をなし、郡内軍人遺族及び癡兵を招待し支部長より菓子料として九十二圓を百八十四人に贈與す。

大正二年十二月中川副村委員部會費納付成績優良に付總會を開き、支部長より赤誠旗を授與し其成績を表彰せり。

大正三年日獨戰役に際し本會及支部より戰死者準戰死者二十三人内將校四人に吊旗を、下士卒十九人に香花料供物料九十五圓を贈與せり。

大正三年有明海沿岸高潮被害には軍人遺族同被害者に對し支部長より臨時救護金二十圓を二人に贈與せり。

以上の外臺灣討伐隊漢口駐屯軍に對し又は日露戰役日獨戰役に當り慰問袋を募集贈呈せり。日獨戰役に際しては六千五百二十九個の慰問袋を得たり。

會員表

年次	會員數	女子人口	同上百に對する會員數	年次	會員數	女子人口	同上百に對する會員數
明治三十七年	八三	五三、四二四	〇・一五	明治四十三年	一、〇八七	五五、一〇七	一・九七
同三十八年	四七一	五四、三五四	〇・八六	同四十四年	一、〇五八	五五、一〇七	一・九二
同三十九年	九〇九	五四、四八二	一・六六	大正元年	一、〇三〇	五六、五二八	一・八五
同四十年	一、〇三八	五四、五二一	一・九〇	同二年	一、六六二	五一、六二五	三・二一
同四十一年	一、〇五八	五四、五五〇	一・九三	同三年	一、五六〇	五一、六一五	三・〇二
同四十二年	一、〇七五	五四、五五〇	一・九七				

愛國婦人會員々數表

(大正四年九月現在)

委員部名	有功章者	終身會員數	會員數	計	女子人口	同上百に對する會員數
北川副村		一三	四五	五八	二、〇七三	二・七
東川副村		二六	五六	八二	二、六四六	三・〇
新川北村	二	二五	三九	六六	二、四三五	二・七
中川副村	二	三三	九四	一二九	二、八二四	四・五
大川副村		三三	四三	四三	一、一二一	三・八
南川副村	二	三〇	四三	一八三	三、六七五	四・九
西川副村		一六	九二	一〇八	三、一三一	三・四
本庄村		四	二一	二五	一、五七一	一・五
五四九						

佐賀郡誌終

東與賀村	西與賀村	嘉保村	久保田村	神野村	巨勢村	鍋島村	兵庫村	高木潮村	春日村	金立村	久保泉村	川上村	松梅村	小關村	合計
一	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二
一七	一六	四七	二四	二四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三三
五六	八三	六六	八五	五二	一三	六一	八一	一九	一八	一九	二一	二七	二七	二七	一、一七六
六三	一〇〇	八二	一三七	五五	三七	八四	九一	二九	二五	二五	二九	三三	三七	三一	一、五二〇
二、九九五	一、六七四	二、二〇七	四、六二〇	一、八五七	一、三一四	二、六七五	二、五三八	一、四七〇	一、七六四	一、八三二	二、一五七	三、六二九	一、五九四	一、三五八	五三、一六〇
二・一	五・九	三・六	二・九	二・九	二・八	三・一	三・五	一・五	一・五	一・三	一・三	〇・九	〇・四	〇・二	二・八

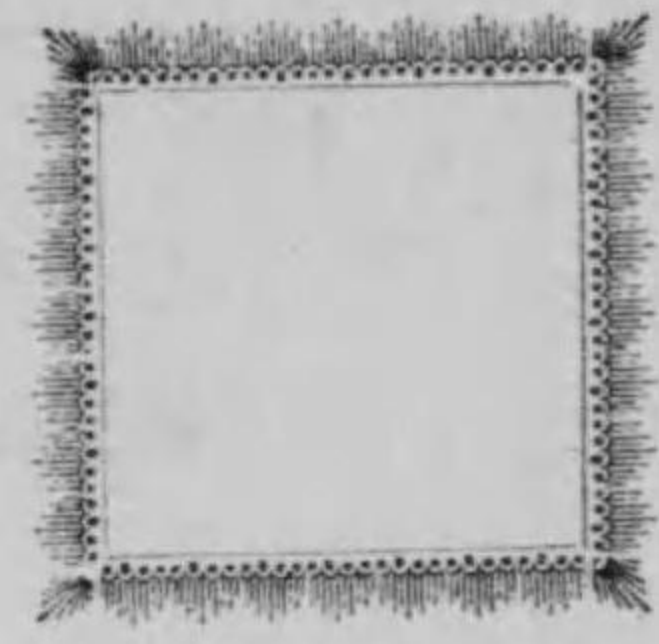
大正五年一月十七日印刷
大正五年一月二十日發行

佐賀郡誌
正價壹圓五拾錢

編纂者 社団法人 私立佐賀郡教育會

佐賀縣佐賀市大字松原町七十一番地 合併ノ一
佐賀郡役所内

右代表者 佐藤七太郎



發行者兼印刷者 牧川德次郎

印刷所 株式會社 秀英舍

佐賀市白山町七十二番地
東京市京橋區西紺屋町二十七番地

發行所 佐賀市白山町七十二番地
振替福岡二〇三〇番、電話五二三番
佐賀牧川書店

1-35172
若 <

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

~~318~~ 291.92
~~339~~ SA15

終